

本日經濟年報

昭和九年第二四半期

(九月十七日までの資料による)

第七十輯

330.59

N6856


T



00001107

東洋經濟新報社編





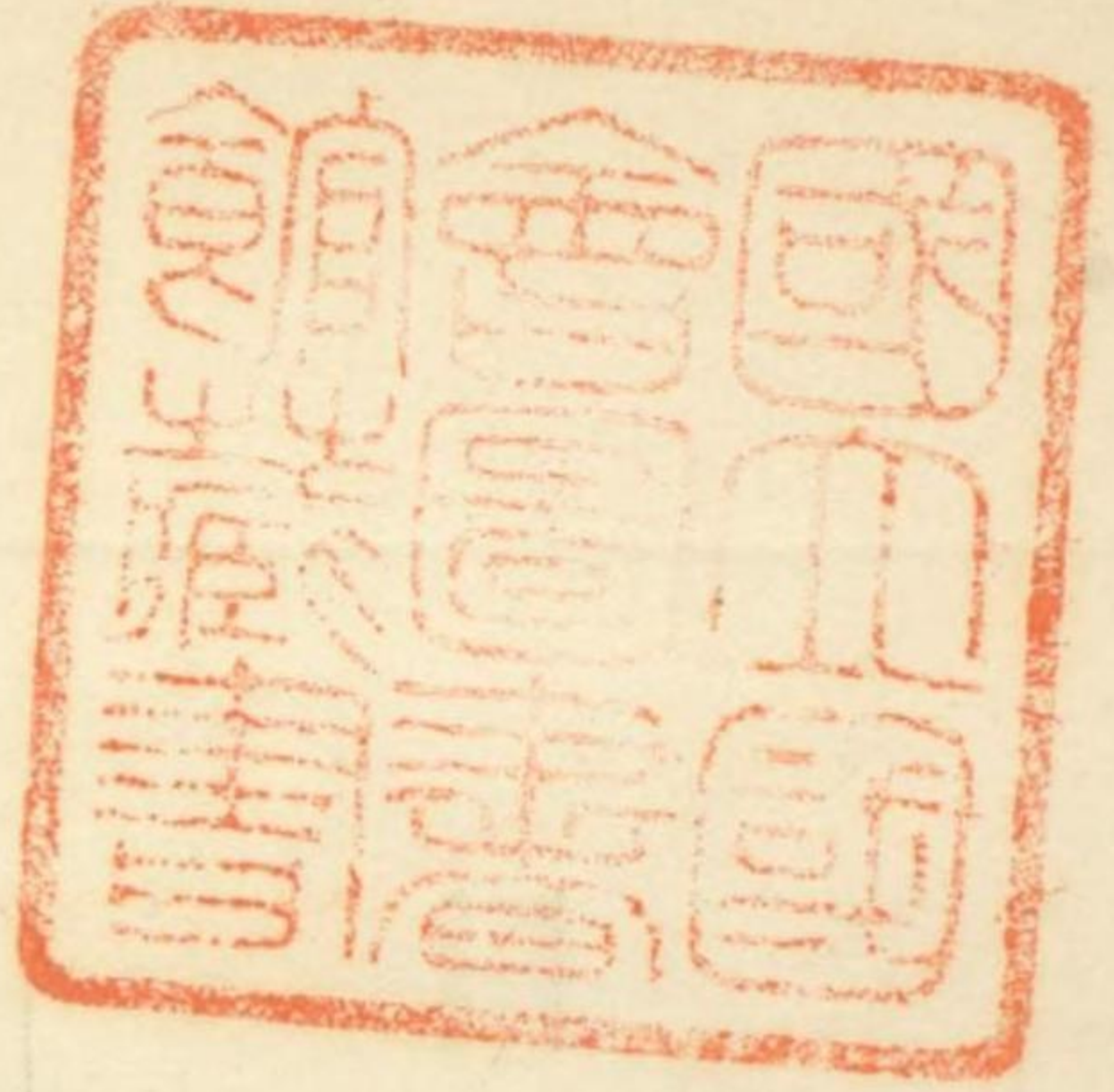
東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第十七輯

—昭和九年第二四半期—

東洋經濟新報社

330
24



1107

序

本年報がこの輯に於て讀者諸君に報告し、且つ相共に研究したいと考へた問題は數多あつたが、先づ『國際通商戰激化と我が新貿易政策の動向』『日本に於ける中間層の分析』を選んだ。日本商品が巨量に世界市場に撒布され、諸外國の商品が爲めに販路を失ひつゝある事實は、諸種の政治的方法に依る日本商品の締め出政策を生んだ。之に對して日本は協定貿易主義を以て臨み、諸外國と妥協しつゝある。この根本的な方針には國內に強い反對は比較的少い。

たゞ協定の範圍、程度に就ては外交當局者と當業者間には相當の議論が行はれた。貿易に就ては第十三輯に於ても取扱つたが、更にこの協定貿易主義を生んだ背景をなす國際貿易の現状、協定貿易の意義その限界及び貿易政策の將來等を正確に把握する事は、日本の國際經濟的地位を認識する上に緊急止む可からざる所以を痛感する。第十三輯と併讀されん事を希望する。

第二部、中間層の研究は、極めて興味が多い題目であるが、比較的困難であるが故に、文獻も少く、従つて纏めるに容易でない。本輯の分析は主として數量的觀察に主點を置いたもので、無論、序

序

(F) 日英通商評議會
(G) 日英會商

目次

一六

論的な考察の一部をなすものである。更に將來に於ける集成と完璧を期し度いが、これだけの資料とでも仲々に貴重なものであり、必讀に値すると自負する次第である。

第三部は『滿洲及び支那の情勢』及び『植民地の状態』を新たに採り上げた。前者に於ては特産市價の暴落——農業恐慌——に喘ぐ滿洲經濟を分析するとともに、對支棉麥借款、銀公司の設立等々最近に於ける列國の對支投資戰の諸様相を報告した。後者は主として、異常に高率な小作料の重壓に悩む朝鮮農村の状態に多くの頁を割いた。其他の各經濟部面の報告とともに、諸君の精讀を希望してやまなし。

本年報に對する吾々の態度は、飽く迄も讀者諸君との共同編輯だと云ふ事だ。カードを利用して諸君の希望を送り、吾々を鞭撻して欲し。

昭和九年八月三日

東洋經濟新報社

日本經濟年報第十七輯 目次

第一部 國際通商戰の激化と我が新貿易政策の動向……………一

序、日蘭會商の開催と協定貿易の歸趨……………一

第一節 協定貿易の成立とその發展……………三

一、日印新通商條約の締結と其特異性……………三

二、協定貿易主義の發展……………一〇

(A) 日英電球貿易協定……………一〇

(B) 日米鉛筆貿易協定……………一一

(C) 日米綿製數物貿易協定……………一二

(D) 日米燐寸貿易協定……………一三

(E) 日米鮪貿易協定……………一四

(F) 日米通商評議會……………一五

(G) 日英會商……………一六

(H) 日英メリヤス貿易協定……………一八

(I) 片貿易調整協定……………一八

三、日蘭會商と協定貿易……………三三

四、協定貿易と生産及び貿易統制の強化……………三五

五、協定貿易の成因とその矛盾……………三三

第二節 世界市場争奪戦の激化と日貨の進撃……………三五

一、世界貿易の不振と日本貿易の繁榮……………三五

二、英領市場に於ける日貨の進出……………三九

三、蘭印市場と日貨の勝利……………四一

四、中南米市場と日米貿易戦の展開……………四一

五、支那市場と我が再進出策……………五一

第三節 各國通商政策の強化と日貨の排撃……………五五

一、關稅戰の新展開……………五五

二、貿易管理の總動員……………六〇

三、國際貸借の悪化と爲替管理……………六三

四、協定政策の新局面……………六三

五、ブロック經濟の貿易政策……………六六

六、日貨排斥の諸情勢……………六八

七、ソシアル・ダンピング論の擡頭……………七一

八、世界貿易政策の本質とその將來……………七三

第四節 協定貿易の諸矛盾……………七五

一、ブロック經濟的貿易政策の矛盾……………七五

二、生産過剰と輸出増加の不可避性……………七六

三、國際貸借の新段階と輸出増進の必然性……………八三

第五節 我が新貿易政策の行方……………八五

一、通商自由の再確認と協定貿易の限界……………八五

二、貿易振興制度擴充の必要……………八八

三、我が新貿易政策の歸趨……………八九

第二部 日本に於ける中間層の分析……………九一

序……………九一

第一節 中間層の意義及び分野……………九四

一、中間層の意義……………九四

二、中間層の分野……………九七

第二節 我が中間層の數的地位……………九九

一、明治初期の中間層……………九九

二、國勢調査に現はれた中間層……………一〇三

第三節 中小商工業者の現状……………一〇九

一、中小商業層の分析……………一一〇

(A) 商業人口の過剰……………一一〇

(B) 短命的存在……………一一四

(C) 經營規模の問題……………一二六

(D) 經營内容の悪化……………一二七

(E) 金融諸條件の不備……………一二八

(F) 内部的缺陷……………一三〇

(G) 大經營の壓迫……………一三二

二、中小工業の實狀……………一三四

(A) 過小經營の競進……………一三六

(B) 金融機關と其の利用……………一三三

(C) 輸出工業活況と其の中小工業への反映……………一三五

(D) 中小工業の將來……………一三七

第四節 農村に於ける中間層……………一四〇

一、中層農の實相……………一四〇

二、急迫せる蠶絲恐慌の反映……………一四二

三、中層農に不利なる社會的諸條件……………一四四

(A) 米作者として見たる者……………一四四

(イ) 米作者の米穀購買高 (ロ) 經營規模別米穀生産と農家經濟……………一四四

(B) 金融上の缺陷……………一四九

(イ) 全國農村信用組合貸出狀況 (ロ) 農業用動産制度利用狀況……………一四九

四、没落の傾向……………一五二

第五節 俸給生活者の性質……………一五四

一、現在に於ける地位……………一五四

(A) 特質……………一五四

(B) 數的地位……………一五四

(C) 經濟的地位……………一五五

二、團結力の薄弱性と其の將來……………一五六

結語.....一五八

第三部 各經濟部面の分析と見透.....一六二

第一節 第二四半期の日本經濟.....一六二

- 一、物價は微騰.....一六三
- 二、爲替相場は頗る安定.....一六六
- 三、外國貿易は愈々好調.....一六七
- 四、事業の活動はノーマル突破.....一七〇
- 五、鐵道貨物は漸増.....一七〇
- 六、在荷状態は健全.....一七一
- 七、見透し.....一七五

第二節 第二四半期の世界經濟.....一七五

- 一、米英の景氣は上向した.....一七五
- 二、爲替低落國と金本位國との景氣の背馳.....一七八
- 三、何故背馳するか.....一八一
- 四、弗及磅の下落率と金物價の位地.....一八四

- (A) 英米の爲替低落度.....一八四
- (B) 金物價の世界的低落.....一八五
- (C) 世界貿易も依然悪い.....一八七
- 五、獨逸に於ける經濟恐慌.....一八八
- (A) 外國貿易の激減.....一八八
- (B) 國際收支の解剖.....一九〇
- (C) 國內の經濟狀況.....一九三

第三節 財政及び金融市場.....一九五

- 一、全國的低金利化の進行.....一九六
- 二、政府の公債政策とマーケット・オペレーション續行.....一九九
- 三、藤井氏の藏相就任と増税問題、借替問題の擡頭.....二〇一
- 四、インフレーションの漸進.....二〇八

第四節 産業界の動向.....二〇八

- 一、景氣跛行性の續行.....二一〇
- 二、軍需景氣の躍進.....二二二
- 三、輸出産業の好況と國內購買力の恢復.....二二六

四、生産設備過剰問題……………二九

五、見透し……………三五

第五節 労働者の状態……………三九

一、著しき跋行性……………三九

二、収入増加と其側面的事實……………四一

第六節 蕪恐慌と『飯米飢饉』下の農村……………四四

一、蕪恐慌の再深化……………四四

(A) 蕪恐慌の再深化とその深刻さ……………四五

(B) 激減した春蕪収入……………四九

(C) 養蠶業のある轉換様相……………四一

(D) 沼津蕪市場閉鎖問題と蕪市場取引の行方……………四四

二、無力なる蕪恐慌対策……………四七

三、米過剰下の『飯米飢饉』……………五一

(A) 飯米飢饉の實相……………五一

(B) 対策の効果？……………五五

四、矛盾に當面した小麦増産計畫……………五七

五、小作爭議……………五八

第七節 最近の政治情勢と岡田内閣成立の意義……………六〇

一、政局不安と政治諸勢力……………六〇

(A) 疑獄事件の發生と齋藤内閣の總辭職……………六〇

(B) 依然強力内閣を必要とする客觀的情勢……………六二

(C) 政局不安下の政治諸勢力……………六五

二、岡田内閣の成立とその特質……………六九

(A) 岡田内閣の成立とその出現理由……………七〇

(B) 注目を惹いた組閣の經過……………七二

(C) 新内閣の特質……………七四

第八節 植民地の状態（没落しつつある朝鮮農民の状态）……………七七

一、一般状態……………七七

(A) 物價の動き……………七七

(B) 貿易は好調……………七八

二、没落しつつある朝鮮農民の状态……………八二

(A) 朝鮮農村の春窮期……………八三

(B) 官廳統計の物語るもの……………二八四
 (イ) 自作農の没落 (ロ) 負債の重壓……………二八四

三、異常な小作料の高率……………二八九

四、朝鮮農地令の施行……………二九三

第九節 滿洲及支那の情勢……………二九五

一、滿洲經濟の跛行性……………二九五
 (A) 滿洲景氣の本體……………二九五
 (B) 特産恐慌の深化……………二九七
 (C) 産業界の悩みと外國資本……………三〇四

二、支那の窮狀と列國の投資戰……………三〇七
 (A) 支那に於ける經濟的危機……………三〇八
 (B) 聯盟の技術的援助の内容と其意義……………三二二
 (C) 對支借款の諸問題……………三二七

附 錄(詳細目次内部にあり)……………三三〇

日本經濟年報

第十七輯

—昭和九年第二四半期—

(昭和九年七月下旬迄の材料による)

第一部 國際通商戰の激化と我が新貿易 政策の動向

序 日蘭會商の開催と協定貿易の歸趨

日蘭會商は去る六月八日バタヴィアに開催されたが、爾來數次に互る彼我の折衝にも不拘、本文執筆の際には未だ何等確たる解決の緒を見出すに至らず、殊に去る七月二十五日突如蘭印政府が陶磁器輸入制限令を發布し即日その實施を宣言するに及んで、會議は早くも行惱みの状態に陥つたかの如くである。然し表面上如何に双方の主張が強硬であらうとも、會議の根底に流るゝ思想が依然ギブ・ア・ンド・テークの原則にあることに何等變りはない。蓋しかゝる相互妥協の精神に基く協定主義の原則こそ本會商成立の前提條件をなすものであり、例へば我が外務當局の公表に依るも、今回の會商をみるに至つた原因は『：：和蘭本國及蘭領印度政府は本邦と蘭領印度間に於ける貿易關係不均衡の調整方を希望し、之がためバタヴィアに於て貿易問題を全面的に協議し彼我貿易調整の途を講じ度き旨を提議し來つたが、右希望は事情已むを得ないものとして本邦は之に同意し』これに依り各種の輸入制

限及び輸入特許制等『類例の少ない排他的措置』を緩和撤廢し得られるものと期待した結果に外ならない。既にこの種協定貿易主義の原則は、曩の日印會商に於てその適用をみ、更に其後若干の商品に關しても同様の方針が採られたのであるが、然し今回の日蘭會商に於ける如く貿易問題の全面的協議に關しても右の原則が採用せられんとしてをることは、我が貿易政策上一のターニング・ポイントを印するものと云はなければならぬ。

然し乍らこうした協定主義への轉向が、現段階に於ける我が貿易政策として果して妥當なるものであらうか。それは畢竟するに、インフレ景氣の維持及び發展にとつて不可缺的條件たる我が輸出力の強化が、それを阻止せんとして益々尖鋭化する列國の國民主義的貿易政策との間に猛烈なる摩擦状態を惹起し、遂には武力的抗争にまで發展する危険性を懼れて、已むなく協定主義の鑄型の中にそれを押込めたものに外ならない。が、このことは何等事態の根本的解決を意味するものではない。又協定の内容をみても、最早それは單なる關稅率の互惠的協定の範圍に止まらず、更に數量協定、及びパートナー・システムに依る貿易尻の調整等にまで及んでをる。而てこのためには時に安いもの又は必要なるものが買へず、反對に高いもの又は不必要なもの迄も買はなければならぬ。斯の如き不自然なる貿易關係の強力的取り決めが、獨り我が貿易政策としてとなく、廣く世界各國の通商政策として、當を

得たるものであるかどうか、そこに尠なからぬ疑問の餘地の存することを認めなければならぬ。かくて當面せる協定貿易の歸趨如何は、我々の先づ取上ぐべき最初の問題でなければならぬ。

第一節 協定貿易の成立とその發展

一、日印新通商條約の締結とその特異性

わが通商外交上特筆すべき日印會商は本年一月五日協定成立に達し、四月十九日新通商條約の假調印を了へ、七月十二日ロンドンに於てその正式調印をみた。(註、一)昨年四月十一日印度政廳商務長官サー・ジョセフ・ポアー氏に依つて廢棄せられた日印通商條約が、單に最惠國條款を骨子とせるのに對して、右新條約の内容が如何に特異的なものであるかは既に周知の如くである。而てこの新通商條約の特異性こそ、單に對印通商政策の更新を表現する許りでなく、實に我が貿易政策の指導原理に對する重大な修正を意味するものに外ならぬのである。

日印通商條約の基本的原則

一、最惠國待遇

二、關稅の變更に關して行はるべき商議

第一節 協定貿易の成立とその發展

- 三、爲替相場の影響を是正すべき措置
- 四、印度に輸入せらるゝ日本綿布に對する關稅(從來七割五分)平織生地、從價五割又は一ポンドに付き五アンナを其他の綿布、從價五割
- 五、印度への日本綿布輸入數量
 - イ、三億二千五百萬碼對棉花百萬俵
 - ロ、一萬俵不足する毎に二百萬碼の割合を以て減ずること
 - ハ、一萬俵増加する毎に百五十萬碼の割合を以て増加すること
 - ニ、棉花百五十萬俵(綿布四億碼)を超過する場合は次年度に繰越すこと
 - ホ、綿布及び棉花に關してはその再輸出數量は輸入數量より控除せらるゝものとす
 - ヘ、綿布割當量の品種別區分
 - 平織生地 四割五分
 - 緣付生地 一割三分
 - 晒 八分
 - 色物その地 三割四分
- 六、新協定の實施
 - イ、ビルマの分離
 - 緣付生地又は晒の何れかの品種に對する増加は當該割當量の二割迄

ロ、新條約の効力は一九三七年三月三十一日迄とす

右の如く日印新通商條約の基本條件には多くの新なる傾向が認められるのであるが、就中注目すべきは次の點である。それは第一にわが國が從來の最惠國主義の立場に對し新に互惠協定主義の方針をも併用するに至つたとであり、第二に印度が綿布關稅の引下を行ふ互惠的條件として我が國が綿布輸出數量の制限と印棉輸入數量の保障を承認したことである。而てこの點こそ從來の我が通商政策に對して正に一新紀元を劃するものと云はなければならない。

從來わが貿易政策の中樞をなすものは云ふ迄もなく關稅政策であつた。然し安政四年の關稅制度創始以來明治四十三年に至る間は、未だ嚴密なる意味に於ける關稅政策の運用をみなかつたと云つてよい。それは外でもなく當時なほ稅權の完全なる回收をみるに至らず、自然その關稅政策なるものは屢々他律的拘束を蒙つたからである。然し乍ら、明治四十四年七月の第二次條約改正の結果、稅權の完全なる回收を基礎として新に改正關稅定率法が發布され、こゝに始めて自主的關稅政策の實現をみるに至つた。そして、これを契機として國內産業の育成を目的とする保護政策は漸次強化し、その平均課稅率をみるも、明治一—三二年の平均四%一九、同四十年の一五%九三に對して、大正二年には一%九八に達した。(註二) 其後、戰時中社會政策的見地より關稅の部分的引下を斷行した外は、大體

に於て累年上向の一途を辿り、殊に大正十五年及び昭和七年の關稅改正は世界關稅戰の激化に對抗するための超保護關稅の性質さへ備へたものであつた。斯の如く、稅權獲得以後に於けるわが關稅政策の動向を跡付けるとき、それが漸次保護的色彩を帯びて來たことは否定し難い事實である。然し乍ら同時に認めなければならぬ點は、從來わが輸出産業の保護獎勵上の必要から、海外諸國に於ける本邦品の待遇を確保改善するために、廣汎なる範圍の相互的關稅協定を行つた例の無いことである。(註三)事實現在、互惠的稅率を協定した通商條約は佛蘭西、佛領印度支那、及び伊太利との間に締結されてをるに過ぎず、而もその品目は極めて狭い範圍に限られてをる。(註四)以上の如く我が傳統的通商政策の根幹が原則として互惠協定主義を排して來たことには若干の理由がある。例へば明治四十四年第二次條約改正の結果、漸くにしてその完全なる回收をみるに至つた關稅自主權を尊重するの餘り、爾來他國との關稅協定を行ふことを好まず、また事實我が輸用品には原料關係の無稅品が多いため、協定稅率を定めて互惠的取極めをなす餘地が比較的乏しかつた關係もある。が根本的には、歐洲大戰を契機として飛躍的な海外發展を敢行しうる段階にまで到達した我が貿易機構が、その指導原理として通商自由の原則を要求して熄まなかつたからである。かゝる立場にある限り、實際問題として關稅協定又は其他の互惠的協定が、所謂ブロック經濟的貿易政策として排斥せられたことは、寧ろ當然のこと

と云はなければならぬ。かくて、從來わが貿易政策の根幹は、最惠國條款を骨子とする通商條約の普及を以てその目標とし、他國品と平等な立場に於て自由なる商戰を理想としたものであつた。従つてまた他國品を遇する場合に於ても、その有條約國と無條約國たるを問はず、等しく單一國定稅率の適用を以てし、何れの國に對しても何等差別的關稅を設くることなく、凡て自由平等の態度を以て臨んだのであつた。而て、かゝるわが貿易政策の指導原理は、爾來輸出産業の異常なる發達に伴れて愈々その存在意義を確認せられ、殊に最近に於ける低コストと低爲替に基く日貨の壓倒的進出を契機として、通商自由の要求が益々高唱せられねばならぬ段階に達したのである。

だが然し、さらぬだに世界恐慌の重壓に悩む各國は、かゝる日貨の強力的進撃に會つて妙なからず脅威を感じなければならなかつた。既に恐慌の克服策として極度に尖鋭化してゐた各國の通商政策は、これを契機として更に一層の強化を示し、關稅引上、爲替ダンピング稅、クォータ・システム、輸入商特許制等を敢行するとともに、最惠國條約を廢棄して互惠條約の締結を要求した。而てかゝるプロツク經濟的國際通商政策の焦點に置かれた日本が、獨りその指導原理たる自由通商の精神を固執することは、政治的にもまた經濟的にも非常に困難なことではなからぬ。そこで已むなく、通商外交上の根本方針を從來の自主々義の外に新に協定主義を併用し、相手國の事情を充分考慮した互惠的

基礎の上に彼我の貿易關係を調整することになつた。

日印通商問題はとりも直さず右の如き通商政策上の變化が實證された最初の場合である。最惠國條約は廢棄され、差別關稅は更に二割五分高められた。これに對し最惠國待遇の復活、關稅の引下を要求するには、尠くとも互惠主義の立場にある限り、何等かの互惠的條件が與へられねばならぬ。その條件として與へられたのが綿布輸出數量の制限と棉花輸入數量の保障とであつた。而て茲に注意すべきは、右の如く日本から與へた互惠的條件が、關稅の協定乃至は輸出價格の統制と云つた程度のもではなく、綿布輸出數量の制限と云ふクォータ・システムを容認し、且つ棉花の輸入を條件とする綿布の輸出と云ふ一種のバーター・システムを承認したものであることだ。更に、綿布と棉花に關する限りでは日本が非常な入超となるが、然しこの外雜貨の出超を考慮すれば、全體として日印貿易尻のバランスを目標に置いたものと思はれる。また若し日本が印度に與へた互惠的條件が單に關稅の引下であつたならば、日本と最惠國條約を結んでをる諸國は印度と同様の恩惠に浴するわけだが、然し右の如き條件では何等第三國の利益するところとはならない。寧ろ日本が印度に對して綿布の輸出を制限すれば、勢ひ第三國への輸出を増加しなければならぬから、この限り第三國の利益は却て脅されることになる。また印棉の輸入を保障することは、日本と最惠國條約を有する他の棉花輸出國にとつて何

等の利益をもたらすことなく、寧ろその不利を意味するものである。この點に於て、日本の認めたる右の如き互惠的條件は、第三國との最惠國條款を無力化する極めてブロック經濟的なものと云はなければならぬ。かくて、クォータ制、及びバーター制に依るバランス調整をその内容に持つ新なる互惠協定貿易の原則が茲に打ち樹てられたのである。

(註一) 日印新通商條約の假調印が遅れた一原因は協定成立後英國側が右條約の各條項は英印間の特惠協定に影響しない旨の條項を挿入することを要求したからである。然し我國はその代償として將來日本がその接壤國(滿洲國及支那等)との間に締結すべき特惠協定の承認方を要求したため、英國側はそれが實現の曉に於ては滿洲國及び支那に於ける英國の販路が喪失する恐れのある事情に鑑み、遂に右の提案を撤回することになつた。またその正式調印が斯の如く遅延するに至つた原因は、英本國政府が右の條約案文を仔細に點檢の結果、所謂密輸入の可能性を悞れて次の二點に關し重大な新提案を提議したからである。即ち(一)印度には英本國直轄の英領印度の外に四百餘の王領公領があり、之等は半獨立の保護領にして、大部分は英國政府又は印度政廳と條約を結んでゐるが、關稅に關し英國政府と條約を結んでゐない地方もあり、而も之等の王領公領にして海岸に位置するものは日本と直接取引をなすべく、從つて日本からの密輸入を招來する恐れがあるから、適用地域内には之等の諸領も包含することを明記すべし、(二)日本當業者の間に於ては四億碼はロング・ヤードにて長さのみを規定したもので、幅は無制限であると解し、廣幅織の新機械を据付け、綿布の幅を從來より増大し、以て實質的に四億碼以上の輸出を目論んでゐると傳へられるが、綿布の幅は從來一定せるものであるから幅も制限しこの種の抜け道を防ぐ意味に於てスクエア・ヤードと諒解する旨明記すること。

右の要求に對し日本側も朝鮮、臺灣、關東州を條約適用地域から除外することを要求したため、結局英國側に於て右の要求を撤回し、それらの點に關しては偏に兩國の紳士の協定に俟つことに決定した。

(註二) 日本經濟年報第十三輯、八八頁。

(註三) 川島信太郎、本邦通商政策の刷新に就て(經濟俱樂部講演第四十七輯)二五頁。

(註四) 外務省通商局、日本國諸外國間通商條約關係類別表。

二、協定貿易主義の發展

日印會商の協定成立を契機として、引續き商品別は國別を中心に貿易協定を行ふ機運が著しく促進され、政府又は民間會商の成立をみるに至つたものが尠くない。勿論、それらの協定の成否は一様でなく、また目下協定進行中のものもあるが、いま夫等の經過と内容に就て簡単に報告して置こう。

(A) 日英電球貿易協定(成立)

本邦電球の對英進出の結果多大の脅威を感じた英國當業者は、政府に向け右本邦電球に對し禁止的高率關稅の設定方を要求したが、幸ひ日英兩國政府間の斡旋に依り、日本當業者の輸出制限を條件として右關稅引上を中止することに協定成立した。いまその經過を述べると、一九三三年十一月英國商務省顧問サー・ホレース・ウイルソンより在倫敦松山商務官に對し、『英國當業者間に關稅引上運動ある

に鑑み、日本側に於て何等か安値電球の輸出を抑制する方法なきや』との通告を發して來たので、一九三三年十一月卅日日本電球工業組合聯合會を組織し、その定款の定むる所に依り省令強制検査の施行、之に伴ふ優良品の輸出單價協定による販賣値段の引上等、自治的統制を實施し、この旨サー・ホレースに通告した。が、サー・ホレースは右の報告に對して、單に單價を三割乃至五割位を上げたとして、猶ほ無制限に輸入確實であり、従つて斯の如き方法のみにては到底當業者を納得し得ず、依つてこの際關稅引上を中止せしむるには日本側より餘程徹底したる統制案を提示せられざる限り困難なる旨回答して來た。越えて一九三四年一月十六日、サー・ホレースは松山商務官に對して突如一九三四年度の日本電球輸入割當量として、家庭球二百五十萬個、自動車球二百五十萬個、豆球千三百五十萬個、變形其他八十萬個、合計千九百三十萬個を要求した。右の割當數量は一九三〇年乃至一九三二年の平均年額の五〇%に過ぎぬため、本邦側は一九三一年及三二年の平均年額を基礎として各種合計四千四百萬個の割當を希望し、其後稍々讓歩して四千二百三十四萬七千個の割當を要求した。これに對し英國側は三月五日最後案として、家庭球四百三十萬個、自動車球五百六十萬個、豆球二千二百八十萬個、變形其他百十萬個、合計三千三百八十萬個の割當を提示した。(一九三〇年七月一日以降一九三三年六月末に至る三ヶ年平均)この報に接した日本側は右割當數量が本邦側の要求せるものと甚しく懸隔が

あり、殊に家庭用電球に至つては著しき少數にて、斯の如きは一九三三年度を常態とせる工場設備に於ける本邦輸出電球製造者に對する割當に非常なる困難を來すものであると強硬に反對したが、結局五月七日聯合會理事會に於て、この際決裂は望まず、との意見一致した結果、右の割當數量を承認することになり、五月廿七日遂ひに兩者の協定が成立した。

(B) 日米鉛筆貿易協定(成立)

米國産業復興法實施の結果、本邦品に對しても各種の輸入阻止手段が講ぜられることになり、同關稅委員會に於て日本より輸入せられる鉛筆に對し相當高率なる追加關稅賦課の必要あることを認め、この旨米國政府に答申したが、然し我が政府はその責任の下に米國向輸出數量に制限を加へることを條件として右關稅引上の中止方を要求し、一ケ年の輸出數量を十二萬五千哥に制限すると同時に、毎月の最高輸出量を二萬五千哥とし、且つ毎三ヶ月の最高輸出量を四萬五千哥に制限することを代償として四月七日該協定は成立した。

(C) 日米綿製敷物貿易協定(成立)

右の鉛筆協定と全く同一趣旨の下に綿製敷物に關しN R A關稅委員會と我が大使館との間に折衝中であつたが、五月廿六日關稅委員會は日本が對米輸出數量を次の如く制限することを條件として、そ

の關稅引上率を豫定以下にとゞめる旨發表した。即ち、現行稅率に對する付加稅率を、

- 一、シュニールラッグには一平方ヤードに付十五仙
 - 二、イミテーション、オリエンタルラッグには二十三仙
 - 三、その他綿を主とするものに就ては從量一平方碼に付き五仙以上二十仙を課稅すること
- と決定し、一方稅率を豫定より引下げた代りに日本は

- 一、その對米輸出額を六月一日以降シュニールは一年に六十五萬平方碼(但し今年五月十一日から卅一日迄の輸出量が九萬碼を越えた時はその超過分を今年度分から差引くこと)
- 二、ヒットアンドミスラッグラッグスは三百二十五萬碼、その他のものは四百萬七千碼以下に制限すること

(D) 日米燐寸貿易協定(進行中)

ルーズベルト大統領は本年初以來關稅委員會に對し日本製マツチの影響に就て調査方を要求中の處最近それが國內産業に與へる打撃の甚大なるに鑑み、日本燐寸に對し二十割の關稅引上を斷行する様内定したと傳へられるが、同地當業者は若しこの際日本が米國向燐寸を一ケ年四萬噸以内に制限し、而てその價格も米國燐寸市價を極端に壓迫することなき公正なる價格を以てすれば、右關稅引上案は充分事前に防止しようと稱してをる事情に鑑み、我が當業者は兩國政府を通じて同國當業者と折衝を開始することになつた。が、然し目下日本側は昨年の輸出數量を基礎として最低六萬噸即ち三百萬グロ

スを固執し、従つて協定成立をみる迄には猶ほ相當の日子を要するものとみられてをる。

(E) 日米鮪貿易協定(決裂)

近年、わが鮪油漬罐詰及び冷凍鮪の對米輸出が激増した結果、米國當業者間に一大センセーションを惹起し、その對策として本年一月以降鮪罐詰の關稅を從價五割五分に引上げ、更に輸入の全面的禁止さへ企圖するに至つた。この對策として我が當業者は『自發的クォータ・プラン』を行ひ、以て米國側當業者と妥協を試みるべく、本年二月罐詰鮪及び冷凍鮪の双方より各代表を送り、三月六日よりサン・ペドロに於て南カリフォルニア罐詰業者と折衝を開始し、當初米國側より罐詰七千噸冷凍三千噸合計一萬噸の提議があつた處、わが冷凍罐詰兩代表者間の意見が一致せず、後米國側より罐詰五千噸(二十五萬函)冷凍五千噸合計一萬噸の提案に對し、日本側は罐詰六千五百噸(三十二萬五千函)冷凍三千五百噸合計一萬噸となし、今後二ヶ年の契約を要求したところ、米國側は六月十二日大統領の署名を経た關稅獨裁法の實施のため態度俄に硬化し、六月十三日當業者の總會で日本側の要求を一蹴し、會議はこゝに最後の決裂を告げた。因に昨年 of 冷凍鮪の對米輸出高は約一千四百噸、罐詰鮪は約六十六萬個に達した。要するに本會商決裂の原因は我が代表團の不調にあつて、協定貿易の持つ困難の一つを茲に曝露した結果に外ならない。

(F) 日米通商評議會(成立)

以上の如く、最近對米貿易に關し各種の互惠的協定が行はれ又は行はれんとしてをるが、更にこうした氣運をヨリ一層促進し、日米通商上に於ける諸障害を相互妥協の精神を以て解決すべく、日米兩國に於て夫々日米通商評議會なるものが組織された。即ち昨年十二月廿八日米國全國貿易協議會々長ユーゼン・トーマス氏の提唱により『日米通商關係の調整増進並に相互の理解を増進せしむることを目的とする』日米通商評議會が紐育に常置され、日米代表各四名づゝの署名調印を了へて本年一月一日よりその活動を開始するに至つた。而て我國に於ても本年六月十九日『紐育に於ける日米通商評議會と連絡提携して日米通商の維持及び増進に關する諸問題を調査研究し、兩國相互間の健全なる通商政策の樹立及び友好關係の維持進展に協力するを以て目的とす』(規約第二條)る日米通商評議會が結成された。その組織は日本實業代表者にして日本經濟聯盟會の推薦する者及び在本邦米國實業代表者各六名を以てし、その最初の日本側委員として門野重九郎、串田萬藏、大谷登、田島繁二、柏木秀茂、淺野良三の諸氏が選ばれた。日本の評議會は未だ創立勿々のことゝて何等みるべき活動を開始するに至らぬが、然し紐育の評議會では既に本年一月以來日本産鮪問題及び日本産赤軸マツチ問題に關し、當業者間の協調を促進するよう取計ひ、また米國政府の新通商政策に對應して日米互惠協

定締結を促進すべく目下その具體案を協議中である。かくて當面の問題としては日米貿易の協調が目的とされてをるが、然し最近米國側が中南米市場に於ける日貨の異常なる進出に多大の關心を有してをる折柄、近く同方面に於ける日米利害の調整をその主要なる問題として取り上げることになるであらう。

(G) 日英會商(決裂)

昭和八年四月廿五日附英國商相は在英松平大使宛覺書を以て、日本品殊に綿製品の廉價輸出の情勢に鑑み英帝國及び外國領域に於ける市場の公平なる配分に關する協定のため兩國當業者間に商議開始を希望する旨、申越したのに對し、我が政府は綿業關係者と協議の末同年五月廿四日附(一)協定品目を綿布に限り(二)協定地域中より外國市場を除外し、(三)協定成立の場合自治領側にて對日關稅引上をなさざる様英國政府をして有效な措置を講ぜしむること、若しその保證を取付け得ざれば會商より自治領をも除外すること、等を條件として日英民間綿業協議會の開催を承認した。仍て本年二月十四日倫敦に於て第一回正式會商を開催する運びとなつたが、英國側は最初から協定地域を自治領は勿論、外國市場にまで及ぼすことを固執して譲らなかつた結果、會議は何等進展するところなく、三月十四日の第六次會商を最後として遂に決裂の已むなきに立至つた。第三國市場を協定地域に加へることは

最早日英の貿易問題の範圍を越えたものであり、それは日英當業者の世界的販路協定を意味するものに外ならない。蓋し英領各地ならば本國政府の命令又は勸獎に依り、關稅引上其他排日的制限の實施をみる惧れがある故、それを防止するためには協定に應ずるのも已むを得ないが、然し第三國となれば英本國の手が直接及ばぬから、何も良質廉價の日本品がランカシアと市場協定を行つてその發展を拘束される必要がないからである。爾來日英の折衝は兩國政府間に移されたが事態は依然好轉せず、五月七日遂にランシマン商相は議會に於て、英領植民地及保護領政府(西部アフリカを除く)に對し夫々外國より輸入せらるゝ綿及人絹製品に關し輸入「クオータ」を適用せしむべく、右クオータの基準として一九二七年乃至一九三一年の平均輸入數量に依る旨發表した。(西アフリカは既に通商條約を破棄してある關係上日本品に對してのみ制限を適用し得る)これに對し日本政府は五月十七日、右割當基準年度が日本にとつてのみ不利であり従つて右の措置が日英通商條約の最惠國條款に違反するものである旨抗議したが、これに對し英國政府は六月廿二日付正式覺書を以て日本の主張を拒絶した。爾來輸入割當實施に關する技術的折衝を重ねた結果、六月廿八日英國側は五月七日以前の既積出物は全部輸入を許可するとなつた。なほ一方、英領各地では右ラ商相の割當聲明に基き、續々その割當數量を發表し直に實施中である。(第三節第五項參照)

(H) 日英メリヤス貿易協定(進行中)

英本國に於けるメリヤス製品の關稅引上を未然に防止するため、日本輸出メリヤス工業組合聯合會では商工省を通じて英國のメリヤス輸入業者代表グリーン・ヒル氏に對し數量協定締結の提議をなした結果、日本側は日本メリヤス輸出組合に於て輸出統制を行ふと共に英國側に於てもグリーン・ヒル其他八大手筋輸入業者を中心に輸入組合を組織して輸入統制を実施することになつた。而て英國側は右輸入割當基準數量として一九三一年乃至三三年の平均輸入數量、即ち二百三十一萬五千五百三十六打に協定し度き旨提議し來つたので、日本側は六月十三日官民協議會を開催、其後引續き右の割當を承認すべきや否やを審議中である。因に右基準數量は本年中の輸出豫想額二百五十萬打に及ばぬため、若し將來英國側に於て關稅引上其他輸入制限を絶対に排斥すべき保證を與へぬ限り、日本側として右數量の無條件承認は困難とされてをる。

(I) 片貿易調整協定

日蘭會商は次項に述る如く、單にその目的が個々の商品に關する貿易協定の範圍にとゞまらず、更に日蘭兩國の貿易關係全體を互惠的基礎の上に調整するに在るのであつて、この點上述の如き各種の協定貿易より更に一步を進めたものである。而てその多くは日貨排斥の口實となる片貿易狀態を、相

手國との協定に依り之を調整し、又は互惠的精神に基き自發的に調整するものである。既に商工當局に於てもこの點に留意し、當業關係者をして任意輸入團體を設立せしめ、又は近く輸入組合制度を制定せんと企圖してをる。即ち條約に依るバーター制のみでなく、民間同志の任意的バーター制を採用して、全體的に關係兩國の貿易尻を調整せんとするものであるが、假令自發的に任意貿易尻の調整を計る場合でも、既にバーター制に依る貿易尻の調整が一種の互惠的な協定貿易であるから、それは、矢張り協定貿易の範疇に屬するものと見てよからう。こうした意味に於ける協定貿易は目下種々計畫されてをる。

暹羅 最近新任駐日シヤム公使ブラ・ミトラニカ・ラクサ氏は「：赴任後特に自分で是非解決し度いと思つてゐることは日暹兩國貿易の是正だ。これ迄シヤムは日本から商品を輸入する許りで全く片貿易の狀態であつたが、棉花を日本に買つて貰つて片貿易を調整したい」(上海五・一九發聯合)と述べ、殊に昨年十月來我國がシヤム碎米の輸入禁止を行つた關係上その必要が力説されるに至つたもので、政府當局に於ても日暹協會に對し片貿易調整の餘地の有無を諮問することになつた。

土耳其 トルコは從來「タカス」制度に依り嚴重なる輸入割當を勵行して來たが、去五月二十日付を以て公布された國別輸入割當數量令第二條が爲替清算協定により外貨支拂ひを要せざる國に對しては

普通割當額の三倍を適用する旨規定してをる事情に鑑み、右の求償制度を基礎とする互惠協定を日土兩國間に締結すべく過般來種々折衝中の處、最近原則的にその成立をみるに至つた。(アンカラ七・一發電通) 而てこの結果、輸入増加を計つて片貿易の調整を行ふことが一層必要となるわけであるが、六月十五日トルコ政府が右片貿易調整のため同國生産の染料原料イエロー・ペリーの購入方を近東貿易協會宛申込んで來たことは注目し値する。

埃及 エジプト政府は昨年末我國に對して片貿易調整方を要望して來たため、商工省斡旋の下に民間貿易關係業者をして日埃貿易協會を組織せしめたが、何分エジプト物産の輸入は採算的に困難なるため當時何等その具體化をみるに至らなかつた。處が最近エジプト政府は神戸駐在ハウジィ領事を通じて至急その具體化を要求して來たので、商工當局に於てはその具體方針の調査方を日埃協會に委嘱することになつた。が、若し右の貿易調整が困難であれば勢ひ割當制の實施を免れないものとみられてをる。

ハイチ 最近我が商品の中南米進出に伴れ、ハイチ國への輸出も毎月百萬圓上る盛況を呈してをるが、ハイチ政府は片貿易調整の目的で同國の物産たるカ、オ、棉花等の本邦輸入を増加せざる限り本邦品防壓の手段に出る旨六月六日同國領事館を通じて大阪商工會議所に通告して來たため、至急この

對策に就き協議することになつた。

南阿 最近南阿聯邦の實狀を調査した首藤商務書記官の報告に依れば、同聯邦が今日の如く排日貨の擧に出るに至つた一原因は、南阿の對日輸出の振はぬのに反し日本から南阿に對する輸出が甚だ多きため南阿人が失望した結果であり、從てその對策としては同聯邦の物資買付を増加する必要あるとの事情に鑑み、本年二月廿四日官民協議會を開催、今期最高一萬二千俵の南阿羊毛を購入し、その濠洲羊毛との値鞘俵當り廿四圓は羊毛工業會々員及び輸出團體側にて夫々折半分擔することに決定した。

濠洲 以上の諸國は我國の有利な片貿易國であるが、反對に不利な片貿易の場合には我國より相手國に對してその調整方を要求する方針であり、その最も顯著な例は濠洲との關係である。即ち昨年我が對濠輸出は五千百萬圓に過ぎぬのに對し、輸入は二億四百萬圓に達する狀況である。而て右の問題は過般レーサム外相の來朝を契機として著しく促進され、五月十二日の廣田レーサム兩外相の會談に依り片貿易調整その他に關し原則的諒解をみるに至つた。

以上の外、ルーマニアからは求償制度による貿易協定の要求があり、五月廿四日ロザデイ氏は近東貿易協會に對し我國と交換貿易會社の設立方を交渉して來た。また第三國市場の販路協定問題としては、過般スエーデン燐寸トラストより我國に對し燐寸及び鹽素酸加里の世界市場協定方を申込んで來

たことがあるが、然しこれは我が當業者の反對に會つて遂に協定の成立をみるに至らなかつた。

三、日蘭會商と協定貿易

協定貿易の最も複雑にして且困難なるものは、目下開催中の日蘭會商であらう。會商成立の遠因たる日本品の異常なる進出状況に就ては第二節第四項、及びその直接の原因たる蘭印政府の諸排日政策に關しては第三節第五項に於て夫々述べることとし、茲では主として日蘭會商の經過とその協定貿易としての意義を検討しよう。

日蘭會商は六月八日よりバタビヤに開かれたが、目下の處日蘭双方の主張は全く正面衝突の状態であり、局面打開の一策として六月廿七日の第二次一般委員會の散會後、新に輸出入統計其他の調査報告を目的とする技術委員會を組織し、僅かに會商の決裂を避けてをる状態である。日本側の主張は最初から頗る強硬であり、六月六日長岡代表がヨンゲ總督と會見の際提出したる根本方針に依然何等の變化をみない。即ち六月廿六日の會商に際し蘭印代表部に手交せる日本側の覺書の要旨は次の如くである。

一、オランダ國が蘭領インドを自國生産品輸入のために保留し又その地における産業保護のため必要の措置を

取るはその固有の權利に屬すると雖もこれを行使するに當つては常に各般の事情に十分の考慮を加へ合理且つ公正なる處置を取るべきことを聲明す

二、日本國と蘭領インド側の經濟關係を益々進展せしむるためには出來得る限り双方貿易の健全なる發展増加及び整調を計り又當業者相互の利益を調節しその利益を公平に保護する必要を認めこれが具體的改善に付時々協議を遂ぐべき事をここに聲明す

三、日蘭兩國は直接たると間接たるとを問はず相互の商工業航海及び課税に關し第三國に要求する以上の實質的過重分擔を決して課せざること

四、日本及び蘭領インドはその經濟的連繫を緊密ならしめる爲商工業航海水産其他に關し企業自由の見地に基きその法令の許す範圍内に於て相互協力の實を擧ぐべきことに付隔意なき協議を遂ぐべき事を聲明す（バタヴィア六・二六東朝特派員發）

右の提案の主要點は第一項及び第三項であり、これを一言にて表明すれば前者は現行輸入制限令及び輸入資格制限令は不合理不公正なるもの故、一旦之を撤廢したる後十分の考慮を加へて合理公正なるものとなすべきこと、後者はオランダ側の主張する如き國別バーター制はその採用する基準年度よりみて最惠國條約により保證された我國の利益を脅すもの故現行諸輸入制限令は速に撤廢せらるべきこと、を夫々主張するものである。これに對する蘭印側の主張を同日日本側に手交された覺書より要約すると凡そ次の如く理解される。

一、日本品の異常なる進出は單に日蘭貿易を甚しく片貿易とせるのみならず、蘭印市場を失ひたる第三國が蘭印の産物の買付を減ずるため蘭印經濟に二重の打撃を與へる危険がある故、これに對しバーター制による國別割當の實施を必要とす

二、蘭印の經濟的社會的生活確保のため過去に於てとり更に將來とるべき措置は全く蘭印政府の自由なる權利にして他國の容喙を許さざるもの故、現行諸制限令の吟味は勿論、將來とることあるべき五十六種の商品の制限令に就ても同様なることを主張す

かくて此の儘の状態では容易に双方の妥協點を發見することは到底困難と思はれるが、然し結局に於て兩者の互惠的協定が成立するものと豫測される。×××××か乃至は土人の××を××し、以て蘭印側をして無條件屈服の餘儀なきに至らしむるならば問題は別だが、然しそんなことは英蘭軍事密約説さへ公然と傳へられる折柄、容易に行はれ難いことであらう。とすれば結局我國はある程度迄讓歩して貿易協定を成立せしめるの外ないであらう。而てかゝる相互妥協の精神こそ本會商成立の前提條件をなすことは既に本稿の冒頭に指摘した處である。勿論、會議を有利に導くため最初は双方とも極めて強硬な態度を持してをるのは當然のことであるが、然し歸する處蘭印側に於て現行輸入割當令及び營業制限令の緩和乃至廢棄を認め、その代償として我國に於ても片貿易調整の精神に基き蘭印物資の買付を増加する、と云ふ互惠的協定に到達するものと思はれる。即ち協定貿易の原則は日蘭會商

に於て最も廣汎圍に互つて適用されるものと考へられる。殊にそれが持つ内容に關してもまた從來と餘程變つた點が認められる。例へば右の協定貿易成立の際我國の購入すべき物資として蘭印側の目下要求してをるものは例の砂糖であるが、然し棉花、羊毛等に依る片貿易調整の場合とは全く異り、單にその輸入が採算的に不利であると云ふ許りでなく、既に自給自足の域に達し而もその上生産制限すら行つてをる我が糖業との間に、非常に激烈な利害の衝突を惹起する必然性のあることを認めなければならぬ。こゝに協定貿易の大なる矛盾の一つが伏在する譯だが、この點は他の矛盾と共に本節の第五項に於て検討することにし度い。

四、協定貿易と生産及貿易統制の強化

以上列擧した如く、最近我が國の經驗した協定貿易の内容は、關稅の互惠的協定とは異り、相手國の排日的諸制限を撤廢乃至緩和せしむることを目標として、輸出價格の統制、輸出數量の制限、外國物資の輸入増進等を承認したものである。而てこの結果生ずる最も一般的な現象は、貿易に對する諸般の統制が著しく強化せられ、更に之と關聯して生産部門の統制も同時に強化せられねばならぬことである。例へば相手國に於ける一定割當數量を認めた場合、之に對應して我が輸出數量の制限を行は

給を行ふ傍ら、紡績聯合會、綿織物工業組合聯合會、棉花同業會等を母體として新に對印綿織物輸出組合の設立を計畫中の處、三月十七日同組合の成立をみるに至つたので五月五日以降右規則を廢止し、右組合に於て輸出證明書の發給及び輸出數量の割當を實施する運びとなつた。同時に右の輸出統制及び取締の勵行を計るため一般アウト・サイダーに對しても輸出組合法第九條の強制規定を發動して五月五日より右組合員と同様の統制及び取締に従はせることになつた。この結果、同組合に於ては商工省の監督の下に輸出統制を實施することになつたが、その輸出數量の割當に關しては大要次の如く定められてをる。

- 一、割當比率は各品種別に第一年度は各組合の昭和七年七月一日より同八年六月卅日に至る一年間の輸出數量、第二年度以降は前年同期の輸出數量に應じて定むること
- 二、輸出數量の割當は各品種別に輸出總數量の八割は之を割當比率により、殘餘の二割及び再輸出、割當辭退、その他の事由により更に割當を要する數量は入札の方法により之をなすこと
- 三、各組合員の各期間に於ける割當數量の融通を認めること
- 四、組合員の割當數量の讓渡を認むること

右の如き品種別輸出割當制を實施するためには、更に生産統制の必要あることは云迄もない。仍て加工綿布に關しては日本綿織物工業組合聯合會に於て四月一日より左記の方法で生産統制を實施する

ことに決定した。

- 一、市場の狀況又は取引改善上必要と認むるとき加工料金を協定し、若くは染色設備の一部休止を命ずること
- 二、取引先の制限をなすこと
- 三、生産の統制上加工數量の割當を實施すること

猶ほ晒綿布に關しても同様の統制を計るため、綿工聯に於て晒綿布工業組合の結成を計るべく目下考究中であり、紡績聯合會も之に合流する模様であるが、然し關東側紡績會社が未だ機械設備の不充分なるを理由として反對してをるため、その成立をみる迄には猶ほ相當の波瀾を呈するものとみられてをる。

次に對米鉛筆の輸出統制狀況をみるに、既述の如く米國との貿易協定により五月一日以降の輸出數量を一ヶ年十二萬五千哥每四半期四萬五千哥、毎月二萬五千哥に制限された結果、先づ對米鉛筆輸出協會を組織して輸出統制を行ふことになつた。同時にまた日本輸出鉛筆工業組合聯合會に於ては政府監督の下に米國向輸出鉛筆の總生産數量を定め、所屬組合員の製造したる米國向鉛筆には凡て同聯合會の發行する統制證紙を貼付せしめ、以て生産統制を行ふことに決定した。

其他、蘭印のサロン輸入制限令に對する善後策として、三月十九日日本絲染・サロン同盟を組織し、

同機關を通じてサロン業者の輸出統制を行ふことになつた。が、輸出統制のためには更に生産統制をも併せ行ふ必要があるので、日本輸出綿織物工業組合聯合會は五月廿六日種々協議の結果、愈々七月一日より生産統制を実施する運びに決定した。因に右に依る統制の範圍は生産數量の割當及び販賣業者の指定とであり、前者に關しては先づ生産數量を蘭領印度向のものとその他向のものに區分し毎月分をコージ數により決定し、その割當方法は昭和七年五月より昭和九年三月迄の各生産地組合の検査數量を基礎として定めるものである。

其他輸出數量の制限による輸出統制を実施せるもの、若くはその計劃中のものは前掲表に示す如くであるか、これらは結局に於て生産の統制に迄進むべきものであることは上述の例に照しても明かであらう。このとは自發的に輸出數量の統制を行ふ場合に就ても無論同様である。最近輸出組合の新に設立せられるものは枚舉に暇なき程であるが、その主たる目的は貿易獎勵のため共同施設を講ずると云ふよりも、寧ろ自發的に又は他律的に貿易統制を行ふ必要から生じたものが尠くない。従つてそれが亦生産統制の必要を促進するであらうことは明かである。

カルテル及びトラスの統制の發達せる重要産業は、そのカルテル團體を通じて容易に輸出及び生産統制を行ひうることは周知の如くである。カルテルの基礎が比較的薄弱な企業であつても、それが

重要産業統制法の指定産業である限り、その輸出、販路、生産、價格等に關する統制規定を、同法第二條の發動に依りアウトサイダーに對しても適用せしめることが尠くとも理論的には出来るのである。次に中小工業の輸出統制は一般に輸出組合を通じて行はれ、アウトサイダーに對しては同法第九條の統制適用權を發動せしめて取締ることが出来る。因に右輸出組合法は過る第六十五議會に於て一部改正せられ、單にアウトサイダーに對する許りでなく、組合員中の統制不服者に對しても強制適用權の效力を及ぼすように、その威力が擴充せられたのである。またその生産統制に關しては工業組合を通じて行はれ、アウトサイダー及び組合員に對しては同法第八條の強制適用權を發動せしめて組合の統制事項の遂行を計つてをる。而て工業組合法第八條の規定は昨年末大阪、福井、京都、神戸、横濱の各輸出織物染色工業組合に對して發動せられ、また輸出組合法第九條の規定は既述の如く對印綿布輸出組合に對して發動せらるゝ等、最近この方面に對する國家的統制の色彩が漸次濃厚となつて來たことは注目に値する。

併し乍ら、將來貿易及び産業に對する國家的統制の發展を計るのは右の如き輸出部門に於けるよりも寧ろ輸入部門に於てゝあらう。蓋し現在輸入部門に關しては何等の統制が行はれて居ない。が、將來政府の貿易政策が協定貿易の方向に進むならば、勢ひ片貿易の調整等と關聯して輸入の統制は不可

避的な問題となる。このため目下政府に於ても輸入組合法制定の意圖ありと傳へられ、また過般成立した南阿羊毛買取を目的とする一種のプール組織はその具體的な一例と看做しうるであらう。が、右の輸入組合計畫よりも一層輸入貿易に對し強力的に而も直接國家權力を以て統制するものは第六十五議會に於て成立した彼の通商擁護法であらう。蓋し同法第一條の規定には「政府は特に必要ありと認むるときは特に勅令の定むる所に依り關稅調査委員會の議を経て期間及び物品を指定し關稅定率法別表輸入税の外その物品の價格と同額以下の輸入税を課し若くは輸入税を減免し又は輸出若くは輸入の禁止若くは制限を爲すことを得」とあるから、若しも當業者が輸入を肯ぜざるときは輸入税を引下げて輸入を強制しうる可能性が認められるのである。殊に若しそれが内地産業と競争的關係にある場合には、更に一步進めて當該内地産業の生産統制さへ必要となるであらう。以上要するに、最近に於ける協定貿易はクオータ制に依る輸出數量の制限を必要とし、更に斯の如き輸出統制はまた生産統制を必要とするものであることを述べた。而て之を反對に云へば生産統制無ければ輸出統制なく、輸出統制なければ協定貿易無し、と云ふ結論になるのである。

五、協定貿易の成因とその矛盾

最近の我が通商政策が何故以上の如く協定貿易の針路を辿らなければならなかつたかに就ては既に一言した通りである。要するにそれは、未だ世界恐慌が依然深刻を極め、その克服に狂奔する各國の經濟的國民主義が愈々激化して行くにも不拘、獨り日本のみがその低コストと低爲替を武器として一路繁榮の彼岸を目指して行進を開始した結果、忽ち列國の國民主義的貿易政策の集中砲火を浴びるに至つたからである。世界購買力の増加が未だ認められぬ折柄、獨り日本の輸出販路を擴大することは、とりも直さず他國の販路喪失を意味するから、さらぬだに販路の萎縮にあえぐ各國はその防衛のために益々尖鋭なる貿易政策を執らざるを得ない。無論、大局からみれば、こうした日本なら日本の貿易繁榮が、結局に於て世界全體の繁榮を促進する呼び水となり得る可能性が認められぬでもない。が然しそこに達するまでに一時經驗せねばならぬ過渡的衝撃さへが、既に極度に安定を失つてをる各國の經濟機構にとつて、最早耐ゆべからざるものとなつてをる。將來如何に大なる利益をもたらすべき國際協調であつても、若しそれが假令一時的にもせよ現在若干の犠牲を必要とする如き性質のものであるならば、到底成立する見込のないのも之と同じ道理である。當面の苦境を如何に緩和打開すべきか、刻下第一の問題であり、従つてその貿易政策としても目先の直接の利益を期待しうる場合に限り互惠主義の名の下に他國と貿易協定を行ひ、然らざる場合には斷然國民主義的貿易政策が採られるのであ

る。斯の如く切迫した世界貿易の現段階に於て強力的に獲得された我が輸出の新販路を、再び彼等に奪回されることなく維持してゆくには如何なる對策を必要とするか。之れは武力的解決か、然らずんば妥協の外にない。然し乍ら武力的解決は現下の如き孤立日本の情勢を以てしては容易でなく、またさうした解決が必しも所期の目的を實現せしむるものとは約束されない。そこで日本として此際とるべき經濟外交は結局妥協の外になく、こゝに互惠協定貿易主義の指導原理が生れる。而て貿易政策上のかゝる變化は、尠くとも最近の如く統制經濟の思想が昂進せる折柄、比較的容易に是認せらるるものである。蓋し、協定貿易主義の採用は貿易に對する國家的統制の強化を意味するものであり、この結果輸出入統制及び生産統制の氣運が著しく促進されるからである。即ち、統制經濟の主たる目標は、生産過剰の矛盾を克服し戰爭の危険から脱れることに在るが、さうした合目的性は右の如き新貿易政策の必然的歸結として益々確認せられるのである。

然し乍ら、斯の如き協定貿易がそれ自身多くの矛盾に満ちたものであることは同時に認めて置かなければならない。詳細は第四章に述べるとして、こゝにその主要なる點のみを列擧すれば、第一はそれがブロック經濟的貿易政策であること、第二はその前提條件を成す生産統制の困難なること、第三は國際貸借の現段階よりみて我が輸出の増大は不可避的なること、等である。

第二節 世界市場爭奪戰の激化と日貨の進撃

一、世界貿易の不振と日本貿易の繁榮

昨年の世界貿易が從來の著しい減退傾向から稍々緩和せられたことは周知の如くである。即ち第一表にみる如く、昨年の世界輸出總額は百七億八千九百萬弗を算し、前年に比して約一割の減少にとゞまり、またその數量の如きは昨年に比し多少の増加をさへ示してをる。然し乍ら、こゝした輸出貿易の底入れ乃至反撥模様もその程度に於て未だ極めて微弱なるものであり、大局からみれば依然不振状態を脱するに至らない。一九二九年當時に比し昨年の輸出價額が僅かその三五%にも足らず、また數量に於ても猶ほ七五%にすぎないことは、正に右の事實の承認を餘儀なくさせるものだ。こゝした世界貿易の依然不振なる状態に於て、獨り日本の貿易のみが飛躍的増進を遂げたことは既に周知の如くである。第二表はこの事實を最も端的に表はすものだ。そして、こゝした貿易の繁榮を中軸とした日本の景氣上昇が持續されてをることもまた説明する迄もない。尤も弗價換算の貿易額を眺めると、輸出入とも依然減退傾向を示してをる。また昨年の弗價換算による貿易額は世界の貿易額に對して僅

(1) 世界輸出貿易額

年	價 額		數 量	
	英 領 百萬 弗	指 數 (1929=100)	英 領 千噸 (1929=100)	指 數 (1929=100)
1929	31,372	100.0	236,952	100.0
1930	24,082	76.7	224,340	94.7
1931	17,850	56.9	215,172	90.8
1932	12,002	38.3	174,336	73.6
1933	10,789	34.4	178,116	75.2

(考備) 國際聯盟調査。

意味するものだが、それはとも角、諸外國としては日本の買付高が恐慌前に比して殆んど殖えてゐないのに不拘、獨り日本から輸出される商品の量は五割近くも増加したことになる。諸外國が諸般の輸入制限手段を講じて、日貨を尠くとも量的に制限せんと試みつゝあるのは蓋しこのためである。扱て、斯の如き我が輸出増進が一體何をその原動力とするかに關しては此際特に説明する必要もな

か三%を占むるにすぎない。この事實から推して、日本の貿易好況が諸外國に對して左程著しい打撃を與へてゐないとい應考へられぬこともない。然し乍ら、若し貿易數量指數に目をとめるならば、日貨の進出が海外諸國に對して非常な脅威を感じしめた理由が判るであらう。即ち、昨年の世界輸出數量は恐慌前の未だ七五%程度にすぎないにも不拘、日本のそれは一九二八年當時の一四四%八に激増してをる。こうした日貨の進出が、さらぬだに需要の不振に悩む各國の生産設備に對して、更に新たな負擔を加重せしめたことは必然的だ。而も一方、輸入數量をみると猶ほ一〇三%七にすぎず、輸出數量の増加に比して非常な懸隔が残されてをる。このことは日本自身にとつて所謂ハンガー・エクスポートを

ることであらう。蓋し低爲替と低コストは我が輸出増進の父であり母であるからだ。低コストは一部わが實質貨銀の低廉なることにも依るが、然しその大部分は我が産業の發達に伴ふ生産能率の増大し

(2) 日本輸出入貿易額

年	(1) 價 額 (百万円)			(2) 同弗價換算 (百万弗)		(3) 數量指數 (1929=100)	
	輸出	輸入	入超	輸出	輸入	輸出	輸入
1929	2,149	2,216	67	967	1,000	100.0	100.0
1930	1,470	1,546	76	707	744	102.6	92.1
1931	1,147	1,236	89	547	589	105.8	102.2
1932	1,410	1,431	21	388	395	125.0	100.9
1933	1,861	1,917	56	368	332	144.8	103.7

(備考) (1) 大藏省調査 (2) 國際聯盟調査 (3) 正金銀行調査

た結果である。低爲替の偉力は特に説明する迄もなく、殊に和蘭、佛蘭西、伊太利等の金本位維持國及びその植民地に對しては極めて有力な武器となるものだ。たゞ茲に一寸問題になるのは低爲替の性質に就いてである。元來、低爲替は輸入商品の價格を直接引上げ、更にその價格騰貴が國內生産品、賃銀、俸給、地代等々の價格現象に波及して、結局それらを構成要素とする輸出品の價格を騰貴せしめるものである。そして遂には輸出品にとつて低爲替の威力が解消するに至るのである。然るに我國の現状についてみると低爲替の威力は依然として失はれてゐない。それは要するに、輸出品の價格を構成する輸入原料品以外の他のコストが大して上つてゐないからである。即ち、農村不況により農産品は騰貴せず、失業者多きが故に賃銀俸給等も上昇せず、其他販賣競争の激甚なるため販賣口錢も

増加するに至らない。つまり、現在の低爲替は、こうした農民、労働者、及び配給業者等の負擔の上にその威力を依然として把持してをるものと云へよう。

更に低爲替に關しても一つ注意すべき點は、元來低爲替自體が永續的なものでないことである。即ち低爲替はその結果として貿易バランスの好化を來すから、この過程に於て爲替は再び騰貴する道理である。尤も今日の如く、世界的通貨混亂の時代には、こうしたクラシツクな原則がその儘通用するものではなく、また日本財政の將來に對する懸念がわが爲替相場にとつて一の弱材料となつてをることも認めなければならぬ。然し乍ら、低爲替の結果、貿易バランスが最近漸次改良されて來たことは事實である。ヴァルガはこうした日本の貿易バランスの改善が何等爲替相場の上昇を來さざる最大の理由として、軍需品の大量購入のため政府の海外支拂ひが激増したことを指摘してをる。これは餘りに捉はれ過ぎた觀察であるが、然し尠くとも低爲替持續の一要素として考へられぬことでもない。

以上、日貨の進出と關聯して更に看過してはならないのは、この間人的要素が多分に含まれてをることだ。即ち我が貿易商及び海外邦商の活躍が非常に著しく、販路の擴大と同時に商權の擴張が大規模に行はれたのである。このことは輸出産業の發展にとつても良き前衛部隊となるわけだが、然しそれ自體また商業上の利潤増大をもたらすものである。かくて日貨の進出を中心に、我國と海外産業資

本との對立が捲起されると同時に、また海外商業資本と日本とそれとの對立をも惹起したのである。蘭領印度に於ける營業制限令の實施は全くこうした商業資本戦の一展開に外ならない。最近の數字は不明だが、昭和六年度に於ける我が貿易商の出商業取引額は、外國間取引三億七千七十一萬五千圓、同一外國内取引二億七千三百五十三萬八千圓、合計六億四千四百二十五萬三千圓を算した。(註)かゝる情勢より推せば昨年などは優に十億圓を越したであらう。假りにその五%の利益としても全部で五千萬圓の利益が期待されるから、海外に於ける我が商權は斷然死守するに値するものがあらう。

(註) 商工省貿易局「昭和六年度に於ける本邦人商社の經營に係る出商業取引」(昭和九年一月)

二、英領市場に於ける日貨の進出

先づ英領市場に對する日貨の進出狀況を第三表によつてみると、一九三一年當時二億八千七百八十八萬圓にすぎなかつた我が對英帝國輸出は、一九三三年に至り、一躍して四億八千四百三十萬圓に達した。かように絶對額に於ける對英輸出の増加は極めて顯著であるが、またその總輸出額に對して占める割合も一九三〇年の二三%九より一九三一年二五%一、一九三三年二六%〇と漸増を辿り、我が輸出貿易に於ける英帝國市場の重要性が増大した。猶ほこれを地方別に眺めると、印度、濠洲、海峽植

(3) 日本對英帝國輸出額(千圓)

	1930	1931	1932	1933
英 本 國 度	61,794	53,166	60,536	87,349
印 洲 地	129,262	110,367	192,492	205,155
濠 峽 植 民 地	25,486	18,406	36,895	51,416
南 香 東	26,931	19,120	25,549	46,133
阿 港 阿 ン	14,196	19,283	16,418	26,741
陀 蘭 計 度	55,646	36,754	18,041	23,419
佛 蘭 計 度	10,663	10,868	15,760	23,175
佛 蘭 計 度	6,136	4,809	8,307	7,193
佛 蘭 計 度	17,904	13,067	8,562	6,580
佛 蘭 計 度	3,227	1,967	2,993	6,452
佛 蘭 計 度	92	54	51	138
佛 蘭 計 度	351,337	287,861	385,604	484,252
對日本總輸出額%	23%9	25%1	27%3	26%0

内地、東阿、新西蘭等への輸出が特に著しい増加を示し、新市場に對する我が輸出の増進を如實に物語つてをる。

次に英領市場に對する日貨の進出に關聯して特に指摘せねばならぬのは貿易バランスの状態である。それは昨年の如く我が對英領輸出が非常な増加を遂げたにも不拘、猶ほ全體として我國の方が一億二千二百二十萬圓の入超勘定になつてをることだ。殊に加奈陀、濠洲に對する貿易尻は非常な入超であり、南阿、新西蘭等其他自治領への出超を考慮に入れても、なほ自治領全體として二億二千八百萬圓と云ふ巨額の買越しとなつてをる。

なつてをる。従つて日蘭印の貿易關係とは異り、この場合我國からバーター制に基く貿易尻の調整を提議しうる根據があるわけだから、右の如き日貨の進出を確保伸展せしむべき餘地が猶ほ残されてをるものと云へよう。

(4) 1933年日英帝國貿易狀況(千圓)

	輸 出	輸 入	入(→)出超
香港	23,419	2,093	21,336
海峽植民地	46,133	38,772	7,361
ボルネオ	138	5,772	(←) 5,634
ア東小加南濠新小印英	7,193	10	7,183
阿計陀阿佛蘭計度	23,175	14,557	8,818
佛蘭計度	100,058	61,204	38,854
佛蘭計度	6,580	46,891	(←) 40,311
佛蘭計度	26,741	4,313	22,428
佛蘭計度	51,416	204,586	(←) 153,170
佛蘭計度	6,453	2,400	4,052
佛蘭計度	91,190	319,394	(←) 228,204
佛蘭計度	205,155	204,738	417
佛蘭計度	87,849	82,559	5,290
總計	484,252	606,491	(←) 122,239

三、蘭印市場と日貨の勝利

次に蘭領東印度こそは、日貨の進撃が最も壓倒的な勝利を博した代表的な市場である。先づ第五表をみると蘭領印度の輸入額は一九二九年の十一億八百萬盾より一九三三年の三億一千八百萬盾へ、この間殆ど四分の一に近い激減を遂げ、世界恐慌の打撃を如實に現はしてをることが注目し値する。處が日本からの輸入は一九三三年に九千八百四十萬盾を算し、恐慌前に比して僅か一千六百四十萬盾(一%四)の減少にとどまるとは、このため他國の販路は二重の打撃を蒙つて實に慘

澹たる状態に陥つた。即ちこの間、米國からの輸入が一舉八分の一に激減したのを筆頭に、英領印度五分の一、和蘭、英國、獨逸、新嘉坡等いづれも四分の一前後に甚しい萎縮を示してをる。この結果同市場に於ける各國の市場分野は俄然一變し、一九二九年當時日本は和蘭、米國、新嘉坡、英國、獨

(5) 蘭領印度相手國別輸入表

	實額(千盾)		割合(%)	
	1929年	1933年	1929年	1933年
本蘭波蘭逸國港度	114,869	98,408	13.6	31.0
嘉愛	213,505	39,331	19.3	12.4
國香	127,582	39,041	11.5	12.3
印	117,313	30,661	10.6	9.6
西蘭	116,105	24,233	10.5	7.8
度	131,039	15,581	11.8	4.9
香港	27,659	12,666	2.5	4.0
及新	60,048	11,122	5.4	3.5
英領	26,638	10,093	2.4	3.2
濠洲	1,108,216	317,948	100.0	100.0
其他				
共計				

逸に次いで第六位にあつたものが、一九三三年には全體の三%を占めて第一位に上り、和蘭の一二%四、英國の九%六等に比して全く壓倒的優勢を持するに至つた。而てこれを代表的輸入品たる綿布に就てみると第六表の如く、日本からの輸入は絶對的にもまた相對的にも非常な激増を告げ、和蘭本國及び英國の販路を完全に奪取して了つた。こゝに和蘭本國又は英國其他の産業資本と、日本のそれとの對立抗争が不可避的となるのである。

(6) 蘭印綿布國別輸入高

	1930年	1931年	1932年	1933年
本蘭國地	39,336	38,490	38,300	47,586
植民地	34,236	22,966	13,559	4,250
本蘭國地	24,241	10,095	8,539	4,003
植民地	12,194	9,554	7,470	4,957
本蘭國地	35.8	47.6	56.4	75.0
植民地	31.1	28.3	20.0	6.7
本蘭國地	22.0	12.4	12.6	6.3
植民地	11.1	11.8	11.0	7.8

實額(千盾) 割合(%)

次ぎに單にこうして日本品の輸入が激増した許りでなく、而もそれが日本の船で運送され、日本商社の手で陸上げされ、そして日本の小賣人によつて賣捌かれることは特に留意せねばならぬ點である。即ち日貨の進撃は

その販路を擴大すると同時にまた同市場に於ける商權の確立に成功したのである。この結果、日貨の進出を繞つて同地商業資本と日本のそれとの間にもまた激烈なる抗争を惹起したのである。例へばかの輸入營業者資格制限令の如きは、その一つの現はれとして、日蘭會商の特異性を物語るものである。

る。日蘭兩國別による同地輸入貨物の取扱量及びその販賣量は詳でないが、然し這般の事情は、蘭印日本間の定期航路會社で組織するジャパン・ジャバ・運賃同盟の積取數量の推移に照しても略々想像しうることに思ふ。

更にこうした日貨の進出が、他面蘭印物資の輸入増加を伴はなかつたため、彼我の貿易バランスに異常なる變化をもたらししたことは、特に留意されねばならぬ點である。即ち、こゝに蘭印側として國際貸借改善の必要上から片貿易調整の要求が生れたのである。第八表によつて我が對蘭印貿易尻をみると、一九二九年當時一千萬圓足らずの出超にすぎなかつたものが、一九三二年には六千萬圓、一九三三年には一躍一億圓を突破するに至つた。(註一)尤もこれは圓價の下落が尠からず影響してをるため、蘭印側の統計に従へば對日バランスの悪化はそれ程酷くはない。がそれにしても、一九二九年の入超六千七百萬盾、

(7) 日蘭海運戰(積取數量%)

	1929	1930	1931	1932	1933
ジャバ・チヤイナ・ア	53.6	54.3	50.0	35.5	30.3
インド・ジャパン・ライン	25.0	27.3	18.5	17.6	20.3
南洋郵船業計	21.4	18.3	16.8	18.0	16.3
大阪商船	—	—	14.7	28.9	23.1
南大石合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(8) 日蘭印貿易統計

	日本側統計(千圓)			蘭印側統計(千盾)		
	輸出	同ヨリ輸入	入出 ^(*) 超	日本へ輸出	同ヨリ輸入	入出 ^(*) 超
1929	87,125	77,345	(+) 9,779	47,974	114,869	(-) 66,895
1930	66,047	59,983	(+) 6,064	46,233	100,154	(-) 53,921
1931	63,450	46,080	(+) 17,369	33,051	92,551	(-) 59,500
1932	100,251	40,409	(+) 59,841	23,657	78,338	(-) 54,681
1933	157,487	55,709	(+) 101,777	22,629	98,428	(-) 75,799

一九三二年の同五千五百萬盾より、一九三三年には七千六百萬盾の入超に増加してをる。一九三三年の對日輸入額は一億盾近いのに對し、對日輸出額は僅か二千三百萬盾にすぎず、この外、新嘉坡中繼による日蘭印貿易(註二)を考慮に入れても、猶ほ甚しい片貿易の状態と云はなければならぬ。

最後に指摘すべきことは、かゝる日貨の壓倒的進出に依つて、最早蘭印市場は我が輸出市場として不可缺の重要性を有するに至つたことだ。即ち昨年の對蘭印輸出額は前記の如く一億五千七百萬圓の巨額に達し、米國、關東州、印度に次ぐ第四位の大市場と化した。輸出總額に對するその割合は未だ八%五程度だが、然し綿布及び雜貨類にとつては極めて重要な市場を形成してをる。即ち我が輸出商品の各國向輸出額に對する蘭印向輸出額の占める割合は次の如くであつて、こゝに我が輸出産業にとつて蘭印市場確保の要求が貫徹せられねばならぬ根據が存するのである。

寒天一四%三、麥酒二一%三、石鹼一九%八、殺蟲粉二四%二、ペイント二四%八、綿絲二十年以上四十手迄四一%七、レース絲六三%〇、紡績絹織絲一一%九、生地綿布細綾一二%三、同金巾(幅四十吋以上)二一%八、同(四十吋未満)一五%七、雜生地綿布三三%六、晒綿布細綾六五%〇、同金巾(幅卅四吋以上)二八%九、同(卅四吋以下)一九%五、雜晒綿布五一%四、縞三綾絲染一八%八、其他縞木綿三二%一、染細綾四一%三、捺染細綾一一%五、雜細綾一三%二、縮三二%七、染金巾一七%八、更紗二八%六、天竺布一七%二、捺染モスリン五一%八、染縞子二六%七、ポプリン四七%七、雜綿布二四%五、雜絹織物一三%七、人絹琥珀織及ポプリン二一%六、同縮緬及壁織一一%四、雜人絹織物三九%九、綿ブランケット一八%六、綿手巾二〇%〇、綿タオル一四%八、雜布帛製品二三%六、ワイシャツ五七%七、メリヤスシャツ一二%一、綿縮製シャツ二九%六、雜シャツ二〇%〇、布帛製帽子二二%〇、フェルト製帽子一七%九、帶類四一%七、雜衣類附屬品二七%〇、鳥ノ子紙二〇%四、セメント一八%五、陶磁器一〇%四、雜硝子罐一七%二、コップ二一%八、鏡一一%三、鐵板一九%三、鐵釘類二一%七、珧瑯鐵器二二%二、自轉車及タイヤ一三九%四、其他自轉車附屬品二七%八、其他車輛及タイヤ一三%七、箱板及樽板二七%四、花莖二〇%三、和傘四六%〇、ランプ及部分品二三%六、財布及藝口二六%四、金屬製玩具一〇%四、雜玩具一二%三、

(註一) これに朝鮮及び臺灣の入出超額を加へるも大差なく、その出超額は一九二九年六、二八九千圓、一九三〇年四、二五二千圓、一九三一年一八、一八四千圓、一九三二年五九、二五五千圓、一九三三年九九、四五一千圓。を算する。

(註二) 南洋協會調査に依る新嘉坡中繼日本對蘭印貿易額は、日本向蘭印物産輸入額、石油一五、七〇〇千海峽弗(以下弗とあるは海峽弗)、護謨一、二五〇千弗、籐二〇〇千弗、サゴ二〇〇千弗、高瀬貝一〇〇千弗、其他五〇千弗、合計一七、五〇〇千弗に對し、蘭印向日本品輸入額は、綿布二、七〇〇千弗、綿サロン七、

○千弗、人絹布六〇〇千弗、自轉車部分品四五〇千弗、陶磁器硝子製品三五〇千弗、海陸産及食料品三〇〇千弗、亞鉛板二一〇千弗、珪礬鐵器一七〇千弗、ゴム靴一七〇千弗、綿製肌着二〇〇千弗、其他八二〇千弗合計六、七〇〇千弗、差引日本の入超額一〇、八〇〇千弗である。因に百海峡弗に對する我國の法定平價は百十三圓九十錢であるが、磅價に對する圓價下落から最近では二百圓前後に相當する。

四、中南米市場と日米貿易戰の展開

印度其他の英屬領より追立てられ、更にまた蘭領印度からシャツト・アウトされんとする我が輸出貿易は最近その活路を中南米の新天地に求め、同地方目指して飛躍的進出を開始するに至つた。中南米諸國の面積は合計七百四十一萬三千平方哩、人口九千四十六萬弱を占め、一九三〇年の總輸出額十五億八千八百二十萬弗、總輸入額十四億四千三百三十萬弗の貿易額を有する地方であり、同地方は各種天然資源に恵まれてをるにも不拘、工業はアルゼンチン、ブラジルの二國を除いては一般に幼稚であるから我國の輸出市場として有望であることは云ふ迄もなく、殊に同地域が二、三を除けば全部が獨立國であることは確に中南米市場の好望性を強めるものである(註一)が然し日本の進出は、從來同地方の貿易覇權を掌握し、一九三〇年同地方總輸入額の三四%を自國品で占める米國との間に激烈な市場爭奪戰の展開を不可避的なものとする。

從來中南米市場に於ける我が勢力は極めて微々たるものであり、一九三〇年當時同地方總輸入額中に占める日本品の割合は僅に〇%六に過ぎない状態であつた。が昨年及び本年にかけて、それが飛躍的増進を遂げたことは、左表の如き我が中南米輸出の急角度な上昇が最も良く裏書きするところである。即ち本年(一九三四年)一—五月の累計に依れば對中米輸出は昨年の四倍、一昨年(一九三三年)の十二倍に相當し、また對南米向は昨年の二倍、一昨年(一九三二年)の七倍に達する盛況である。從來、中南米諸國と我國との貿易發展策として次の諸點が高叫されて居た。即ち、一、商人の進出(旅商隊の派遣もその一なり)、二、直航々路の増設、三、市場の研究、四、我國に於ける西班牙語の普及、五、邦品の宣傳、六、金融の改善、七、南洋南米向と稱して粗悪品を輸出せざること、八、貿易情報通信機關の整備、九、商品陳列所の増設、十、代理店制度の採用(註二)等であり、其他定住賣込商の派遣が急務とさ

(9) 1—5月對中南米輸出額(千圓)

	9年	8年	7年
メ	1,067	446	168
玖	4,022	690	319
サル	934	170	137
パ	801	335	154
其	7,901	2,311	451
以上	14,724	3,951	1,230
ベ	2,447	1,584	339
智	1,519	345	132
アル	4,450	4,936	1,469
ブル	1,203	1,127	506
ウ	2,067	357	136
其	4,699	2,612	672
以南	16,386	10,961	3,255
中南	31,110	14,912	4,485
米合			
計			
コ			
馬			
ル			
他			
計			
利			
計			
シ			
米			
計			
キ			
中			
計			
メ			
玖			
サル			
パ			
其			
以上			
ベ			
智			
アル			
ブル			
ウ			
其			
以南			
中南			
米合			
計			

れて居た。(註三)而てこれらの諸點は今や急速に實行に移されてをる。

即ち昨年九月、日本輸出聯盟は、商工省及び大阪市の後援に依り、中南米市場の新市場開拓を目指して、數千點の見本を携行、パナマ、バランキージャ、カラカス、ベナベンツラ、カリ、グアヤキルサンホセ、サルバドル、グアテマラ、メキシコ、ヴェラクルーズ、ハバナ等の各地を歴商すべく出發し、また大日本紡、東洋紡、江商等の全國一流綿布商より成る綿織物輸出振興會では社員をして販路開拓のため中南米地方の實情調査に赴かしめ、更に近く名古屋方面の貿易業者を以て中南米巡回見本市協會を組織せしめ、中南米各地に於て見本市を開催すべく目下市産業部に於て鋭意準備中である等孰れも新市場開拓の前衛部隊として活潑な活動を開始し、其他最近各地に中南米貿易振興對策協議會を開催、市場獲得法に就き協議するところがあつた。また一方、『貿易は國旗に従ふ』とのたとへの如く、この間我が商船隊の活躍も看過してはならない。即ち大阪商船に於ては最近中米カリピアン諸島に對する邦品の輸出が激増せる事情に鑑み、近く本邦ハイチ間の直通航路を開設することになり、また日本郵船も南米西海岸線に荷動き活況を來したため、從來七航海であつたものを、新に十航海に増航することに決定した。更に政府に於ても新市場開拓上同地方の持つ重要性を認め、外務當局は近く首藤商務書記官を中南米に派遣し、通商調査に當らせると共に、商工當局に於ても同様中南米各地に

輸出入組合を設置し、其他貿易通信員を同方面に増派することに決定した。同時に中南米諸國との修交促進方に就ても種々に努力した結果、コロンビアとは公使交換の實現をみ、またウルガイとは本年五月十日次の如き最惠國條約の締結をみるに至つた。

一、通商、航海、關稅(輸出税を含む)及び内國稅の無條件最惠國待遇、但し相互に近接國に付與せる恩惠及び關稅同盟に基く恩典は除外事項とす。

二、入國、旅行及び居住の自由(但し移民に就いては最惠國待遇を約す。營業は課稅の最惠國待遇を約す)。

三、有効期限は二ヶ年とし六ヶ月の豫告をもつて撤廢することを得。

斯の如き有效適切なる新市場開拓策を先驅として、良質廉價の日本品が滔々として同地方に殺到した結果、米國の朝野に多大のセンセーションを喚起したことは云迄もない。五月一日發表されたアメリカ商務官一九三三年度貿易公報は早速この問題を採り上げ、ラテンアメリカ市場に於ける日本品の進出實情を指摘し、次の如く述べてをる。

「日本産業界は着々製品の品質を改善し、朝に一市場を蠶食し夕に一市場を開拓する有様だ。日本産業界がラテンアメリカの通商貿易に占める地位は今後も更に向上するであらう。既に一九三三年度に於てアメリカ品はラテンアメリカ各市場で日本品に壓迫されその結果アメリカ品の輸出が五割減を示した市場も尠くない。かゝる情勢に鑑みアメリカ政府は出来る限り速かにラテン・アメリカ諸國と互惠通商條締を締約せねばならぬ。」(紐育五月一日發聯合)

同じくハル國務卿は日本品の中南米進出に對し米國が如何なる對策を執るべきかに關し次の如く述べてをる。

「ラテン・アメリカ諸國に關する限り米國はこれら市場に於ける通商上の競争國と何等かの協定成立に到達するよう努力するであらう。これら商品のうち織物類に關しては米國は競争國に對して相當駆引する武器を有してゐる。……最近ラテン・アメリカ諸國に於ける日本商品の進出は目覚ましく日本は或る品目に就いて之等市場を獨占せんとする形勢にあるが、私は未だこの問題を討議する用意をもつてゐない。尤も商務當局に於ては目下日本品の進出に關する諸資料を蒐集し調査を進めてゐる」(ワシントン五月四日發聯合)

かくてルーズベルト大統領は目下中南米諸國の通商及び國際收支の状態に關し種々調査研究中であり近くそれを基礎として過般成立付與せられたる通商獨裁法を發動して中南米諸國と互惠的交渉を開始するものとみられ、ハル國務卿は近く中南米親善行脚の途に上ると傳へられる。即ち、米國の意圖するところは、中南米諸國と互惠條約を締結することに依り、日貨の進撃の前にその市場の確保を計るにある。斯の如く、既に米國がその傳統的貿易政策を棄て、協定貿易主義に轉向した以上、我國としても之に對抗するため勢ひ互惠的態度に出ることを餘儀なくされる。而て同地方に對する我が貿易關係は周知の如く甚しい出超状態であるため、互惠協定の方法として當然片貿易の調整が問題になるものとみられ、我國として豫め之に備へるべく目下山崎アルゼンチン公使、首藤商務書記官をして中南

米羊毛の互惠的買付案を考慮せしめてをる。過ぐる第七回汎米會議の決議事項の一つとして『通商貿易の平等待遇は通商政策の根本義なるを以て通商協定には無條件最惠國約款を採用すべきこと』が掲げられてはをるけれども、然し當面の問題としては日貨の進出を中心に日米通商外交戰の展開をみ、數多の互惠的協定を縦横に張り巡らされるに至るであらう。

(註一) 外務省通商局「中南米諸國貿易狀況と本邦商品」昭和八年八月、一一二頁。

(註二) 大阪商船會社「カリビアン沿岸諸國と本邦貿易」昭和八年三月。

(註三) 大阪商船會社「邦品の中南米發展に就いて」昭和八年六月。

上掲書の外大阪商船株式會社「カリビアン海沿岸諸國事情」(昭和七年一月)

外務省通商局「海外市場便覽中南米諸國の部」(昭和八年十二月)「同南米諸國の部」(昭和九年三月)等參照。

五、支那貿易と我が再進出策

斯の如く國際貿易の新情勢に伴ひ、中南米其他新市場の奪取戰は我が貿易當面の重要問題の一と化した。同時に舊市場殊に支那市場の價值がこの際再認識せられねばならなくなつたのは蓋し當然であらう。既にその舊東三省は滿洲國獨立以來、所謂日滿經濟ブロックの名の下に、我が商品にとつてのよき市場と化し、殊に最近滿洲國の經濟的發達に伴ひ我が對滿輸出は最早充分なる程度に達したか

の觀を呈するに至つた。茲に於て我が對支實業家は、滿洲國より遙かに大なる支那本土の購買力に着眼し、『今やわが財界人は何時までも滿洲にのみ躊躇すべきでなく目を支那本土に轉じて年來の懸案たる日支の經濟提携に向ふべきである』との見地から去二月、日華實業協會を中心として日支經濟提携の機運を促進し、また我が對支債權八億圓の整理方法に關しても日支兩國の圓滿なる解決を進めることになつた。無論是迄とても、支那の海關統計に現はれた程甚しく我が對支輸出が實際激減した譯ではなく、事實は密輸入其他の方法により非常に多量の日貨が輸出されてゐたことは明かである。(註一)が然し、依然たる日貨排斥と昨年五月の排日的關稅引上に依り全體として不振な状態にあつたことは云ふ迄もない。

かゝる状態を打破して一舉支那市場の奪回を計るべく、最近のわが對支政策はこれを目標として展開された。この結果通車郵政問題に關しては有吉黃郛兩氏間に交渉進展し、既に七月一日より滿支直通列車の實現を見るに至つたが、同時に關稅改訂問題に關しても我が引下要求が一部貫徹された。(註二)即ち南京政府は七月二日改訂輸入稅を發表したが、その内容は加工綿布海產物等の輸入稅引下をはじめ其他概ね邦品にとつて有利なものであり、『日本側の最初の要求とは可成りの隔りがあるが、歐米諸國關係品を比較すれば日本に對する考慮が相當表示されてをり……支那側の誠意は十分認められ

る』(七月二日東朝)と稱されてをる。かくて政治的にもまた經濟的にも最近我が對支政策は漸次活潑なる進展を再開するに至つたが、猶ほ今後も引つゞき支那市場の奪回を目指して益々その強化をみるものと豫想される。關稅問題に關しても今回の改訂は、『加工綿布全體として約一割程度の引下にすぎず對支輸出上單に心理的強材料を與へるものに過ぎぬ』と大阪の綿業者は早くも不滿の意を洩し、また我が外務當局は六月卅日當局談の形式を以て左の如く言明し、その再訂正を要求してをる。

『南京政府が現行輸入關稅の改正に付き日本側に對し種々好意的に考慮し改正案を作成したことに對しては、支那側の好意を多とするものである。併し今回の改正案の内容をみれば尙ほ日本との通商關係に障害を與ふるものであるから、日本としてはこれに満足することは出来ない。尙、支那側に於て今後とも日支間の通商關係に鑑み、適當なる是正策を考慮實現せんことを希望してゐる』(七・一東朝)

だが然し、我が對支利益の擴充工作は、最近殊の外尖銳化した列國の對支進出との間に、極めて急迫せる情勢を醸成せずには措かない。過般の天羽聲明を繞る列強の聲明戰はこの可能性を最もよく表明するものだ。當時、恰も風見の風船がその意外に強い風當りに一寸驚いたと云ふ形であつたが、然し日本の對支進出は政治上、貿易上今後ヨリ一層強化されるものと豫測される。

(註一) 密貿易戰の狀況は次の如くだ。『……日本の品物がどん／＼青島から遣入つて居る、今日支那で關稅が高くなつて天津が上つたりと云ふのは皆さんの方が御委しいと思ひますが、日本の品物が支那で關稅が高く

なると同時に、どん／＼滿洲に行つて、滿洲から盡くジャンクで以て山東、河北の各地に行くのであります。(神田正雄氏、支那の現状と經濟、經濟俱樂部講演第五十三集、一八頁)これに對し支那側では六月十六日より秦皇島、廟島、威海衛及石島の各地に海關監視所を設立し、同日以降『(一)所謂滿洲國、關東州租借地、大連又ハ外國ヨリ來ルジャンク船、(二)渤海灣沖ノ所謂滿洲國又老鐵山半島ノ北ニ位スル關東州租借地ノ西海岸ヨリ來ルジャンク船、(三)老鐵山半島ト大連間ノ租借地ノ東南海岸諸地ヨリ來ルジャンク船、(四)大連以東ノ租借地東海岸又ハ鴨綠江沖ノ所謂滿洲國諸港ヨリ來ルジャンク船、(五)石島ヨリ眞東ニ一線ヲ引キタル地點ヨリ以北ニ當ル朝鮮ノ諸港ヨリ來ルジャンク船、ハ各々上記監視所ニ所規ノ報告ヲナスヲ要ス、云々』の旨を江海關告示第一、三五八號を以て告示し、(昭和九年五月三日附在上海石射總領事報告)また上海海關は六月廿六日付を以て政府の命令に依り滿洲と通商するジャンクは將來中國海關の設置なき所に直接入り又ハ荷卸しすることを得ず故に滿洲と通商するジャンクに對しては外國と通商するジャンクに關する規定を暫行的に適用するに付この種ジャンクは海上航行のジャンク取締規定に依り相當の期間内に再登録することを要する旨告示した。(東京着六月廿七日在上海石射總領事來電)

猶ほ支那側では六月廿日滿支通車に先立ち山海關に稅關を設置したが、更に同廿六日古北口、喜峰口、界嶺口、冷口、義院口の五大口に天津海關分館を設置し、長城線を境界として輸出入貨物に課税することになり保安隊の一部を改編して輯私隊を組織し密輸入の取締に當らしめることに決定した。(東朝特派員六月廿六日發)(註二)尤も右關稅引下の交換條件として我國よりかゝる密貿易の自發的統制其他を暗黙裡に承認したと傳へられる。

第三節 世界貿易政策の激化と日貨の排撃

「一九三〇年及び一九三一年にジュネーブに於て行はれた關稅休日の基礎の上に建てんとした共同的經濟行動に關する國際會議の失敗は、經濟危機が深刻なるに伴つて斯かる企圖の實現を困難ならしむる障害を愈々大ならしめた」(註一)更に一九三三年ロンドンに開催された世界經濟會議の失敗はこれと同じ結果を繰返したに過ぎなかつた。かくて各國の保護貿易政策は更に新たなる發展を遂げ、自國生産者の國內市場を確保すべく、關稅的手段は執拗に持續せられ、更にその完璧を期せんが爲め輸入制限及輸入禁止等の如き絶對的手段が大規模に動員せられるに至つた。同時に、自國通貨價值の維持のためにする爲替管理制度が廣く行はれるに至り、通商障害はこの側面からもより一層深刻化した。斯の如く各國の自主的通商政策は益々孤立主義に走つたが、一言また其の協調政策も從來の最惠國主義より互惠主義に赴き、世界市場を無數の貿易ブロックに分割せしめた。而もこの間、植民地及び半植民地を包含する若干の經濟ブロックは益々強化し、従つてまた通商障害はこの方面からも累加された。かゝる各國通商政策の激化する眞只中に飛び込んで行つた日本商品が、到る處で強力な排撃を蒙

つたのは寧ろ當然だ。従つて亦それ故に、我が貿易政策に重大な修正を加へねばならなくなつたのも蓋し已むを得ない處であつたと云へよう。

(註) 國際聯盟東京支局編、「國際經濟會議と世界經濟の現状勢」一二一頁。

一、關稅戰の新展開

通商防禦戰は先づ關稅戰を以て火蓋を切られた。殆んど總ての歐洲諸國及び歐洲以外の多數の諸國は、一九三一年七月以降その程度の差はあるが孰れも關稅率の改正を行つた。ベルギー、イタリー、ラトヴィア、ノルウエイ、チリ、エジプト、スエーデン、チエコスロバキア、ポーランド、スイス、ハンガリー、英國その他の諸國は附加關稅若しくは關稅に對する追加稅を課した。また個々の商品に對する關稅の部分的改正は殆んど枚擧に暇なき程屢々行はれた。我々はかゝる關稅戰の一般的傾向として次の諸點を指摘したい。

第一には云迄もなく關稅水準が著しく引上げられたことである。各國の例に就て一々指摘する餘裕はないが、たゞ英國が明かに自由通商主義を廢棄して保護關稅を設定したことは注目に値する。即ち一九三一年に暫定的非常措置たる異常輸入稅法を制定し、次で翌一九三二年には一九三二年輸入稅法

の制定をみ、一般輸入品に對して一律從價一〇%の關稅を賦課することとなり、且つ本法中に伸縮關稅の制度を認めた。

次に報復關稅制度の普遍化も注目すべき特徴の一つである。例へば英國は右の一九三二年輸入稅法に於て、『英國の輸出品に對し差別的關稅を賦課する國の輸入品に對しては政府は現行關稅の更に十割以内の關稅を賦課しうることを』を新たに規定した。同様にオランダも一九三三年八月報復權に關する法律を制定し、『和蘭國と通商條約の締結なき國にして和蘭國に對し別國に比し不利なる待遇をなし又は和蘭國の重大利益に反する待遇をなしたる場合には此等の國より輸入せらるる商品に對し報復關稅の賦課又は輸入禁止制限を行ふことを得』る旨決定した。また伊太利は在來の報復關稅制に加へ、新に割當制適用國の商品に對して報復關稅を課する規定を一九三三年三月公布した。米國は一九三二年九月初旬以來、獨乙、ベルギー、伊太利、日本、及び瑞典から輸入される若干商品に對して米國の是等商品が右諸國に依つて増率關稅を以て取扱はれてをるとの理由により、報復關稅を設定した。

他の特徴の一つは最近の貨幣混亂に基く當然の歸結として、通貨低落國からの輸入品に對し種々なる名目の下に相殺關稅を賦課する手段が執られたことである。即ち一九三一年九月、英國の金本位離脱を契機として、其後同様の措置に出るもの相次いだ結果、金本位維持國はその防衛手段として爲替

ダンピング税、同附加税等を新設した。例へば佛蘭西は、爲替下落國より來る商品は間接の輸出獎勵金を受けたるものとの解釋を下し、關稅法典第十七條第四項の規定に基き、一九三一年八月一日大統領令を以て爲替補償附加税を設定した。その稅率及び適用國竝に適用品目は大藏、豫算、商工各大臣の命令を以て之を定め、現在日本及支那(從價二五%)ポルトガル(從價二〇%)埃及、英領印度及之に準ずる國、パラグワイ、アルゼンチン、丁抹、メキシコ、新西蘭、南阿聯邦(從價一五%)加奈陀(從價一一%)の諸國產品中の特定品に對して右爲替關稅を賦課してをる。猶ほ英國よりの輸入品に對しては同國金本位停止以來一五%の爲替附加税を賦課してゐたが、一九三四年一月一日以降正式廢止をみるに至つた。また伊太利は一九三三年九月、爲替下落國よりの所謂爲替ダンピングに對する防衛手段として、爲替下落を補償する附加係數を設け現行關稅の引上をなすことに決定した。同様に獨乙も一九三一年一月、緊急大統領令を以て政府に對し爲替補償附加税を課する權限を付與した。

更に復關稅其他の方法に依る差別關稅の發展も一つの大きな特徴であらう。從來、復關稅制度は佛蘭西、ユーゴ・スラヴィア、ルーマニア、西班牙、ギリシア、ベルギー、加奈陀其他の諸國で採用されてゐたが、最近更に若干の國にも新たに採用せられるに至つた。即ち一九三二年、波蘭は復關稅制度を設定し、無條約國に對しては有條約國に對する關稅率の約二割五分増の課稅率を適用することにな

つた。また伊太利は從來附加係數の方法に依る協定稅制の方法を採用してゐたが、一九三三年四月緊急勅令第三四八號を以て復關稅制度を加味し、無條約國に對しては現行課稅實額を基礎として(A)原料品二割(B)食料品三割(C)半加工品三割(D)精製品四割(E)無稅品一律從價二割の各加重關稅を賦課することになつた。猶ほ獨乙は一九三二年二月、増率關稅の方法を採用して、無條約國若くは獨乙の輸入品に對し他國の商品に許容せらるゝより不利なる待遇を與へる相手國からの輸入品に對し、必要に應じ全部若しくは一部分、右關稅を適用し得ることになつた。

最後に注目すべき傾向は關稅率の變更が屢々行政命令を以て行はれるに至つたことである。即ち從來關稅率の變更は原則として議會に附議しその協賛を経たる上之を決定するのが普通であつたが、一九二九年以來世界關稅戰の熾烈化するに伴ひ、各種の關稅手段を速刻動員する必要が痛感せられるに至つたため、各國とも頗る廣汎なる關稅獨裁權をその政府に付與し、以て機宜の措置を執らしむることになつたのである。前記一九三二年英國輸入稅法第二條、第三條、第十二條、一九三三年印度產業保護法第二條、一九三〇年米國關稅法第三三六條、三三七條、三三八條、一九三三年米國產業復興法に基く輸入制限及特別稅賦課規定、一九三三年米國農業救濟法に依る特別稅規定、一九三二年獨逸爲替補償附加稅緊急大統領令、一九三三年獨逸輸出品保護法、一九三四年佛蘭西關稅改正法、一九三

一年佛蘭西爲替補償付加税大統領令、一九三三年伊太利緊急勅令三四八號(報復關稅及加重關稅規定) 同一七六號(爲替管理國に對する防衛的措置)、同一、四二八號(爲替下落補償規定)、一九三一年和蘭非常時輸入法、一九三三年和蘭改正非常時輸入法、一九三三年和蘭報復權に關する法律、一九三四年日本通商擁護法、一九三四年米國關稅獨裁法、一九三四年獨逸對外國報復法等がその主なるものである。

二、貿易管理の總動員

斯の如く世界關稅戰は益々尖鋭化を極めたが、然し乍ら單に關稅的手段のみでは未だ充分なる武器とはなり得ない。蓋し關稅の引上は纏てその國の物價水準を昂め、若くは相手國の爲替をヨリ低落せしむることに依つて、結局相殺せらるゝ可能性があるからである。茲に於て世界貿易戰は更に輸入割當、輸入許可、輸入禁止等の諸手段を大規模に動員しなければならなかつた。關稅政策の効果が相對的、間接的手段であるに對し、この種貿易管理策のそれは飽迄直接的であり且つ絶對的だ。また前者が未だ經濟的手段であるに反し、後者は最早權力的乃至實力的手段に外ならないものだ。貿易管理の最も一般的な形式は輸入割當制度であり、夙に佛蘭西に於てその實施をみたが、近年世界貿易戰の激

化に伴ひその適用國は著しく増加し、且つ適用品目を増加し、割當量を減少するに至つた。即ち國際聯盟の調査に依れば一九三三年六月一日現在調査四十一ヶ國中十二ヶ國は輸入割當を採用して居り、獨逸、ベルギー、及び英國ではごく少數の商品に限られてをるが、スイス、ラトヴィア、及びオランダに於ては多數生産品に及んで居り、フランス、ギリシア、ルーマニア、及びトルコに於ては更に廣汎に適用せられ、最後に智利に於ては總ての輸入品に對して行はれてをる。トルコの輸入割當制度はその國の物資を購入したる相手國又は商社に限り一定額の輸入許可を與ふるもので、一般に求償制度(コンペンセーション・システム)又はタカス制度と呼ばれてをる。割當制度は最近殊に佛蘭西、和蘭、西班牙等の諸國に於て屢々用ひられ、コンタンデヤン設定品目は續々追加されてをる。また從來の割當量もその更改期毎に著しく削減せられ、例へば一九三四年一―三月の佛蘭西コンタンデヤンは従前に比し約四分の一に減少せしめられた。コータ・システムの持つ他の特徴は、それが單なる行政命令に依つて速刻實施し得らるゝこと、竝にその效力を過去に遡及せしむることが出来る結果見越輸入を防止し得らるゝこと等である。また本制度は凡ての相手國に對して等しく適用されるところから、一見最惠國條款は低觸せざるかの觀を呈するも、然しその割當基準年度を如何に定むるかに依つて、實質的には定全に最惠國條款を無視し、ある特定國に對してのみ差別的待遇を行ふことが出来るのである。

蘭領印度のサロン及び晒綿布の輸入制限は明かに日本品の差別待遇を意圖せるものであるが、其他英國の綿織物及人絹織物輸入割當、印度の對日綿織物輸入割當等、特に日本に關するコータ・システムに就ては本節の第六項を參照されたい。猶ほ最近蘭領印度に依つて敢行せられた輸入業者特許制は、この種貿易管理手段に一新紀元を劃せるものであり、それは商業資本の擁護のために貿易管理の直接的手段に訴へたものに外ならない。要するに、かゝる貿易管理制度の普遍化は、世界貿易戰に於ける最後の平和的手段を動員せるものとして、その歸趨に對して尠なからぬ關心が拂はねければならないのだ。

三、國際貸借の惡化と爲替管理

かくて關稅手段の徹底と貿易管理の強行は、尠くとも一時的にはその國の國內市場を確保し、同時にまた國際貸借の改善を促し通貨價值の維持を計ることが出来る。然し乍ら後者の目的、即ち貨幣價值の維持を計るには單にこれだけの手段では未だ充分ではない。蓋し、國際貸借の安定を期せんがためには、貿易外の諸勘定をも考慮しつゝ、直接爲替管理を行ふ必要があるからだ。資本輸入の衰退と海外投資收入の激減は、必然的に或る國々の國際貸借を失衡に導き、その對策として爲替管理（禁止

制限、届出）の實施を必要とせしめた。かくて本制度は今日左の如き多數の國々に依て採用せらるゝ所となつた。

オーストリア、ブルガリア、チエコスロバキア、デンマルク、エストニア、獨逸、ギリシア、伊太利、ラトヴィア、ノルウエー、ルーマニア、西班牙、ユーゴスラビア、アルゼンチン、ボリヴィア、ブラジル、チリー、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、ニカラガ、ウルガイ、日本、トルコ、南阿、オーストラリア、ポルトガル、米國、ペルシア、（國際聯盟事務局東京支局編、國際經濟會議と世界經濟の現情勢、二〇三頁、三井物産業務課調査、「世界各國爲替管理貿易管理並に其他通商障害」參照）

管理制度の最も純粹なるものは、投機的操作の取締を目的としたる爲替取引届出制度である。然し今日大多數の諸國は更に進んで輸入業者の利用しうべき外國爲替の量的制限を行ひ、その決定に際しては相手國との貿易尻の均衡に重きを置くものである。この外、目的は右の爲替管理と同様だが、然しその方法がヨリ直接的なるものに清算協定及び物々交換協定制がある。これらの兩制度もまた最近屢々その適用をみてをる。

四、協定政策の新局面

上述の如く自主的貿易政策は、關稅引上、貿易管理、爲替管理等の各手段を網羅して益々孤立主義

に赴いたが、然しまた一方に於ては協調的政策が屢々採用せられたのである。蓋し尠くとも貿易部門に關する限り協調政策は容易に没却しうべからざるものであるからだ。然し乍ら、最近に於ける協調主義の主なる動向は、關稅休日、輸出入制限撤廢等の如き國際的協定又は最惠國條約の如き多邊的協定よりも、寧ろ實質的には兩當事國間の利益のみを目的とする排他的な互惠協定の締結に向つてをると云つて宜からう。ロンドン會議の主要議題の一たる貿易の量的制限の撤廢乃至緩和、並に關稅障壁の低下問題に關して、何等の成果をもみるに至らなかつたことは周知の如くである。また同會議直前關稅戰の激化防止のため決議された關稅休日協定も一時五十九ヶ國の參加を得たが、然し各國の留保並に關稅引上により有名無實と化して了つた。更に一九二七年の輸出入禁止制限撤廢の國際協定も、昨年六月以降英國、ノルウエー、米國、丁抹、オランダ、日本と順次脱退をみたるため、遂に消滅した。また最惠國條約の如き多邊的協定は、多くの場合有條件有制限となり、その本來の効力が著しく減殺せらるゝに至つた。最惠國主義の普及を目的として、一九三二年六月先づ和蘭と白耳義ルクセンブルグ經濟同盟間に締結せられ、後各關係當事國に依つて參加調印せられた所謂ウーシー協定が、成立後僅か一ヶ年にして失敗の憂き目をみるに至つたのは、最近に於ける協調主義の一般的傾向を最もよく反映するものと云へよう。之に反し、當事國間の利益増進を第一義とする互惠的協定が屢々締結せられ

た。然し乍ら、それらの互惠的條件には單なる協定稅率の引下以外に、コータ制及びバーター制の諸手段が屢々用ひられた。例へば一九三三年四月の英丁通商暫定條約は、丁抹の英國向輸出に對して輸入割當を設定せず、反對に丁抹は石炭總輸入額の八〇%を英國より輸入する旨の協定を含み、同じく英獨條約に於ては、英國が獨逸工業品二十二種の輸入に對し關稅引下を規定する代償として、獨逸は毎月十八萬噸を下らず且つ獨逸の石炭消費高に比例して増加せらるべき數量の石炭を英國より購入すべき旨を約してをる。また同年五月に締結された英亞通商條約の骨子は、英國が、石炭のアルゼンチン向け輸出を増加し且つ同國に凍結せる英國のクレヂットを回收することを得せしむると同時に、その代償としてアルゼンチンはその冷凍肉の英國に於ける輸入割當に關する保障を約せしむる旨規定してをる。然乍ら、斯の如き特定國に對する輸入割當の保障は、勿論當事國間に於てのみ效力を有するものであり、従つて最惠國條約の取極めある第三國と雖も右の互惠的條件に浴しうる術がないのである。日印新通商條約に於ける綿布・棉花の相互的輸入保障制度が、日本及び印度と最惠國條約關係にある第三國にとつて無關係であることは既に述べた如くである。かくてコータ制及びバーター制其他等をその内容に持つところの新たな互惠的協定は、往々にして第三國との最惠國條約の效力を無視するに至るものである。從來、國際貿易の理想とするところは、先づ各國間に最惠國條約を締結したる後、

關係當事國間に夫々税率の引下を協定する互惠的協定を設け、以て最惠國條約を結ぶ第三國に對しても廣くその適用を及すことにあつた。この點は今も原則的には何等變りなく、例へば最近の英佛新通商條約に於て、英國が佛國に對する互惠的條件として絹織物關稅の引下を行つた結果、英國と最惠國條約を結ぶ我が國もまた右の關稅引下に均霑することになつた。然し乍ら、一般的な傾向としては前述の如く、互惠的協定の締結は寧ろ最惠國條約の効果を無力化せしめ、實質的には當事國間の特惠的制度に準すべき性質のものとして化してをる。換言すれば最近に於ける協定貿易政策は最早昔日の如き通商の自由を目的とするものではなく、寧ろ個々の貿易ブロックの形成を意圖したものに外ならない。從來、自主的貿易政策の遵奉者であつた米國が、最近愈々協定主義に轉向せんとしつゝあるのも、矢張り右の如き貿易ブロック—殊にラテンアメリカ諸國との—を組成させんがためと思考せられる。

五、ブロック經濟の貿易政策

貿易ブロックの最も強力なる形態は所謂ブロック經濟に依るそれであらう。ブロック經濟の貿易政策は、個々の國の貿易政策が自主的に又は協定的に著しく保護的色彩を帯びたのと同様、また近來甚しく尖鋭化するに至つた。而て此の種ブロック經濟の最も代表的なるものは英帝國經濟ブロックで

あり、ブロック内の特惠制度は更に新たなる進展を遂げた。英帝國特惠制度は一九一九年財政法第八條に規定せられて以來、一九二五年の復活「マツケナ」關稅、一九二五年以降の所謂産業保護關稅に於ても夫々英帝國産出の商品に對し本稅の三分の二に當る特惠税率を設けたが、同じく一九三一年の異常輸入稅法に於てもまた一九三二年の輸入稅法に於ても夫々英帝國産品に對しては除外例を設け、右法律に定むる關稅を賦課せざる旨規定した。更に一九三二年七月、英帝國經濟ブロック内の貿易關係を強化せしむるため、各自治領を網羅する所謂オツタワ會議の開催をみるに至つたとは周知の如くである。而して右會議の成果に就いて興味を惹くのは、かゝるブロック經濟の貿易政策それ自體のうちにもまた叙上世界貿易政策の動向に於けると同様の一般的傾向が認められることだ。即ち右會議に於ては最早ブロック内の全般的特惠關稅制度の強化よりも、寧ろブロック内の個々の構成分子に於ける部分的特惠制度の實現をみるに至つたのである。即ち英帝國と各自治領（カナダ、オーストラリア、ニュージールランド、ニューファンドランド、南ローデシア）及び印度との間、カナダと南阿、愛蘭自由國と南ローデシア、南阿とニュージールランド及び愛蘭自由國との間に都合十二個の協定が締結されたのであつた。猶ほ過般の日英會商決裂後、英本國がその直轄植民地を動員して綿織物及人絹織物の輸入割當を施行せしめ、同時にまた自治領に對してもその實施方を勸奨したることは、右ブロック經濟

の貿易政策の強化を物語るものである。同様に、蘭領印度の輸入制限も和蘭經濟ブロックの發展を意味するものに外ならない。

六、日貨排撃の諸情勢

以上の如く、世界貿易政策の動向は自主的に、協調的に、又はブロック經濟的に、著しく保護的手段を加重するに至つたが、然しかゝる傾向が一部我が貿易の獨立的發展に依つて促進せしめられたとは事實であらう。前記英屬領に於ける綿織物及人絹織物輸入割當及び蘭領印度に於ける各種の輸入制限令竝に營業者資格制限令等は、斯如き日貨の獨立的進出に對する排撃策として採られた最も代表的な政策と云へよう。英屬領の織物割當制がその基準年度として日本品進出前の一九二七—三一年に至る五ヶ年の平均輸入量を採れるのは、明かに日本品に對する差別的排撃を意圖したものに外ならない。かくて今日、英屬領にして既に右割當制を實施せる地域はラハマ、ガルバドス、英領ギニヤ、サイトス、シーリー、ランリヤ、黄金海岸、ジャマイカ、馬來諸洲、マルタ島、モウリシアス群島、ミゼリヤ、セントルシア、セントヴィンセント、セイセルズ、シエラレオネ、ソマリランド、海峽植民地、トリニダード等の多きに達してをる。(七月十九日松平大使發外務省着電)次に、蘭領印度は、先づ一九三

三年九月十三日、『政府令ヲ以テ特定ノ商品又ハ商品グループノ蘭領印度ノ關稅區域内ニ於ケル輸入ハ一々ノ場合ニ定ムベキ價格又ハ量若クハ重量以上ハ一時之ヲ禁止スルコトヲ得』(第二條第一項)る旨規定せる所謂非常時輸入制限令を公布し、之を基礎として順次左の如き各種の制限令を公布したのであつた。

- 一、一九三三年九月廿六日公布セメント輸入條令、(一九三三年八月廿七日以降一九三四年三月廿七日迄ノセメント輸入量三五、〇六二、五〇〇珎以内トス)
- 二、一九三三年十二月十二日公布緊急麥酒輸入令(一九三三年十二月十三日以降三ヶ月間ノ麥酒輸入許可量ヲ百十七萬五千立以内トス)
- 三、一九三四年二月十三日公布緊急織物輸入制限令、(一九三四年二月十四日以降三ヶ月間のサロン類輸入許可量、サロン、カインパンデヤン七種類合計七七、八〇〇コルセ、密織衣服用綿布三、〇〇〇碼、ルーリツク物一九三〇年度輸入數量の八割)
- 四、一九三四年二月廿八日公布緊急晒綿布輸入制限令、(公布ノ日ヨリ起算シテ十ヶ月間ノ晒綿布六種類輸入合計額一一九、七一〇千碼以内トス)
- 五、一九三四年三月十三日公布非常時麥酒輸入政府令、(公布ノ日ヨリ起算シテ三ヶ月間ノ總輸入量ヲ百十一萬六千立以内トス)

以上の各制限令により定められた輸入總量は孰れも一九三〇年當時の實績を基礎とせるものであるが、更にその割當方法としても輸入特許制を用ひて二重の制限を規定してをる。例へば「セメント輸入特許狀ハセメン

ト輸入業者ニ限り之ヲ交付スセメント輸入業者トハ一九三二年三月七日バタヴィアニ於テ締結セラレタルセメント、ポーナス協定ヲ正當ニ履行シタル者ノコトナリ」(セメント輸入制限令第三條第二項)「麥酒輸入許可書ハ經濟長官ガ一九三一年ヲ通ジ當領内ニ於テ規則的ニ麥酒ヲ輸入シタル者ト認メタル輸入業者ニ限り之ヲ交付ス」(緊急麥酒輸入令第三條第二項)「サロン類ノ輸入許可書ハ一九三〇年後ニ於テ既ニコノ種ノ織布類ヲ當領ニ規則的ニ輸入セルモノト經濟長官ノ認メタル輸入業者ニ限り之ヲ下附ス」(緊急織物輸入制限令第二條第二項)「晒綿布類ノ輸入許可書ハ(a)當領ニ住所ヲ有シ經濟長官が晒綿布ノ輸入業者トシテ認メ且一九三四年一月一日現在ニ於テバタヴィア輸入業者組合員ニシテ同時ニ當領ニアル經濟長官ノ認ムル歐洲人商業組合又ハ機關ノ少クトモ十二加入シ居タルモノニ對シテハ輸入總量ノ六〇%ヲ許可ス(d)同シク九又ハソレ以下ノ組合員タルモノニ對シ三〇%(c)同シク歐洲人商業組合員ニ非ルモノニ對シ一〇%ヲ許可ス」(晒綿布輸入制限令第三項第二項)等々がこれである。これと同様の輸入業者制限を他の五十六種目の商品に對しても施行せんとし七月二十四日、陶磁器類に對し愈々右制限令の實施をなすことに決定した。(註)

其他、世界各國の採れる排日的手段に就ては一々こゝに列擧する餘裕がない。たゞかゝる情勢が最近に於ても何等改まるところなく、例へば去る六月十九日ローマに開催せられた國際毛織會議に於て日本品防遏のため列國が共同戰線を形成する必要を強調し、(六月廿八日岩手代理大使發外務省着電)依然邦品排撃の氣運が終熄せぬことを一應指摘して置かねばならない。

(註) 商工省貿易局、日蘭印問題資料(ソノ一)(九年五月)及同補遺參照。

七、ソシアル・ダンピング論の擡頭

然し乍ら叙上の如き諸般の日貨排撃策が、尠くとも今日迄の處實質的に左程大なる影響を與へなかつたことは、我が輸出の依然たる好調が最もよく之を裏書きするところである。所謂ソシアルダンピング論はかゝる情勢の下に於て海外諸國から起されたものである。然し乍ら同説の必しも當を得たものでないことは既に本年報第十六輯に於て指摘した如くである。即ち現在我が國の勞働條件が種々の事情により英國其他先進國のそれに比して劣悪であることは一應認められる。が然しその程度は必しも我が輸出をかくも増進せしめた程甚しいものとは考へられない。假りに若しさうであつたとするならば、我が輸出は再禁止前に於ても將又恐慌前に於ても、恰も現在の如く徹底的に外國品を壓倒してゐなければならぬ筈である。かくて當面の問題たる我國最近に於ける輸出増進の原因としては、より大なる二つのモメント、即ち合理化の徹底と圓價の下落を擧げなければならぬ。過去の不況期に於て不斷に進行した機械化、合理化の過程は、技術の驚くべき進歩と相俟つて生産能力の異常なる増加を齎らし、賃銀俸給、手當、租税、金利等の單位當り分擔額を著しく低めた。こゝに我が輸出品の海外競争力は非常なる増加を遂げ、折柄の圓安によつてそれが益々顯著となつた迄のことである。(註)

(註) 日本經濟年報第十六輯二五五頁。

八、世界貿易政策の本質と將來

最後に、以上の如き世界貿易政策の本質とその將來に關して簡單なる検討が與へられなければならない。世界貿易政策最近の動向が、凡ゆる形式に於て依然保護主義の軌道を驀進しつゝあることは既に指摘したところだ。而てその基本的原因として先づ次の事實が認められなければならない。即ち、今日各國の生産設備はその資本主義的發展の必然的結果として既に甚しい重複過大を來してをるが、然し一方消費が之に伴はぬ結果そこに著しい世界的な生産過剩状態を出現せしめてをることだ。生産と消費の不均衡は、一部貨幣的原因に由來する購買力の不足に歸せしめることが出来るが、然し根本的には生産能力が消費とは無關係に擴大せしめられた結果に外ならぬ。生産過剩は當然の歸結として價格と利潤の低下を不可避的とする。この切抜策としては、内にカルテル政策を強化し獨占價格を死守するとともに、外に對しては輸出販路を擴大しダンピングを強行する以外にない。保護貿易政策はかゝるダンピングを防壓しカルテル保護の使命を果す唯一の武器だ。かくて各國の保護貿易戰は世界的規模に於て益々尖鋭化し、從來の關稅戰に加へて新たに輸入割當の巨彈戰が開始せられるに至つ

た。互惠協定の促進、ブロック經濟の強化等は、かゝる世界的な保護貿易戰の過程に於て、自國の情勢を有利に導かんがため、利害關係の密接な第三國乃至は自己の支配下にある植民地との間に一種の貿易同盟を形成したものに外ならない。資本主義的に未發達な時代に於ては、保護關稅政策は國內産業の育成手段としての役割りを勤めたが、現在に於ては主としてカルテル保護の手段に供されてをる。即ちこゝに育成關稅よりカルテル關稅への發展過程が認められる。同じく割當制度にしても、今日それを採用せるものは後進國よりも寧ろ先進諸國に多い。即ち育成手段としてよりも寧ろカルテル保護手段としての存在理由を多く發見し得られるのだ。既に是等先進國の生産設備は最早充分なる發展を遂げ、而もその状態に於て固定化されてをる。然しかゝる生産設備の發達それ自體より生ずる矛盾を抑壓し、同時にその固定化より生ずる新興國—例へば日本—の脅威を防壓せんがため、保護的手段はヨリ大規模に動員せられねばならないのだ。現段階に於ける世界貿易政策の本質を以上の如く認識する限り、その將來に對する見透しは極めて明白だ。恐らく保護貿易政策は飽迄も踏襲せられるであらう。然乍ら、たとへ如何に各國のカルテル保護手段が熾烈を極めようとも、結局それは貿易政策の範圍内に於て解決せらるべき問題ではないであらう。何となれば、それは資本主義それ自體の持つ矛盾に外ならぬからだ。

(備考) 紙面の都合上、世界貿易政策の實情に關する敘述が稍々簡單に過ぎたようだ。この點は左記の資料に就て補足せられんことを希望する。

- 一、外務省調査部「歐洲諸國に於ける關稅制度」(九年四月、調第二號)
- 一、同 「各國復關稅制度に關する調査」(九年一月、調第一號)
- 一、外務省通商局「諸外國に於ける行政命令を以てする關稅率の變更乃至輸出入禁止制限に關する制度」(九年二月)
- 一、國際聯盟事務局東京支局、「國際經濟會議と世界經濟の現情勢」(八年六月)
- 一、同 「最近の商業政策主要傾向に關する覺書」(八年八月)
- 一、同 「一九三三年六月以降の通商政策の發展」(九年一月)
- 一、三井物産業務課「世界各國爲替管理貿易管理並に其他通商障害に關する調査」(貿易獎勵資料第十三輯)
- 一、日本經濟聯盟會「各國關稅改正要報」(經濟聯盟誌、各號)
- 一、自由通商協會「關稅日誌」(自由通商誌各號)

第四節 協定貿易の諸矛盾

斯の如く世界貿易政策の益々強化せられる過程に於て、協定貿易への依存は我國として蓋し已むを得ざるものと云へよう。然しそれだからと云つて、協定貿易が現段階に於ける我が貿易政策として妥當であるとは云ひ得ない。蓋し、既述の如く協定貿易はそれ自身多くの矛盾を内藏するものであり、殊に現段階に於ける我が經濟機構に於ては、それらの矛盾は容易に克服し難きものであるからだ。

一、ブロック經濟的貿易政策の矛盾

既に述べた如く、最近に於ける協定貿易の本質は之を世界經濟の動向よりみるならば一種のブロック經濟である。即ち關稅ブロック、貿易ブロック等の特徴とするところのブロック經濟の組成に外ならない。それ故にまたそれはブロック經濟の内藏する諸矛盾と同じ矛盾を持つ。貿易の部門に於てブロック經濟の犯す矛盾は云迄もなく貿易それ自身の否定であることだ。貨物の自由なる移動を前提とした比較生産費の原則は、今や極度に高められた通商障壁の後にその影を沒せんとし、國際分業に基

く世界的繁榮への道は既に失はれんとしてをる。世界的繁榮なくして各國民經濟の繁榮は期待しうべくもない。かゝる自明の理を知りつゝも猶ほ當面の苦境打開に急なるの餘り凡ゆるブロック經濟的貿易政策を執らざるを得ぬことは餘りにも大きな矛盾と云はなければならぬ。クオート制、バーター制等の特徴とする新なる互惠協定の締結は貨物の自由なる移動にとつての不可欠的條件たる最惠國條款を無力化せしめる。それ故に各國は往々にしてより安いものを賣ることが出來ず、またより高いものを買はなければならぬ。かくてはその國の購買力が全體として殖える道理がない。恐慌開始以來、世界經濟は數個のブロックに分割せられ、最惠國條款の無條件的適用による自由貿易は、互惠的基礎の上に立つ無數の協定貿易によつて代替せられたけれども、然しその結果世界經濟全體としては寧ろ恐慌の泥沼の中に益々陷没するに至つたことは、正にブロック經濟、協定貿易策の矛盾を自ら體驗したものに外ならない。

更に若し協定貿易の當事國が植民地であり、本國の利益確保のために第三國との協定貿易の締結を余儀なくされた場合、そこに新なる矛盾の發生するのは必然的だ。日印新通商條約の締結に依つて利益するの印度大衆に非してランカシアアの綿業資本家だ。日蘭會商の結果、クオート制及びバーター制等に依る新なる協定貿易が成立したにしても、その利益するものは必しも蘭印大衆とは限らない

植民地と本國を速ねるブロック經濟の諸矛盾が、その第三國との協定貿易を契機として愈々尖鋭化するの不可避的である。

また協定貿易の特つ大なる矛盾はそのバーター・システムに於てである。蓋しバーター・システムは時として不要の物資の購入をすら余儀なくさせるからだ。片貿易調整上、中南米又は南阿の羊毛を買ふことは、若し採算的に稍々不利であることさへ忍べば必しも不可能のことではない。然るに若しも、日蘭會商に於てその協定成立を計るため蘭印側の要望を容れ砂糖の輸入増加を承認することになればそこに非常な矛盾の生ずるのを免れない。蓋し今日我國としては砂糖は既に自給自足の域に達し、蘭印側の提議する如き年額廿五萬噸の輸入は到底行ひ難き事情にあるからだ。仍て若しこれを強行せしむるため國家權力に訴へる(九・五・七時事)如き情勢に立至れば、國內的に頗る憂慮すべき事態の發生するのを免れない。蓋し今日、『……蔗園に衣食し我が糖業の盛衰に依存して死活問題となせる蔗農は臺灣、沖繩、北海道を併算して實に二十萬戸に上り南洋移民の數一萬六千有餘名なれば、我が産糖の増減と之れが蔗作の伸縮は實に容易ならざる大問題である』(註一)からである。殊に『米穀問題が矢筈ましい今日、米の生産を制限するとせば臺灣ではどうしても甘蔗の植付けを増加せねばならぬとは極めて明かな事であり、従つて從來の如く増産して生産費の遞減を計り一方輸出の増進を計ると云ふ

臺灣糖業の方針は將來に於ても持續せねばならぬことは當然である（註二）とされてをる。これこそ協定貿易の持つ最も解き難き矛盾の一であり、當面せる日蘭會商のデッド・ロックとなるやも計り難きものである。而もこれは獨り日蘭會商の問題に限らない。將來、各國と協定貿易を進めて行く上に於て、右と同様の矛盾が屢々豫想されるのである。例へば今日比律賓には年額約五十萬噸の過剩糖を生じてをるが、（註三）この處分を講ずべく將來片貿易調整又は關稅引上、輸入制限等の代償と云ふ名目を以て、我國に對し右過剩糖の購入方を申込んで來ないとも計られない。こうした矛盾を如何にして解決すべきか、それは尠くとも協定貿易の範圍内に於ては容易に克服しうべからざる問題である。

（註一）糖業聯合會「爪哇糖輸入問題に就て」九年四月。

（註二）中瀨臺灣殖産局長談（九・五・一〇東朝）

（註三）比律賓は從來米國に對し年額百三十萬噸の砂糖を輸出してゐたが、米國のキューバ島糖業資本家の策動により比律賓を米國より獨立せしめて、同國からの砂糖輸入を年額八十萬噸に制限せしめるとになつた。

二、生産過剩と輸出増加の不可避性

協定貿易の他の矛盾はクォータシステムの持つ矛盾に外ならない。クォータシステムの是認は先づその前提條件として輸出の量的制限を必要とし、従つてまた生産の制限をも必要としなければならぬ

い。だが然し、かゝる前提條件は事實果して可能であらうか？ この問題は最近生産過剩説の擡頭ととも一應考慮されねばならぬ點である。

確かに現在我が經濟機構には無政府的な生産の行はれる危険性が比較的尠ない。それは最近カルテル及び政府の經濟統制力が從來に比して著しく強化されてをるからだ。だが然し、單にこれだけの理由で生産過剩の危険性が果してどれ程緩和し得られるであらうか？

今日、我が經濟界の最も特徴的な現象は、事業利潤の著しき上昇と金利の異常なる低下とである。軍費インフレに基く軍需工業の活況と、爲替安の齎す輸出入産業の繁榮を中心として、最近我が事業利潤の傾向が飛躍的な上昇過程にあることは第三部に於てみる如くである。

然し乍らかゝる利潤の増加は未だ一般購買力の著しき増大を齎らすに至らず、その大部分が預金の増加又は舊債の償還と云ふ形式をとつて銀行に流れ込む。自然、金融界の基調は益々緩慢となり、金利の位置は日銀のマーケット・オペレーションに牽制され乍らも猶ほ漸次下降傾向を辿る。低金利は企業資金の新なる需要を喚起し、また利拂ひ負擔の輕減はその事業利潤を更に上昇せしむる結果となる。かゝる情勢の下に於て當然生ずべき現象は云ふ迄もなく生産設備の大擴張である。假令全體の需給關係がどうならうとも、苟もそこに高き利潤の存在する限り、既設會社がその生産能力を増設擴張

し、同時にまた多數の新設會社が簇生するのは不可避的だ。殊に新設設備には多くの場合技術的進歩に基く低コストと云ふ魅力がある。また新設會社の場合には、既設カルテルに参加せず所謂アウトサイダーとしての利益を収めうる可能性がある。こうした諸事情が企業家をして益々生産能力の新設擴張に走らせるのは自明の理であつて、今日凡ゆる産業部門を通じて等しく認められる現象である。

この結果、早くも生産過剰の危機に當面するに至つたのは外でもなく洋灰業であり、また紡績、人絹、鋼管、硫安、火藥等の各事業も早晚生産過剰を免れ難い情勢である。こうした現象は獨り重要産業のみに限らず、また廣く中小工業に關しても同様認められるところである。要するに事業利潤の上昇過程が持續する限り、無政府的な生産活動は好むと好まざるとに不拘ず自然必然的な現象である。

否、尠くとも今日我が景氣政策の根幹に於ては、こうした一方的な生産活動は、當然その一過程として豫定された事實であると云つても過言でない。蓋し、軍需インフレ、低爲替、低金利等によつて先づ事業利潤の上昇を計り、事業利潤の上昇は何よりも先づ生産活動の一方的増大を促し、生産活動の飛躍的増進は總て失業者を減少し定額賃銀を騰貴せしめる。かくて労働階級の購買力は愈々本格的に増加し、それが結局一般購買力の増加に轉化して商品需要の増大をもたらせる時はじめて前記の生産増加は消費との間に均衡を作るのである。尤も今日の如き經濟情勢に於てはこうしたプロセスは云

ふべくして仲々行なはれ難いもので、たとへ一時的先行現象と假定された生産の一方的増大が、何等需要の増加に依つて完全に適合されることなく、遂には一般的な現象にまで發展する危険性を備へてをるものである。がそれはとも角として、苟しくもこうした景氣政策がとられた以上、尠くとも一時的な生産過剰は覺悟の上でなければならぬ。かくて自然的な又は政策的な敦れの角度よりみても、生産過剰は不可避的な現象と認めなければならぬ。それなのに、近來頻りと生産統制の強化を叫び、それに依つて生産過剰の危機を克服せんと企圖しつゝあるのは、蓋し甚しい矛盾と云はなければならぬ。

無論、如何に統制、統制と叫んだ處で、尠くとも今日の如き經濟機構に於ては容易にその目的を達しうることは困難である。第一、國家的統制にしても其の一般的法規として、重要産業に重要産業統制法、中小工業に工業組合法か制定されてはをるものゝ、然しその實際の統制力に關しては未だ多くの期待を懸け得べき性質のものでない。殊に重要産業統制法の如きは昭和六年の制定以來未だ一回だに第二條規定の強制權を發動したる例なく、最近セメント業に對して斷然適用すると傳へられ、去る七月二日臨時産業合理局顧問會議の決議を経たるも、猶ほ今日その實現をみるに至らない。重要産業統制法は元來、企業のカルテル的統制の助成を目的として生れたものであるが、然しそれ自身の機能は極めて微力であつて、必しも自ら積極的に企業の統制を目的とした法律ではない。従つて企業統制

の中心は云迄もなくカルテル及びトラスト的統制に置かれてをる。カルテル的統制は恐慌期を通じて著しく強化され、また新たに結成されたものも尠くないが、然し好況期に入るとその内部的矛盾により又はアウト・サイダーの簇出によつてその統制力が稍々緩和されたのは蓋し已むを得ない。従つてトラスト的統制が極めて高度に發達し、而もそれが原料の獨占的拂下乃至は商品マークの徹底的普及と云つた如き絶對的條件と結び付いたところの例へば洋紙、麥酒等の産業部門を除き、それ以外の各産業部門に於ては決定的な獨占と云ふ現象はあり得べからざることだ。そこには常に新たなる企業が勃興し、自由なる生産を行ひうる餘地が残されてをり、殊に新興産業に於てはそれが著しい。かくて高利潤の持續する限り、その關係に於てのみ生産は不斷に増加して熄まない。否、増加されねばならぬのである。併乍ら、こうした國內需要とは無關係な生産増加が一體如何にして持續し得られるのか。勿論、纏ては國內需要の増加に依つて或程度まで相殺し得られるにしても、然しそれは一時的であり何等根本的打開を意味するものでない。かくてこゝに解決の道は唯一つしか残されてゐない。それは外でもなく輸出だ。國內需要と無關係に生産を行ひうる手段は輸出の外にない。海外市場の擴大強化こそ、日本の資本主義的發展にとつて必然的なコースであり、また當面せる景氣問題の打開策でもある。それなのに、今や協定貿易の名に於て、コータシステムを容認し、輸出制限を行ふと云ふ如きは、

一の便法であるとは云へ矛盾を内藏せること云ふ迄もない。恐らく、さうした矛盾の激化するとき、貿易上に於ける協定主義は、更に他の新しき形式に轉化するであらう。

三、國際貸借の新段階と輸出増進の必然性

同様に輸出増加の必然性はまた國際貸借の發展段階の裡に認めることが出来る。最近に於ける我が貿易好調の直接的原因が低爲替にあることは周知の如くだが、然しまた同時にそれは我が國際貸借の歴史的發展が然らしめた當然の歸結である。従來日本の貿易尻が大戦當時を除き常に著しい入超であつたのは、要するに若き日本資本主義の發展にとつて外國品の輸入による國內産業の開發及び國內需要の充足が不可欠的な條件であつたからだ。そして、これがためには巨額の外資を輸入してその決済に當てなければならなかつた。處が今や情勢は一變した。即ち現段階に於ける日本資本主義は最早さうした發展期を經過し、既に成熟期に達してをる。國內産業は技術的進歩と國家的保護の下に既に充分なる發育を遂げてをる。故にこの上外資を借入れて國內産業の發達を計る必要はない。寧ろその過剩をみる迄に發達しきつた生産力を利用して輸出の増進を計り、その得たる受取超過分を以て漸次外債を返済して行かねばならない。即ち國際貸借の發展段階よりみれば、所謂未成熟債務國より成熟債

務國への發展過程である。また其の受取超過分を以て滿洲國其他へ對する資本輸出も行はなければならぬ。即ち成熟債務國より更に未成熟債務國への發展過程である。而してこれらの發展のためには輸出の増進を其の第一條件としなければならぬ。この過程は尠くとも商品の自由なる移動が行はれてをる限り、爲替↓貿易↓國際貸借等の自動的調節作用によつて自然に進展するものである。然るに今日の如くコタ制、其他に侯つて商品の移動が極度に制限されてをる場合には、さうした自動的調節作用は充分にその機能を發揮するに不可能である。既に外資の輸入なく寧ろ資本輸出を必要とする段階に到達したのに不拘、若しそれをカバーすべき輸出の増加が期待されなければ、國際貸借が均衡を失するのは當然である。かくては正貨の海外流出が不可避的となり、遂には對外支拂能力の破綻を來すのを免れない。こうした危機を克服すべき唯一の方策は輸出の強力的増進の外にない。その手段はともあれ先づ輸出の増進が絶對的に必要だ。無論、輸出統制によつて輸出價格を引上げればそれだけバランスはよくなる。然しこうした方法には自ら限度がある。輸出價額の増大には矢張り輸出數量の増加がその基礎とならなければならない。それなのに、コタシステム其他輸出の量的制限をその内容に持つ協定貿易の實現をみるに至つたのは、實に甚しい矛盾と云はなければならぬ。

(註) 日本經濟年報第十三輯一三八—一三九参照。

第五節 我が新貿易政策の行方

一、通商自由の再確認と協定貿易の限界

既に前節の第二項及び第三項に指摘せる如く、我が輸出の増進が日本の資本主義的發展にとつて不可欠的條件であり、且つ當面の景氣政策に於てもそれが重要な役割りを占めてをる以上、我が新貿易政策が如何なる指導原理をその基調となすべきかに就ては最早説明する迄もないことであらう。要するに通商の自由平等を目標としつゝ自主的貿易政策をどこ迄も押し進めて行くのみである。良質廉價は貿易上に於ける最大の武器だ。この武器を最も効果的に働かせるには先づ以て通商自由の原則が確認せられねばならない。従つて凡ゆる通商障害の撤廃に對しては容易に之を容認することとなり、極力その撤回乃至緩和を要求すべきである。協定貿易を是認して輸出統制を斷行する前に、先づ凡ゆる外交手段を動員し強化せしめて以て通商障害の撤廢を計るべき努力がなされねばならない。然るに與而して各國を以て通商自由の原則を確認せしむるためには先づその國との最惠國條約を飽迄持續せしめ、尠くも無條約國に對しては可及的速かに最惠國條約の締結を計るべきである。本年五月十五日現

在に於ける無條約國は廿一ヶ國を算するが、我が政府當局に於ても條約締結の必要に鑑み目下その實現に努力してをる。この結果、去五月十日にはウルガイ國との最惠國條約が調印せられ、關稅及び通商取引に於て共に無制限な相互的最惠國待遇を保障されることになつた。また六月廿一日には新たにエストニア國との最惠國條約を締結し(註)七月廿日よりその効力を發生することになつた。右條約締結の結果、從來一般稅率の適用をうけてゐた我國からの輸出品は、新に最低稅率の適用をうけることになつたので、貿易上尠なからぬ利益が期待される。其他、目下懸案中のものとしては、ニカラガ、ヴェネズエラ、グアテマラ、ホンジュラス、コスタリカ、サルヴァドル、濠洲聯邦、南阿聯邦等の諸國が數へられる。また現在有條約國に對しても、その暫定的取極めのものは之を本條約に更改し、また本條約は容易に之を破棄せられざる様努力すべきである。その一策として目下政府當局に於て考慮されてをるのは複關稅制の採用である。即ち從來の國定單稅制主義より國定複稅制主義への轉向である。之により有條約國には最低稅率を、無條約國には最高稅率を、夫々適用することになれば、各國が日本との最惠國條約を廢棄する惧れが尠くなる。従つて日本に對してのみ差別的な通商障害を加へんとする諸國の計畫を緩和せしめることが出来る。またコータシステムの採用は、我が政府の主張する如く、多くの場合實質的には最惠國條款に低觸するものであるから、若しこの見解にして確認せら

れるに至ればコータシステムの採用は自然困難を來すものと思はれる。其他、通商障害を擊破する方法としては報復關稅、輸入制限、輸入禁止、不買及び不賣等の報復手段が數へられる。これらの諸手段は所謂ブロック經濟的貿易政策として我國の本來とるべき方策ではないけれども、然し諸外國のさうした手段に對して一應反省の機會を與へるためには時として許さるべきものであらう。

然し乍ら、實際問題としては凡ゆる通商障害は、單に自主的政策のみに訴へた處で容易に解消し得らるべき性質のものでない。従つて尠くとも平和的な解決を選ぶ以上、通商障害の撤廢乃至緩和を要求するためには、多少協調的態度に出て何等かの互惠的條件をその代償として與へなければならぬ。即ち最惠國條約の廢棄、關稅引上輸入割當實施等の諸障害の發動を中止せしむるためには、相手國に對して若干の有利な條件を許容することを免れない。こゝにはじめて所謂協定貿易主義の存在理由が認められるのである。然しそれには自ら限度があつて、無條件な適用は決して許されない。而して、その限界は我が貿易機構の實情に即して定められなければならない。既に屢々指摘せる如く我國としては飽く迄輸出の増進を必要とするから、それと正反對な輸出制限の如きをその協定條件に加へてはならない。また既に自給自足の域に達してをる我が産業に脅威を與ふる如きバーター制も同様その協定條件に供してはならない。かくて協定貿易の適用は、單に關稅の互惠的協定に對してのみ限局せら

るべき性質のものである。即ち相手國の通商障害を撤廢乃至緩和せしむる代償として、その國からの輸入品に對しては特に低き税率の協定に應ずることである。無論、我國の如く無税の原料品の輸入が多い場合には、税率協定の餘地は比較的に乏しい。然し從來我が關稅制度が單一國定稅制を以て原則とした關係上、この際新に税率協定を設けうる餘地も尠くない。尤もそれに依つて我が國內産業が著しい打撃を蒙るようなものであつてはならない。が然し、我が産業界も多年の保護發達に依つて既に充分に對外競争力を備へるに至つてをるから、この際多少の關稅引下を行つたとて甚しい打撃を蒙るようなことはあるまいと考へられる。

(註) ニヶ年間の暫定取極にして、且つその最惠國條款は接壤國(日本とソ聯、滿洲國、中華民國、エストニアとフィンランド、ラトビア、リヌアニア、ソ聯)に對しては適用せず。

二、貿易振興制度擴充の必要

前項に述べた如く、我が輸出増進を飽迄確保せしむるためには、先づ凡ゆる通商政策を動員して諸外國の通商障害を突破する必要があるが、更にまた輸出貿易それ自體に對しても直接補助獎勵の途が講ぜられなければならない。而て、この點は我國の如く輸出産業の中樞が資力薄き中小工業者にあり、

且つ最近の如く舊市場より新市場への移動が非常に顯著である場合には殊に然りである。現在我が貿易振興制度としてその一般的なるものを擧ぐれば、工業組合、輸出組合、輸出補償、戻税及免税、保税倉庫及保税工場、輸出検査、包装改善、商務官及貿易通信員、海外商品陳列館及巡回見本市、輸出爲替資金融通、等々が數へられる。(註)而て、これら各制度をヨリ一層擴充せしめ、以て輸出獎勵の完璧を期せんがため、目下多くの方策が提唱されてをる。その一は貿易行政機關の充實である。即ち外務省關係に於ては領事館の増設充實、商務官の増派、貿易事務官の創設、等が要求され、また商工省關係に於ても海外商品陳列館制度の改革、貿易通信員制度の廢止等が考慮されてをる。これに依り貿易行政機關の整備充實を計るとともに、また一部では英國の海外貿易省に倣つて貿易省の設置案が唱へられてをる。がその形式はとも角として、今後我が貿易行政機關は實質的に可成り充實されるものと期待される。其他、金融機關の海外進出、戻免税制の擴張、輸出信用保險制の創設、等が提唱されてをり、之が實現の曉には我が輸出貿易上に一進歩を來すものとして重視せられる。

(註) 我が輸出貿易振興制度の詳細に就ては東洋經濟新報九年六月廿三日號を参照せられたい。

三、我が新貿易政策の歸趨

以上に於て我々は、我が國の眞に要求する貿易政策が如何なる性質のものでなければならぬかを認識した。勿論、かゝる我が貿易政策の遂行は必然的に、現在採られつゝある諸外國の貿易政策との對立抗爭をヨリ一層激化し、遂には武力的抗爭の餘儀なきに至らしむる危険がないとは云へぬ。日本許りでなく諸外國に於ける猛烈なる軍備擴大の機運は、その國の安全感を充足せしむる軍人的意義と、不況打開のための政府事業是認の意味ばかりで無く、「市場擁護」の背景としても充分に理解し得らるゝものである。即ち、世界は貿易戰爭を用意しつゝあり、との觀がないでもない。

併し乍ら、幾多の罪なき人の子の生命を奪ひ、而して不生産的事業に巨費を投じてで無ければ、この各國の貿易政策の諸矛盾が解けない、とするのは勿論甚だしき不聰明に違ひない。我々は、未曾有の不況に處して、各國が苦しまぎれに採りつゝある協定貿易は、各國自らを救ひ得ない經濟的並に政治的理由を持つものであるが故に、近き將來必ずや諸國の聰明に於て轉換を必要とするに至ると觀るものである。それが何時、如何なる形に於て行はれるかは將來の問題であるが、恐らく世界不況が或程度立直ほり且つ貨幣問題、爲替問題等々が世界的に解決される時分には、貿易問題も亦世界的に協議されるであらう。而してその方向は、云ふ迄もなく現在の制限貿易に非ずして、ヨリ自由なる商品移動を目ざすであらうと思ふ。(七月二十三日稿)

第二部 日本に於ける中間層の分析

序

近代社會は其の發展的傾向として有産無産の二大階級に分化し、兩者の對立は遂に階級解放運動の盛行を見るに至つた。それ故にこそ所謂勞働問題が華々しく論ぜられてゐるが、是等所謂基本的社會階級の中間に介在する複雑な社會層の諸問題は、十九世紀末から種々論議されたとはいへ、最近に至る迄、痛切に社會の全般的注意を惹くには至らなかつた。

然るに、滿洲事變を楔機とする東亞情勢の一變以來、日本資本主義修正論の擡頭が見られると同時に、久しく自己懷疑してゐた中間層の覺醒が見られた。而して之はファツシヨ運動の擡頭に依つても著しく刺戟せられたのである。

各國のファツシストが中間層を一つの足場としてスタートしたことは、周知の如くであり、ナチスは之に關して其の綱領に麗々しく一項目(註一)を掲げてをる。我がファツシヨ團體の動きに關しては本年報の屢々採り上げた所であつて、『彼等の多くは、未だ其の發生期にあり、たゞ綱領宣言を通じて

都市プロレタリアートを、小市民を、過剰インテリを、小農及び中農等々を自己の傘下に吸収し、そして××奪取を自己に有利に展開すべく、……宣傳、陰謀、策動が見られるだけだ』(註二)と指摘した通りである。彼等が『搾取なき社會』『階級なき國家』を標榜し、只、單に『國民大衆諸君』と呼びかける處に多大の注目を拂はねばならない。而して、之等ファツシストの中間層獲得運動に對して、極左翼も同様の熱意を有つてゐたことは、既に一九二七年の第三インテル常任執行委員會々議で採用された『日本に關するテーゼ』以來、常に問題とされてゐたことによつても窺はれる處であり、又××共産黨よりの轉向者鍋山貞親も『左翼運動に於ける小ブルジョアの氾濫』(註三)なる一文で、小ブルジョアの氾濫を慨き乍ら、猶且、『勿論、日本に於いて、小ブルジョアの意義は、決定的に重大である。我がプロレタリアートが、來るべき社會的〇〇を、その客觀的使命に即し、正しく遂行し得るや否やは、小ブルジョア層(農民は云ふまでもなく)と、如何によく結合し得るや否やに依ることが大きい。而して、小ブルジョアは、その置かれた經濟的、社會的條件から、益々左翼化し、プロレタリアートの側に立つ必然的傾向を有つてゐる。また、近代の諸〇〇に於て見る如く、〇〇〇風潮の接近と共にいち早く政治的昂奮を示し、何等かの政治的變化の前驅的事柄を惹き起すのは小ブルジョア層である。プロレタリアートが、この關係を正しく指導し、小ブルジョア層中の最良分子をプロレタリア前衛組

織に引入れることは、絶対に必要である。』と述べてゐる。

以上の如く、左右相對立する兩極に於いて中間層を重要視するのみならず、既成政黨も亦現存機構の上に立つて、共々中間層に働きかけて來た。即ち、中小商工業對策として、庶民金融機關の設置、商工組合の活用、商工資金融通に於ける補償制度、負債整理、稅制整理、等々が問題とされてゐる。

兎まれ、現代社會に於いては、假令、それが舊社會の殘滓であれ、或は新時代の產物であれ、又それが副次的、過渡的階級であるにせよ、此の社會層の存在は否み得ない現實だ。而して中間層は、二つの基本的階級の利害が相互に同時に中和してゐる處の過渡的階級である、といふ見解から、此の階級の没落必然論が展開せられたのは周知の如くであるが、それは戦後數次の經濟恐慌に於いて如實に經驗された處であり、我が國に於いても恐慌期に於ける中間層没落の事實は、社會、經濟の諸部面に觀取せられる。然らば、再禁止後に於ける我が國のインフレ景氣浸潤は如何に此の層を潤ほし若くは潤ほさなかつたであらうか。成る程、軍需工業と輸出産業の活況が一部中間層に繁忙を齎らしてゐる事實は否定し得ない。併し、轉じて、人絹の壓迫とアメリカ恐慌の影響下に襲來した繭價及び生絲の暴落に悩む農村の中小農家又は分散的小經營の生絲工業者、従つて地方小都市に於ける小商人の窮迫、更に大都市に於ける大經營—例へば百貨店等—の重壓下に喘ぐ中小商業者、等々の存在を無視し得ざ

る時、景氣の恢復が中間層全般に均霑してゐると斷言するのは甚だしく困難である。斯かる情勢よりして、縦し、中間層そのものが社會的浮動層であり、結局滅びゆく階級であるに相違ないとしても、之等社會群が人口上に占める地位が大きく、其の經濟的部面に於ける地位も亦量的に大なりとしたら、其の動向如何は、經濟的にそれだけの重要性を有つものであり、又社會的にも社會不安の深刻性を決定する重要因子であると云はねばならない。

こゝに改めて中間層の問題を採り上げた所以がある。以下、此の層の概貌を最近の資料に依つて報告するであらう。

(註一) ナチス綱領第十六條、我等は健全なる中産階級の建設維持と、大百貨店の即時自治體有化及び此等の小營業店への廉價貸與と、國家、州又は自治體への供給に於て凡ての小營業者に對する綿密なる顧慮とを要求す。
(註二) 本年報第八輯二七五頁參照。
(註三) 中央公論、昭和八年八月號。

第一節 中間層の意義及び分野

一、中間層の意義

先づ中間層とは何かといふことを論ずるに當つて、此の言葉が決して明確には概念規定されな

ことを發見するのである。

之を一階級と見做して中間階級と呼ぶにしても、學者に依つて各人各様の解釋が下されてをり、適確な定義は見當らない。

抑々中間階級とは、獨逸語のミッテル・シュタント (Mittelstand)、英語のミドル・クラス (Middle class) の翻譯で、中産階級とも譯されてをる。而も之が所謂基本的二大階級の中間に介在する浮動層といふ常識に裏づけられてゐる限り、其の内容は實に區々たるもので、資本家階級又は勞働者階級の如く同質的ではなく、甚だ異質的であるのを免れない。而も、中間階級として了解せられるもの、内容が、時代と共に變遷してゐることは諸學者の示す通りである。即ち、十九世紀の半ば迄は、貴族、僧侶なる上層階級に對して、富み且、教養ある市民—ブルジョアジー—を意味して(註一)、手工業者を除外したが、其の後、手工業者、中小商人を加へるに至つた。然るに十九世紀の末期には、所有及び所得に依つて此の概念を造り、中位の所得者を意味してゐた。併し乍ら、所得の大いさに依つて之を規定することは、國により、時代によつて異らざるを得ないと同時に、其の理論的根據を見出すに苦しむのである。

近世社會の基礎を科學的に確立したマルクスすら、中間層を明示してはゐない。即ち、資本論第三

卷第五十五章に於いて、近世資本主義社會には、資本家階級、地主階級及び賃銀労働者階級の三大階級があるが、是等の階級編成は必ずしも純粹の形では現はれてをらず、中間的な過渡的諸段階が限界決定を紛らはしめてゐる、と説き、而して此の中間的な過渡的諸段階は、資本制生産の發展律に従つて、其の大部分が基本的階級の孰れかへ分解して行くものと考えた。即ちブルジョアは斯の如き不分明な規定を爲したか、正に、此の浮動的社會層の存在を指摘してゐるのである。斯の末段に、「翻つて之を發展的に見れば、新舊二要素がある」註二。即ち、中小商工業者、小市民、自作農等は前資本主義機構の殘存者であるから舊中間層と呼ばれるべきものであり、新企業の勃興に伴つて發生した頭腦労働者或は使用人、又は給料生活者、勤人級、時として自由職業者をも含む知識階級（インテリゲンチヤ）等は、近代資本主義と共に發生したか、又は前者よりも比較的新しく發生したものであるから之を新中間層と呼んで良からう。

斯の如く、中間層なる曖昧な名稱を以つて呼ばれる此の層は、發生的に又發展的に觀て、新舊二要素より成る頗る異質的な社會群であり、且、多種多様な型態をとつてをり、一つの社會階級としての獨立の存在は頗る漠然たるものである。即ち、獨自の階級意識もなく、階級團結も結成されず、階級利益も擁護されない。加之、累加する資本家階級の重壓を蒙る一方、労働者階級の攻勢に直面して、

進んで資本家階級への編入を許されず、下層ブルジョアジーの顛落を吸収しつつ、反面、それ自身の下層を不斷にプロレタリアートへ轉化せしめてゐる浮動層であり、經濟的には刻々に貧窮化—崩壞の一路を辿つてゐる社會群と云へよう。

以上に指摘した如き此の中間層を検討するに、まづ次の四つの特質を挙げ得られる。(註三) 即ち、
一、社會的經濟的地位に於いて、資本家、地主と、労働者、農民（貧農を意味する）との中間的存在である。

二、資本家地主的性質と勤勞者の性質の兩面を有する。

三、従つて多少の資本所得に依存する傍、勤勞所得に依存する。

四、生活水準、生活形態に於いて資本家地主と労働者、貧農との中間に位する。

右の四特質を以つて又、本論の中間層の意義とし、之に従つて調査を進めることとする。

(註一) Gustav von Schmoller: Was verstehen wir unter dem Mittelstande? S.9

(註二) Die Arbeit, (Oktober 1930) 10 Hef. 7 Jahrgang. S. 539.

(註三) 早稻田政治經濟學雜誌、第三十號、八二—八三頁。

二、中間層の分野

中間層の意義を其の特質に依つて前項の如く規定したが、此の中間層の分野如何と云ふ問題は、其の構成分子が縷述の如く多種多様なる爲め、頗る多岐多端に互つてをる。が、次の如きものは此の層に所屬するものと云へよう。即ち、多少の資本を有する中小工業者、手工業者、中小鑛業者、及び小賣商、小卸商を含む中小商人、多少の家賃や金利に寄生する小市民等の所謂小所有者層、文官、武官、公吏、銀行會社員、教職員、技師、其の他歪められた雇傭關係に束縛されてゐる中流使用人等の俸給生活者群、辯護士、醫師、宗教家、著述家、新聞記者、藝術家等、狹義のインテリゲンチヤに屬する自由職業者、及び農村に於ける中層農、漁民等が擧げられる。

而して斯かる内容的構成の複雑さが、全體的には云ふ迄もなく、個々に就いても、中間層の範圍限定を一層困難にし、浮動層なる言葉に依つて表現される如く、限界は頗る不明確である。而も實質が異なる爲めに、利害の不一致又は正面衝突を見る場合を少しとしない。即ち、都市の小市民對中小農、自由職業者對サラリーメン、或は、商品の生産者又は取扱業者としての舊中間層對消費者の側に立つ新中間層等々の對立が各所に見られる。最近に於ける米商及び肥料商の反産運動、中小經營者間に於ける無規律な競争等がまた、之の具體的表現である。従つてブルジョアジの抑壓下に在るといふ以外には、階層全體として特殊な、そして緊密な共通利害を有つてゐない。此處に中間層そのものゝ複雑

性と其の弱點が存するのである。

本調査に於いては、如上の諸問題に關する詳論を避けて、便宜上、中小商工業者、俸給生活者、農村に於ける中層農の三つに就いて其の概貌を見よう。

第二節 中間層の數的地位

中間層の個別的内容を觀る前に、此の社會層が日本の全人口中に如何なる數的地位を占めてゐるかを考察することは、進んで其の社會的經濟的地位を認識する上に極めて重要なことと考へられる。従つて先づ此の分析を試みよう。

一、明治初期の中間層

明治初期に於いて中間層と概稱し得べき社會群は、如何なる數を示したであらうか。之に就いて農商務省編纂にかゝる『興業意見』に興味ある資料が発見される。即ち、之に據れば、明治十六年一月一日現在の本邦總人口を、内務省戶籍局の調査に依り三千七百一萬七千三百二人とし、同じく戶籍局

調査(明治九年)の職分表に據り比例推算して此の職業を大別してあるが、更に此の職業人員を生活程度に依つて上中下の三等級に區別してゐる(次頁参照)。而して此の生活度區分の基準に就いては、次の如く説述してある。即ち、

『方今右人民平均生活ノ費用ハ、

上等一人一ケ年 金百十圓八十二錢五厘(衣食住ノ費用米價ノ十倍ヲ要スルモノトス)

中等一人一ケ年 金六十圓四十五錢(同右費用米價ノ五倍ヲ要スルモノトス)

下等一人一ケ年 金二十圓十五錢(同右米價ノ二倍ヲ要スルモノトス)』

此の表の合計に據つて總人口に對する上中下三層の比率を求めれば、上等一三%、中等二九%、下等五七%となり、中等に屬する人員は全人口の約三割を占めてをる。而して上等が僅か一割三分であるのに對して、全人口の半數以上五割七分が下等に屬してをり、如何に當時の社會生活が不均衡であつたかゞ解る。

尙、仔細に觀察すれば、從者、雇人が下等に屬するは其の職能上已むなしとするも、漁業の九割五分、工の八割、農の六割が下等に屬してそれ等の上等が一割或は五分の低率を示し、著しく貧富の懸隔の大なることを物語つてをる。之に反して商は上等六割、中等三割、下等一割の歩合を示し、半ば以

(一) 明治初年職業人員生活度類別表

職業	總數	上等		中等		下等	
		人數	歩合	人數	歩合	人數	歩合
農	一六、八五、九三	一、六五、五六	〇・一	五、〇六、七九	〇・三	一〇、一三、五八	〇・六
工	七九、二、七五	三九、六四	〇・五	一八、九〇	〇・二	六四、一四〇	〇・八
商	一、四二、五七	八五、五四	〇・六	四三、七七	〇・三	一四、二五	〇・一
雜業	二、〇三、二八〇	二〇三、二八	〇・一	六九、三六	〇・三	一、二八、七六	〇・六
官員	三、二六一	一一、一二	〇・五	一一、三一	〇・五	—	—
神官	一三、二八二	六、六四	〇・五	六、六四〇	〇・五	—	—
兵隊	三、二五六	—	—	三、二五八	一・〇	—	—
從者	一四、八七四	—	—	—	—	一四、八七四	一・〇
僧尼	六、五九四	一三、三九	〇・二	五、二七五	〇・八	—	—
學者	二、一四七	六、〇七四	〇・五	六、〇七三	〇・五	—	—
漁業者	二六、三四三	一、三二七	〇・五	—	—	二五、〇一六	〇・九
醫業	三三、一〇一	二、一一二	〇・六	一四、〇八〇	〇・四	三三、〇一	一・〇
雇人	三四五、四五	—	—	—	—	三四五、四五	一・〇
職業不詳	一五、三七、四一六	—	—	—	—	八、八三四、七三	—
合計	三、七〇、七、三〇三	二、一〇、四、〇三三	〇・二二四	一〇、八、八、九	〇・二九三	二、三、〇〇、八、六	〇・五七六

(備考) 明治前期經濟史料集成、第十八卷三七—八頁より作製

上が上等に屬してをり、此處に維新前三百年に互る封建制度下に於ける經濟の發展が卸小賣業者等の町人階級を成長せしめ、遂に維新の變革をして特質付けた商業資本制覇の餘韻が窺はれるのだ。次い

で僧尼、神官、學者、官員、兵隊、醫の公務自由業は下等に屬するものなく、兵隊、僧尼、醫を除いては上中へ各等分に歸屬してをる。尙、兵隊が總て中等であるのは、身分の羈絆から解放された當時の社會群が、新分野への登場に軍人を目指してゐたのを思ひ合はせれば興味深い現象と云へよう。以上に見る如き上中下の三類別は、素々推計ではあり、嚴密な意味に於ける階級分析とは云へないが、尙、同『興業意見』に就いて見れば、三階層の總人員が一ヶ年に要する生活費用を掲げ、次の如く述べてゐる。

即ち、『本邦人民生活ノ實況以上掲載スルカ如クナルヲ以テ、此下等生活ノ人民ヲシテ中等生活ノ度ニ上進セシムルニハ即チ、其人民ノ實力ヲ増進セシメサルヘカラス。』と。斯くて、全人口の五割

(二) 各等別總人員一ヶ年の生活費用

階級	生活費用 (圓)	人員
上等	五元、四二、五七、五三、五	四、八七、五二、七
中等	六元、〇六、七六、〇五	二〇、八八、九六、九
下等	四元、八五、九四、二、四〇	二一、三三〇、八二、六
合計	一、六三、二六、一八、九七、五	三〇、〇七、三〇、三

(備考) 明治前期經濟史料集成第十八卷より作製

七分を占める下等生活者をして、其の一人一ヶ年の生活費を二十圓十五錢から其の三倍の六十圓四十五錢に引上げて、中等生活に上進せしめる爲めに、人民の實力増進を説き、歐米の資本主義的發展を揭示して右の所要所得を増すことの決して机上の空論でないことを力説してゐる。然らば此の『興業意見』の調査に基く明治十六年か

ら昭和の今日迄半世紀の經過は、中間層を如何に推移せしめたであらうか。

二、國勢調査に現れた中間層の數的地位

最近に於ける中間層の社會的地位を知る爲め、全人口中に占める此の層の割合を求めるに、之に關する研究の未完成と資料の缺乏とで、目的を達すべき統計は殆ど見られない。従つて、大正九年及び昭和五年の國勢調査に現はれた數字に就いて見よう。

先づ大正九年の國勢調査報告の職業編に據つて、職業上の地位別人口に就いてA表が採り上げられる。

(A) 職業上地位別人口 (大正九年十月一日現在、單位人)

職業上の地位	總數	本業者	本業ナキ從屬者	家事使用人
業主	31,630,708	9,710,298	21,364,043	556,367
職員	3,585,051	1,514,511	2,007,360	63,180
勞務者	20,747,294	16,153,346	4,578,613	15,335
總數	55,963,053	27,378,155	27,950,016	634,882

(備考) 大正九年國勢調査報告、全國の部第二卷、職業編、第八表

之に據れば、大正九年十月一日現在の内地人口總數五千五百九十六萬三千五十三人を業主、職員、勞務者に三類別して、職業上の地位を示してをる。之等三者の内容を調査の規定(註一)に照して見るに、業主は業務を主宰經營する者、職員は業主の下に在りて事務又は技術に従事する者、勞務

者は業主職員の下に在りて單に勞務に従事する者、である。従つて、勞務者とは勞働者を指し、職員

の大部分は事業の監理經營に當る俸給生活者を意味して單純な雇傭労働者でないことが判る。併し、業主が如何なる構成内容を有つかを斷定することは甚だしく困難である。いま、業主に屬すべき人口を資本家及び地主、或は之に相當する者と經濟上に獨立性を有する中小經營者と推定するならば、當面、欲求する中間層は、業主中の之に入るべき數と前記の職員數とを加算して得られる概數である。

先づ、業主本業者（有業者及び無業獨立者）中の中間層人口を知る爲めに、今假に、第三種所得稅納稅人員中年所得三千圓以上（月額二百五十圓以上）の者を資本家地主及び之に準ずる者と假定すれば、大正九年に於いては納稅人員百三十一萬四千七百一人の中十五萬五千五百五十七人（註二）が之で

(B) 推定階級別本業者數
(大正九年十月一日現在)

階級別	人員(人)	同率%
上層	155,157	0.57
中間層	11,069,652	40.43
勞務者層	16,153,346	59.00
合計	27,378,155	100.00

ある。従つて此の人員を業主本業者人員九百七十一萬二千九百九十八から控除した九百五十五萬五千四百四十一人に職員本業者數を加へた千六百六萬九千六百五十二人こそ本業者中間層概數である。即ち、資本家地主及び之に準ずる上層階級と中間層並に勞務者層とを表示すればB表の如く、上層所屬者數は僅か〇%五七を占むるに過ぎず、之に反して中間層は四〇%餘、勞務者層は過半の五九%を占めてゐる。

次に之等階級別本業者に屬すべき本業なき從屬者即ち無業家族を見よう。

(C) 推定階級別總人口 (大正九年十月一日現在)

階級別	本業者	從屬者	從屬者對本業者率	總人口	同率
	人	人	%	人	%
上層	155,157 (100.00)	341,825 (220.30)		496,982	0.88
中間層	11,069,652 (100.00)	23,029,578 (208.04)		34,099,230	60.92
勞務者層	16,153,346 (100.00)	5,213,495 (*23.34)		21,366,841	38.10
合計	27,378,155	28,584,898		55,962,053	100.00

(備考) *印は家事使用人 634,832 人を含まざる率

業主本業者中に占める上中二層所屬者の割合、上層一%六（十五萬五千五百五十七人）中間層九八%四（九百五十五萬五千四百四十一人）を業主從屬者數に乗じて、三十四萬千八百二十五及び二千二百二十萬二千二百八十八なる人員が算出される。即ち後者を職員從屬者に加へ、主人の世帯に在る家事使用人は一括して勞務者層從屬者に加算すれば、C表の如き階級別總人口が得られる。

之に據れば、中間層は全人口の六〇%餘に上り、上層の〇%八、勞務者層の三八%餘に比して遙かに尨大な部分を占めてをる。之をB表の四〇%に比すれば中間層の負擔すべき扶養家族が頗る多いことも了解せられる。引續き昭和五年の調査に依つて人口の階級別分析を試みるが、此處に注意を要するのは、該調査は抽出調査であつて實數でないこと、及び調査方法又は調査事項を大正九年のそれと異にしてゐることである。従つて單純な比較検討は許されないが、産業上の地位別人口を見れば、a表の如くである。

(a) 産業上の地位別人口
(昭和五年十月一日現在)

産業上の地位	人員	率%
有業者	29,220,550	45.6
(雇主)	6,137,150	
(単用)	3,375,120	
(無業者)	19,708,280	
内訳	34,846,500	54.4
無業者	64,067,650	100.0

抽出調査に依る昭和五年概観20頁
國勢調査結果の概観第十表

此の分類に於いては、有業者を雇主、單獨、使用人に分け、他に無業を舉示してゐる。調査規定(註三)に依つて其の内容を見れば、
雇主Ⅱ雇人を使用し、又は家族の補助を受けて自己の業務を營む者、
單獨Ⅱ他人に雇はれず又雇人を使用せず、家族の補助をも受くることなく一人にて自己の業務を營む者、
使用人Ⅱ俸給、給料、賃銀其の他の報酬を得て勤務する者又は

家族にして世帯主其の他の家族の業務を補助する者

である。之を大正九年の分類、業主、職員、勞務者に較べれば、雇主と單獨とは共に業主に該當し、使用人は職員と勞務者の合計と推定出来る。従つて雇主及び單獨を前同様の方法で上中二層に分け、使用人を職員と勞務者に分類し得れば、中間層の有業者概数を算出し得る譯である。

先づ、昭和五年度に於ける年所得三千圓以上の納税人員二十八萬七千九人(註四)を雇主及び單獨の合計人口から除去して、兩者中の中間層所屬人口九百二十二萬五千二百六十一が得られる。次に使用

人中の職員數を知る爲め、前掲A表に於ける職員及び勞務者の本業者合計に對する職員の割合八%五七を使用人の人員に乗じて、職員推定人口百六十八萬九千人が算出され、残り千八百一萬九千二百八十人が勞務者人口となる。此處に於いて、雇主及び單獨中年所得三千圓以下の人口九百二十二萬五千二百六十一人と職員人口百六十八萬九千人とを合算して有業者中間層概數千九十一萬四千二百六十一人が得られる。

b表に據れば、上層〇%九、中間層三七%餘、勞務者層六一%餘なる有業者階層別割合が示され、大正九年の本業者階層別割合(B表)に比すれば、中間層の微減が見られる。

更に、前掲C表から本業者對從屬者の比率を借用してb表の有業者數の夫夫に乗ずれば、之等三階層に依存する從屬者數が判る。而して之等を加算して階層別に見れば、表の如く、上層一%六、中間層五八%三、勞務者層四〇%一の割合を示してゐる。

此處に注意を要するのは、c表の人口總計が抽出調査人口總數に比し、六百四十萬餘、略々一割近く少いことである。之は該抽出調査が總人口の五四%四を占める無業者を舉示してゐること、大正九年の調査に於ける本業者

(b) 推定階級別有業者數

(昭和五年十月一日現在)

階級別	人員	同率%
上層	287,009	0.98
中間層	10,914,261	37.36
勞務者層	18,019,280	61.66
合計	29,220,550	100.00

(c) 推定階級別總人口

(昭和五年十月一日現在)

階級別	有業者 ^人	從屬者 ^人	總計 ^人	同率 [%]
上層	287,009	632,281	919,290	1.6
中間層	10,914,261	22,706,029	33,620,290	58.3
勞務者層	18,019,280	5,161,664	23,125,943	40.1
合計	29,220,550	28,444,974	57,665,523	100.0

が有業者の他に無業獨立者を含むことゝに依存する所屬不明者である。無業者の内譯を説明すれば、三千四百八十四萬人中收入に依る者は十九萬三千人(〇%六)に止まり、其他の無業者が三千四百六十五萬人(九十九%四)を占めてゐる。無業者を年齢別に見れば、十四歳未満が男は八五%五、女は五一%七を占め、十五歳以上の者では男は頗る少く女に比較的多い。要するに無業者とは生産年齢級に達せざる男女人口が大部分であり、殘餘は大體女である。(註五)

以上二つの人口分析に依つて、中間層は本邦人口の六〇%近くを擁し、上層人口は僅か二%に満たず、勞務者層と雖も四〇%見當に過ぎないことが判つた。即ち、中間層の數量的地位の優越性を知ると同時に、扶養すべき從屬者は上層に遜色なき比率に於いて迫つてゐることが知られる。

錄一三頁。(註四) 主税局第五八回統計年報書、(註五) 東洋經濟新報第一五三六號一七頁參照。

(註一) 内閣統計局、大正九年國勢調査記述編、九七頁。(註二) 主税局第四七回統計年報書、(註三) 内閣統計局抽出調査に依る昭和五年國勢調査結果の概観」附

第三節 中小商工業者の現状

社會、經濟の發達に伴つて、農業其の他の原始産業が家庭的自給自足經濟の域を脱し、其處に職業的に手工業者、商人を發生せしめ、封建制度を遙か過去のものとした今日、それ等手工業者或は商人は斯かる分業制度、人口の都市集中、等々の複雑な發展過程を経て現在の中小商工業者となり、前資本主義の殘存物として舊中間層の大半を形成してゐる。而して之等中小商工業者は、資本主義の上昇過程に於いては發展的存在を許容されてゐた爲めに、一般に從來、中間層の中堅と觀られ、従つて又社會機構の樞軸を爲すかに信じられてゐた。而して我が産業界は、漸次近代的大經營組織に移りつゝあるとはいへ、未だその大部分が舊態依然たる中小企業に屬してをる。従つて其處に又、中小商工業者の一般的存在理由があるのである。即ち

- (一) 特殊市場又は小市場を相手とする産業
- (二) 消費者の趣味嗜好、雑多な欲望等に支配せられて、規格化標準化し得ない産業
- (三) 生産工程の或る段階を分業的専門生産に依存する産業

等が挙げられる。而して昨今の輸出産業繁忙が中小企業に属するものゝ多いのは周知の如くであるが之に依つて直ちに中小商工業の繁榮といふ全體的な言葉を受け容れることは出来ない。果して、之が企業としての優越性のみ依存するや否や、此處に嚴密な分析を必要とする次第である。

一、中小商業層の分析

中小商人の概念は、其の營業規模の小なること、所有資本の小額なること、使用人の少數なること等に依つて常識的には規定され得るが、元來、比較のことであるから、明瞭に限定することは頗る困難である。併し、中小商業者の業務が、それ自體生活と不可分のものであり、業務の不振が直接生活の困窮を來たすと云ふ點に於いて、敢へて經營の大小を分つ必要を認めない程兩者の經濟的地位に於ける懸隔は甚だしく。

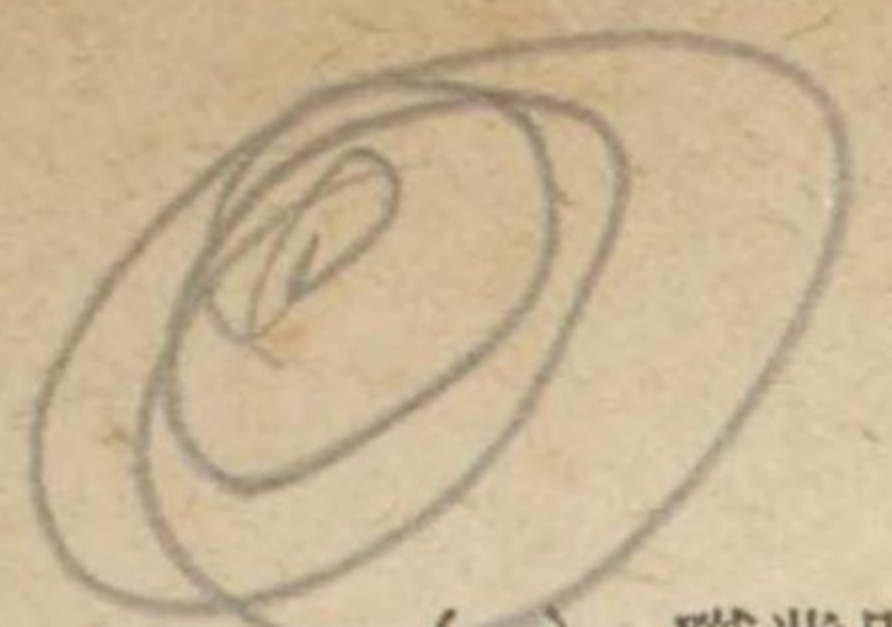
(A) 商業人口の過剩

先づ商業人口を國勢調査の有業者數より見れば、第一表の如く、大正九年十月一日現在に於いて三百二十九萬人、有業者總數の一二%四を占め、昭和五年の調査に於いては四百四十六萬三千人、率に

して一五%三を占めてをる。又、普通世帯及び人員別に見ても、大正九年の商業世帯數百五十五萬八千(全體の一四%)、同人員七百十六萬七千(一三%四)から、昭和五年には二百九萬四千世帯(一七%九)千五十三萬一千人(一七%四)に上り、職業別有業者數に於いても、世帯數及び人員に於いても、農業、工業に次いで第三位に位し、商業人口の人口上に占める地位は高い。

併し乍ら、斯かる商業人口の増加は——其の増加率は人口増加率を遙かに抜いてゐる——決して商業それ自體の健全な繁榮を物語らない。商業は比較的合理化が遅れてゐるとはいへ、右に見る如き商業人口の激増は、結局、泡沫的中小商業者の簇生を意味する以外の何物でもないのだ。

今、商業有業者の内譯を求めると、昭和五年の國勢調査に於いては、商業に物品販賣業の他、媒介周旋業、金融保險業、娛樂興業に關する業、物品賃貸、其の他等を含めてゐるが、此の産業別有業者數は、商業なる言葉からも想像せられる通り、物品販賣業は六七%三を占めて壓倒的優位に在る。而し



(一) 職業別有業者

	大正九年		昭和五年	
	千人	%	千人	%
總數	26,508	100.0	29,221	100.0
農業	14,140	53.3	14,156	48.4
水産	597	2.2	568	1.9
鑛業	496	1.8	236	0.8
工業	5,278	19.9	5,291	18.1
交通	3,290	12.4	4,463	15.3
公用	1,033	3.8	1,109	3.8
自由業者	1,158	4.7	2,031	7.0
家事使用人	25	0.1	806	2.8
其他有業者	491	1.8	561	1.9

(備考) 東洋經濟新報 第一五三六號

(二) 商業有業者産業別分類

	人員	百分比
總數	4,959,140	100.0
賣業	3,339,090	67.3
旋業	166,010	3.3
預業	200,010	4.0
業業	26,000	0.5
客業	89,000	1.8
其他商業	1,125,030	22.7
其他	14,000	0.3

(備考) 抽出調査に依る昭和五年國勢調査結果の概観³²頁より作製

て此の物品販賣業には以下に見る如く、中小經營が特に多いのであるが、併し全國的調査に缺けてゐるので、極めて最近に於ける東京市の物品販賣業に就いて検討しよう。(註一)

營業所數を東京市商業調査の豫備調査に依つて見れば、全市に物品販賣業を營む店舗は十六萬九千二百六十二の多數を數へる。(内舊市域八四、六二五、昭和六年十一月十五日現在、新市域八四六三七、同七年十一月末現在)。之を全市の世帶數に割當てると約六世帯に一軒の商店となり、如何に營業所の多いか知られる。而して此の中、卸賣と小賣は略々同數の一萬四千餘宛で、小賣は實に十四萬四千を超える有様である。之に據つても中小商業者問題が小賣商人の問題として、汗牛充棟も唯ならぬ論策の提唱される所以が了解される。

營業所數を小賣業に就いて見れば、第三表(註同一)の如く、小賣專業十二萬八千三百三、卸小賣一萬三千八百五十五、計十四萬二千五百五十八の多數に上り、卸賣をも合せた總營業所數の九一%餘を占めてをる。之を全市の世帶數に割當てれば、六・七世帯に一軒の割合となるが、舊市域に於ける稠密

(三) 東京市内物品販賣業營業所數

	總數	舊市域	新市域
總數	156,138	80,313	75,825
賣業	13,980	12,023	1,957
卸賣	13,855	9,688	4,167
卸小	128,303	58,602	69,701

(備考) 東京市商業調査(昭和9年6月) 舊市域は昭5.7.1—6.6.30、新市域は昭6.7.1—8.6.30に於ける調査

度は更に高く、新市域の八・八世帯に對し六・一世帯に當つてをる。營業單位が小賣業に於いて特に過剩狀態を來たしてゐるのは前記の通りであるが、更に之を衣食住其の他の四つに業種別分類を試みると、第四表の如く食に關する業種が全營業所の過半を占め、衣住其の他關係業種が殘餘を分けてをる。

更に經營組織別に見て個人組織小賣商を探れば、第五表の如く筆頭の菓子・パン類は二萬一千七百九十四店で一營業所當り僅か四十九世帯に過ぎない。雜食料品類は一萬四千五百九十六店、酒、調味料、清涼飲料類は九千三百一店で、食に關する同業者の多いことは此

處にも見られ、従つて一營業所當り世帶數は少い。玩具運動具又は家具建具の消費者が概して一部特殊範圍に限られてゐるとはいへ、同業者が比較的少い爲め、可なりの營業範圍を有つてゐる。之に反して食料品販賣が如何に生活必需品販賣業であつても、表示の如き無統制的亂立では、必然一營業所當りの營業範圍は狭ま

(四) 小賣商業種別割合

業種群	營業所數	百分比	配給高	百分比
	店	%	千円	%
食に關するもの	71,326	50.2	343,984	66.4
住に關するもの	25,091	17.6	239,794	30.6
衣に關するもの	26,954	19.0	245,730	26.0
其他	18,987	13.2	64,644	7.0
計	142,158	100.0	944,152	100.0

(備考) 東京市商業調査(昭和9年6月)

營業所數	48.8
營業所當世	72.8
營業所當世	114.3
營業所當世	119.0
營業所當世	133.4
營業所當世	172.5
營業所當世	187.7
營業所當世	494.8
營業所當世	753.2
營業所當世	272.4

(五) 個人組織小賣營業所數及び一世帶當世帶數

營業所	21,794
菓子類	14,596
パン類	9,301
調味料類	8,929
清涼飲料類	7,969
雨具類	6,160
粉果類	5,662
被服類	2,148
家具類	1,411
運動具類	3,901
洋品類	
玩具類	
小間物	

(備考) 東京市商業調査(昭和9年6月)

り、此の點に小賣業窮迫の根本的缺陷が見出されるのである。
(註一) 東京市商業調査の調査期間。舊市域昭和五・七・一一六・六・三〇、新市域昭七・七・一一八・六・三〇

(B) 短命的存在

超過剩状態に在る營業者の存続性を次表に依つて見るに、營業所總數の二五%弱は昭和四年以降の開業に屬し、三十年を距てる明治三十七年以前開業の所謂老舗は、僅か一二%弱に過ぎない。小賣に於いては一層此の傾向が強く、大正十二年以降開業のものゝみで五八%三を占めてをる。

開業年次の新期に従つて營業所數の累増してゐるのは此處に見る通りであるが、斯かる傾向は果して市内物品販賣業者の堅實なる發展を意味してゐやうか。前項第三表は東京市の物品販賣營業所數を十五萬六千三百三十八と示してゐるが、それより僅か半歳後の豫備調査に於いては一萬三千二百二十四の激増を見て十七萬に及ばんとしてゐる。(舊市域五%一、新市域一〇%四の各増加) 此の原因に關しては既に本年報第六輯に『此の傾向は小賣商そのものゝ本質

古の事は古の事
前より

(六) 開業年次別營業所數(昭和六年より溯り三ヶ年間隔、%)

業態別	總數	昭和四年	昭和元	大正十二	大正九	大正六	大正三	明治十四	明治十	明治三十	明治三十
總數	100.0	24.9	16.3	14.2	6.9	6.6	6.0	5.6	3.6	3.9	11.9
卸賣	100.0	19.2	13.9	14.0	9.5	8.0	6.6	5.4	3.8	3.9	15.7
小賣	100.0	26.8	17.0	14.5	6.4	5.7	5.9	5.6	3.5	3.7	10.9
卸小賣	100.0	31.1	15.0	13.3	6.9	6.8	5.6	5.6	3.7	4.2	17.8

(備考) 東京市商業調査(昭和九年六月)

が、技術と大資本を必要とせず、極めて手軽に營まれる結果、幾許かの資金を有する失業者(之には俸給生活者、熟練工等を含む)及び事業の破綻、縮少を餘儀なくされた人達等の最後の安住の地をここに得んとするに在るので』(第六輯二四二頁)と指摘した通りである。猶、斯かる小賣商の本質は、小賣營業所の三分の一が單獨經營に依存してゐること、及び總數の二割が兼業を有して居り、而も就中、菓子店、荒物屋が多いこと等からも、産業豫備軍の一次的避難所として既に指摘した如き人々が僅少の資金を以つて不用意に開業してゐることが推察せられる。

斯かる量的増加は必然それ自身を質的に窮迫化せしめ、従つて存続期間は短命化される。經濟的に果敢なき命數を運命付けられてゐる之等の人々の新開業が既存業者を脅かし、經營は全般的に益々弱小化されて、現はれると見るや忽ちにして消え去るといふ生滅常ない状態にある。

(七) 經營組織別及び資本金額別經營規模分析表

	經營組織別			資本金額別			一營所 千円
	總數	法人	個人	千未 圓滿	五圓 千未	五圓上 千以	
總數	156,138	4,632	151,506	40.6	35.4	24.0	17.0
同上百分比(%)	100.0	2.7	97.3				
卸賣	13,980	2,106	11,874	13.6	33.1	53.3	133.9
同上百分比(%)	100.0	15.1	84.9				
小賣	128,303	1,385	126,918	48.0	43.1	8.9	3.3
同上百分比(%)	100.0	1.1	98.9				
卸小賣	13,855	1,141	12,914	22.1	40.1	37.8	26.2
同上百分比(%)	100.0	6.8	93.2				

(備考) 東京市商業調査(昭和9年6月)

第二部 日本に於ける中間層の分析

(C) 經營規模の問題

(イ) 經營組織 を法人と個人に分てば、個人組織は東京市に於ける全物品販賣業者の九七%三を占めてをる。而して小賣の九八%九、卸小賣の九三%二、卸賣の八四%九は個人組織であるが、法人組織を以つて大經營と見做すならば、東京市の物品販賣業は殆ど全部中小經營と云へる譯で、特に小賣に於いて甚しいのは論ずる迄もない。

(ロ) 資本金額 とは此の調査に於いて經營資産を意味するが、之を千圓未満、五千圓未満、五千圓以上に分てば、全體の四分の三以上は五千圓未満の資金にて經營せられ、小賣は四八%迄が千圓未満に屬し、一營業所當り平均は三千三百圓を示してゐて、如何にも所有資本は過少である。而して個人小賣業を平均資本金額に依つて業種別に分類すると、木、竹材(六千圓)時計貴金屬及び織物呉服類(五千五百圓)が比較的多額であるのに比すれば、古物

(八) 東京舊市域物品販賣業者販賣金額百分比

業態別	總數	千圓	五千圓	一萬圓	三萬圓	五萬圓	五萬圓	一營業
		未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	以上	所當り
數總	100.0	14.8	44.5	15.7	13.2	3.8	8.0	25.9
數卸	100.0	1.7	15.3	11.8	24.6	11.8	34.8	183.6
數小	100.0	18.8	53.4	15.9	8.9	1.2	1.8	6.3
數卸小	100.0	2.4	26.9	19.2	25.6	9.6	16.3	48.9

(備考) 東京市商業調査(昭和9年6月)

屋(千圓)、八百屋、菓子屋、豆腐屋(各千圓)は零細經營に屬する。組織或は資本金額から見ても、又一營業所當り従業員數が平均僅か三人に過ぎない點から見ても、物品販賣業の經營規模は、過小經營、弱小經營が壓倒的多數を占めてゐる現状は否み得ない。

(D) 經營内容の悪化

弱小經營の過剩的存在、特に同業者の夥多状態は必然的に經營内容を悪化せしめてゐる。

即ち、販賣金額は過半の五九%三が年五千圓未満のもので占められ、五萬圓以上を擧げるものは僅々八%に過ぎない。殊に小賣は五千圓未満のもの七二%二に達し、全體の二割近くが千圓未満に屬し一日の販賣金額は僅か三圓に満たない。假令、販賣金額の多少が直ちに利潤の大小を結果しないとはいへ、右様では經營の逼迫も推して知られる。而も、過半數が五千圓未満に屬するにも拘らず、一營業所當り年平均賣上高は何れも遙かに五千圓を抜いてゐることは、後に見る如き大經營の優越性と指摘し得られよう。

中々其の工。われら其の地位 一一八

(九) 全国市街地信用組合貸出金擔保別割合

計	無擔保		有擔保		計
	金額 千円	同率 %	金額 千円	同率 %	
5年12月	229	36.4	401	63.6	630
6 12	223	35.9	398	64.1	622
7 12	214	34.6	405	65.4	619
8 12	199	32.8	406	67.2	605

(備考) 組合金融第六卷第三號

と、昭和八年十二月に於いては有擔保六七%二に對し無擔保三二%八である。而も累年同期比較に依れば、總額は漸減してゐるに拘らず有擔保割合は漸増してゐるのだから、無擔保貸出額減少の實質は率の低落以上の重壓性を以つて迫つてゐる譯だ。

今、融資額三千圓未満を小經營、三千圓以上二萬圓未満を中經營とする一般論に従へば、東京市の

(十) 金融機關別利用營業所數及借入金額表(小賣之部)

借入先別	利用營業所數	借入金額 千円	利用一營業所 當平均借入額 千円	營業所數 %	借入金額 %
總	41,199	85,649	2.0	100.0	100.0
銀行	3,763	12,677	3.3	9.1	14.88
信託	120	2,238	18.6	0.0	2.6
倉庫	17	29	2.0	0.0	0.03
組合	2,572	3,859	1.5	6.4	4.5
用屋	10,383	12,065	1.1	25.2	14.0
卸商	3,227	2,511	0.8	7.9	2.9
保險	3,504	3,277	0.9	8.5	3.8
盡屋	1,283	166	0.9	3.1	0.19
業者	7,261	8,906	1.2	17.6	10.3
個人金融業者	9,069	39,916	4.4	22.2	46.8
其他					

(備考) 東京市商業調査(昭和9年6月)

物品販賣業者は九割五分迄が中小に當り、所謂小經營のみでも七割に垂んとしてゐる。此の傾向が小賣に強いことは千圓未満のものゝみで四七%七に達することからも知られる。

斯かる金融梗塞の實狀を小賣業に就いて金融機關別に見ると、十機關の中、問屋卸商、其他、個人金融業者、銀行、無盡の順に利用者が多い。更に之を借入金額の多寡によつて分類すると、其他、銀行、問屋卸商、個人金融業者の順となり、代表的金融機關である銀行は比較的利用されてゐない。又、問屋卸商に融資を仰ぐものゝ多いことは、之等に對する小賣商の隸屬的地位の依然たる存在が推察出来る。而して借入金額の大半は『其他』から融通されてゐるが、之は此の中に法人組織小賣經營者の社債が含まれてゐること

も依るが、縁戚、知己、友人からの借金の多いことを裏書きしてゐる。更に銀行は利用営業所率（九%）の割に金額の率（一四%八）が高く、銀行が少数の大規模経営又は一部上層経営者の独占機關なることを如實に示すものだ。猶、金貸業者からの融資額も一〇%三で第四位を占めてゐる。斯の如く中小商業者は個人或は問屋を金融機關とするものが多いから、驚異的高金利の下に債務奴隷の域を脱却し得ない。加之、資本回轉は緩漫を極めてゐるから營業不振も已むない次第と云はねばならない。

(F) 内部的缺陷

稜述の如き弱小經營の夥多的亂立は中小商業者を駈つて一路自殺的競争に赴かせる。同業者間の自暴自棄的賣崩しは益々販賣金額を減少せしめし、掛賣り分野の擴張競争は結局掛倒れの増大となつて實收額を加速度的に減退せしめる。

東京市物品販賣業者の中、三千圓以上の年純益を擧げてゐるのは十六萬を數へる營業所の中、僅か八%二に過ぎない。而も二三%二は所謂赤字營業所で缺損を出してゐる仕末だ。更に、個人組織の小賣經營に在つては、年平均純益二百十八圓、月額十八圓（對資本純益率九分五厘）なる破局的小額である。然るにも拘らず此の平均額にすら達せざる業種が、猶、時計貴金屬（三八圓）を始め、綿絲組編物類（六六圓）、菓子パン類（七二圓）、紙文房具（八四圓）、荒物類（八五圓）等々の十二業種に互り、更に玩

(十一) 東京市物品販賣業者損益金額別表(舊市域)(%)

業態別	總數	利					益					缺損				
		二百圓未滿	五百圓未滿	千圓未滿	三千圓未滿	三千圓以上	總數	五百圓未滿	千圓未滿	千圓以上	總數	五百圓未滿	千圓未滿	千圓以上		
總數	100.0	76.8	2.1	18.7	14.5	14.3	8.2	33.2	17.2	2.5	2.5	7.8	2.5			
卸賣	100.0	8.9	19.1	20.7	13.0	14.8	24.3	18.1	7.6	2.7	7.8	2.5				
小賣	100.0	75.9	25.7	2.0	14.6	10.9	3.2	24.6	20.4	2.3	1.9	7.8				
卸小賣	100.0	9.2	10.0	14.8	15.7	2.6	17.1	20.8	9.8	3.4	7.6	2.5				

(備考) 東京市商業調査(昭和九年六月)

具運動用具業は一八六圓、建具家具類は一六六圓の缺損を示してゐる。斯くの如き純益額では日常生活の困窮も想像に餘りある處だ。

(G) 大經營の壓迫

内部的には同業者の無統制的競争の結果として或は共倒れとなり、或は益々共倒れの窮迫化を辿るものゝ多いのに加へて、外部的には大經營の飽くなき重壓が見られる。即ち、小賣業に於ける百貨店と個人商店を比較するに、總賣上高の四分の一は本支店合計僅か三十六の百貨店に依つて占められてゐる。百貨店の壓迫は其の名に背かず、殆ど凡ゆる業種に打撃を與へてゐるが、就中、織物被服類、建具家具類、小間物洋品類、玩具運動具類の被るそれは甚大だ。而も第一項に述べた様に之等の業種

(十二)小賣店と百貨店の賣上比較(%、重壓率大小順)

業種別	總數	法人	個人	百貨店
總數	100.0	10.9	64.1	25.0
1. 織物被服類	100.0	5.7	32.7	61.6
2. 建具家具類	100.0	4.1	44.8	51.1
3. 小間物洋品類	100.0	3.0	46.4	50.6
4. 玩具運動具類	100.0	12.7	37.1	50.2
5. 履物雨具類	100.0	1.1	57.2	41.7
6. 樂器時計貴金屬	100.0	19.4	41.2	39.4
7. 皮革擬革其製品	100.0	7.5	58.0	34.5
8. 壘薙荒物類	100.0	3.8	64.3	31.9
9. 陶磁器硝子類	100.0	9.4	60.5	30.1
10. 藥品化粧品類	100.0	8.7	61.9	29.4

(備考)百貨店の賣上〇%の業種、木材、竹材、石材、セメント土管、土石類。1%未満の業種、肥料、豆腐類
東京市商業調査(昭9.6)

轉率は、個人經營に倍する優位に在り、負債率のみは、個人の二五%に對し四八%九の高率を示してゐるが、之は社債を含むからで、其の金利が個人經營の多くが利用する金貸業者のそれより低いこ

が一營業所當り世帯數に於いて比較的多數を得てゐることを想起すれば、其の壓迫の深刻性も自ら感得されよう。兩者の經營狀態を第十三表に依つて比較すれば、先づ百貨店は仕入金額が低廉であり、従つて賣買差益率(販賣金額より仕入金額を控除したる差を販賣金額にて除したるもの)も高い。加ふるに營業費は個人の二六%七に對し遙かに低い一〇%五であるから、益金率の優越も蓋し當然の歸結と云はねばならない。營業費の内譯を説明すれば、個人經營にあつては營業の發展に直接的に寄與することの薄い地代、家賃、點燈暖房費、租税及公課、掛倒、保險料等の支出が大部分を占め、廣告費等の販賣増進に役立つ支出は至つて少い。又資本回轉率、商品回

とは云ふ迄もない。斯くて、仕入れ、經費、資本回轉、商品回轉、金融等々の諸部面に於ける優越は其の利益率の上に雲泥の懸隔を以つて現はれてをる。以上よりして豊富なる資金を擁する百貨店が大量取引、配給組織の整備によつて弱小賣商を壓迫してゐる事實を見たが、此處に注意すべきは百貨店今日の繁榮は大資本の運用のみから來るものではなく、人的要素の優秀と相俟つて合理的經營の一面の勝利をも裏書きしてゐるのを見逃せない。個人小賣商が大福帳すら備へてをらぬものゝ多い事實は特筆大書して彼等への警鐘とし自覺を促して已まぬ次第である。

(十三) 小賣對百貨店經營比較(東京市商業調査)

營業所數	資本金額	販賣金額	損益計算百分比				資本回轉率	商品回轉率	負債率		
			販賣金額	仕入金額	差益	營業費					
個人	二六、九八	二九二、九五	一〇〇・〇	七六・〇	二四・〇	一六・七	五・三	九・五	一・八	六・三	一五・二
百貨店	三	六三、一五	一〇〇・〇	七五・八	二四・二	一〇・五	一三・七	五・一	三・四	二・二	四八・九

中小商業者層は以上の如く、内容的に弱小經營の夥多からする無規律的競争、劣惡的諸條件に基く金融難、大經營、金融資本の攻勢等々の環境悪化に直面して、其の損益勘定は破滅的貧窮化を辿り、事實上、其の大部分は中間層の地位を失ひつゝあるものと云はねばならない。現に推奨されつゝある商業組合法による共同經營さへも、果して此の層、殊に小賣商の没落を阻止し得るや否やは深き疑問

の存する處である。

二、中小工業の實狀

歐洲大戰を轉機とする我が工業界の顯著なる發達は、其の生産組織を近代的大經營に移行せしめつつありとはいへ、現實に於いては其の大部分が未だ中小企業に依存してをる。従つて、工業生産物は國內商品たると輸出商品たるとを問はず、中小工業家の生産に係るものが多く、此處に我が工業の特質の一を見出すのである。此の點に關して、全國産業團體聯合會はソーシアル・ダンピング論争に於いて次の如く主張してゐる。即ち

『我邦産業を論ずるに當りては小企業の存在を度外視すべからず、殊に我主要輸出品の重要部分は大規模乃至家内工業の生産に係り、これら家内工業的小企業においては僅少の資本を以て一家族の者のみにより或はそれに數人の親類縁者その他の雇人を加へ、家庭を作業場として獨立企業に従事するものにして、是等は一片の雇傭關係をもつて律することを得ず、かゝる小企業は市況の變遷に應じ事業の範圍を伸縮し易く、従つて民衆に生業を與へ農村の過剰人口を吸収して失業緩和の機能を發揮するの效果あるとゞもに一方近代的機械工業の弊を矯め、所謂工業の分散として將來益々發展の可能性あり。而してこの種の企業従業者は概ね戸主或は傭主の家族主義的保護の下に生活の安易を得つゝあり。』(エコノミスト九・五・一)

右は産業者の立場から出發した論策であるから、是等所謂中小工業が、果して『將來益々發展の可能性』を有ち、其の従業者が『生活の安易を得つゝあり』や否やは、深き疑問を藏するものであるが、我が工業の企業組織又は形態の特質として指摘した諸點に關しては、少なからず同感を禁じ得ないのである。

然らば我が工業に於ける中小工業の位地如何と云ふに、之を數字的に表示することは中小商人に於けると同様頗る困難である。通常、中小工業を大工業と區別するには、營業收益税の多寡により賣上高階級別に分けたり、或は使用人數別分類を試みたりするが、此の區別は甚だ網羅的でない。總ては統計資料の不備に歸せらるべきものとはいへ、斯かる區別には質的缺陷を伴ふことを見逃せない。例へば従業者數によつて分類すれば、より多く機械を利用する生産に在つては、機械を利用することの少いそれよりも比較的従業者を要しない如きであり、一概に従業者の多寡で大小を區別することは實際に即してをらぬ憾みが多いのである。とはいへ、今日中小工業の範圍を規定する場合、利用し得べき統計の關係上、従業人員別に見るのが最も適當と考へられる。従つて本調査に於いては中小工業を

(一) 規模別工場分類表(工場統計昭和七年末現在)

工場数	職工数	生産額	同左百分比(%)			
			工場数	職工数	生産額	
總 數	67,318	1,733,511	5,982,469	100.0	100.0	100.0
5人以上30人未滿使用工場	57,791	517,249	1,390,430	85.8	29.8	23.3
30人—50人	4,091	152,886	511,007	6.1	8.8	8.5
50人—100人	2,841	192,376	694,354	4.2	11.1	11.6
100人—200人	1,392	190,741	704,466	2.1	11.0	11.8
200人以上使用工場	1,203	680,259	2,682,214	1.8	39.3	44.8

商工省の工場統計表は前述の如く、『常時五人以上の職工を使用する工場』に限定されてをり、従つて全工業人口の三割餘だけに就いての統計で、過半の小工業者乃至家内工業者は調査の埒外に置かれてゐるが、全國的統計として先づ之を檢討しよう。之に據つて工場數、職工數、生産額を使用職工數別に見ると、全工場數六萬七千三百十八の九割二分は使用職工五十人未滿の中小工場に屬し、而も全體の八割六分弱は職工三十人未滿の工場を以つて占められるに反して、百人以上を使用するものは僅か四%に達しないのである。然るに、職工數を使用人員階級別に見れば、中小工場は三八%六となり、二百人以上使用工場に於ける三九%三に及ばない。更に之を生産額に就いて分ければ、前者の三一%八に對し後四四%八となり、職工二百人以上の大規模工場は、工場數に於いては僅か一%八に過ぎないに拘らず、職工數に於いては三九%三、生産額に於いては四四%八を占め、大經營組織の大量生産を明らかにしてをる。

中小工業従業者の工業人口中に占むる地位

	大正九年	昭和五年	同左百分比	
	人	人	%	%
工業有業者人口(國勢調査)	5,300,248	5,290,560	100.00	100.00
工業従業者(工場統計)	1,766,955	1,885,518	—	—
以上差引 (a)	3,533,293	3,405,042	66.66	64.36
五十人以下使用工場従業員(工場統計)(b)	621,856	700,491	—	—
a+b	4,155,149	4,105,533	78.39	77.60

使用職工五十人未滿のものと規定して其の現状を解剖しよう。右の規定に従へば、我が工業に於ける中小工業の位地は上表の如くである。即ち、昭和五年の國勢調査に於ける職業別有業者の工業人口は五百二十九萬人で、同年末の工場統計による工業従業者は百八十八萬五千人である。而して工場統計は職工五人以上使用工場に限られるから、差引三百四十萬五千人は、使用職工五人未滿の小經營者及び其の従業員、手工業者、家内工業労働者或は單獨經營者と推定し得られる工業人口で、全工業人口の六四%三六を占めてをる。更に工場統計から使用職工五十人未滿の工場従業員七十萬人を加算すれば、四百十萬五千人となり、工業總人口の七七%六〇なる尨大な人員が中小工業の範囲内に入るのである。此の割合は大正九年の統計に就いても見られる處で、如何に我が國工業界が中小工業を抱擁する數量の多いかに驚かれるのである。而して斯かる數的地位の優越が、延いて社會經濟の重要因子となるは論を俟たない。

(A) 過小經營の競進

(二) 事業別一工場當生産額、單位圓(昭和七年末工場統計)

	5人以上30人未満使用工場	30人—100人	100人—200人	200人以上
紡織工業	21,098	109,825	263,144	1,654,631
金屬工業	32,520	231,184	1,133,963	5,026,202
機械器具工業	17,326	140,771	531,860	2,845,633
化學工業	59,276	321,246	1,171,750	4,232,405
製材及木製品工業	17,826	151,089	450,673	971,736
印刷及製本業	15,747	144,058	676,741	3,032,849
食品工業	32,789	472,647	1,479,286	3,717,767
其他ノ工	15,807	144,133	343,169	1,433,913

而して此の傾向は第二表に示すが如く、一工場當生産額を規模別に見ることによつて一層明白となる。即ち、工場數に於いては全體の八五%を占める五人以上三十人未満使用工場の一工場當生産額は、主要八事業に於いて、例外なく甚だ小額に止まり、三十人以上百人未満のそれと比較するに何れも五分の一以下に過ぎない有様だ。

斯くて我が工場統計表に現はれた工場は、其の大略が小規模工場の分散性を示し、従つてそれ等の經營は過小なることが推察されるのである。

次に、代表的中小工業都市の一として埼玉縣川口町の實狀を見よう。

川口町は鑄物工業を以つて知られてをり、人口二萬餘、戸數四千五百の内、實に四千五百餘の勞働者、四百の鑄物竝に同關係工場を有つてゐる。

而して工場數、従業員數は該工業に於いて全國の首位を占め、生産額に於いては大阪に亞いで第二位に在り(昭和六年)我が鑄物工業に於いて優位を占めてをる。今、同地方の工場規模を見るに、銑鑄物工場二百五十(昭和七年六月末現在)の中、五十人以上の職工を使用するもの九、率

(三) 川口町銑鑄物業使用職工數別工場分類表

職工數	五人未満	五人以上十人以上	十人以上二十人以上	二十人以上三十人以上	三十人以上四十人以上	四十人以上五十人以上	五十人以上百人以上	計
職工數	49	84	52	28	20	9	7	251
百分比(%)	19.0	33.2	21.8	11.0	7.8	3.6	2.7	100.0

(備考) 昭和七年六月末現在、協調會發行、川口鑄物業實地調査70頁

にして、僅か三%五に過ぎず、殆ど全部の二百四十二工場が所謂中小工場に屬してをる。而も五人未満工場が一九%〇、五人以上が三三%二、十人以上が二一%八の割合を示し、全工場數の七四%は使用職工二十人未満の小企業である。

而して之等鑄物工場の企業形態は個人經營が大多數を占めてゐるが、使用職工十人以上の會社組織二十一工場を見るに、合名四會社の出資金は、夫々一萬五圓、二萬圓、五萬圓及び十萬圓となつてをり、株式二會社の資本金は一萬圓及び五萬圓である。又合資十五會社は、最低二千圓、最高九千五百圓の出資金であるが、三千圓乃至五千圓の出資額が最も多數である。従つて職工十人未満の小工場の經營に於いては、個人、會社兩組織とも其の資金は小額なることが解せられる。

尙、資産状態を職工十人以上使用の個人經營百二十七工場に就いて見ても、資産百萬圓を超えるものは三工場に過ぎず、二萬圓以下が七十五工場、七二%一三を占めて壓倒的である。而も資産二十萬圓以上のものは悉く機械鑄物製造工場で、日用品及び其の他製造は資産十萬圓以下の工場に限られてゐる。之に依つて見ても弱小經營の過剩的存在と、同業相剋より來る經營難が窺ひ得られる。

(四) 川口地方個人經營鑄物工場資産調

資 産	製品別工場數			計	同率%
	機 械 鑄 物	日 用 品 鑄 物	其 他		
五 千 圓 以 下	6	5	5	16	15.39
一 萬 圓 以 下	16	8	1	25	24.04
一 萬 五 千 圓 以 下	13	6	2	21	20.19
二 萬 圓 以 下	9	2	2	13	12.51
三 萬 圓 以 下	7	1	—	8	7.67
五 萬 圓 以 下	7	—	—	7	6.73
十 萬 圓 以 下	5	2	—	7	6.73
十 二 萬 圓 以 下	1	—	—	1	0.96
十 三 萬 圓 以 下	2	—	—	2	1.92
十 四 萬 圓 以 下	1	—	—	1	0.96
十 五 萬 圓 以 上	—	—	—	—	—
二 百 萬 圓 以 下	2	—	—	2	1.92
三 百 萬 圓 以 下	1	—	—	1	0.96
計	70	24	10	104	100.00

(備考) 昭和七年六月、協調會發行、川口鑄物業實地調査

更に、東京市の工業状態を見よう。工場統計に據れば、東京府は昭和七年末、工場數地方別分布に於いて首位、職工數分布に於いて第二位に在る。従つて、最近東京市で行つた工業調査（昭和七年中の實績）の暫定報告たる東京市工業調査要約表は、我が工業状態を知る上に頗る役立つのである。此の調査は東京全市に於ける各種工業全般に互り法人と個人の兩者をカード式に纏めたものである。それ故に工業の全部門に互ることゝ、個別調査に基くといふ點に於いて貴重な資料の一である。

先づ調査工場乃至仕事場八萬四千二百七十八を經營組織別に見れば、其の九割七分迄が個人組織で法人組織工場の割合は三%に過ぎない。更に之を従業員數で分類すると従業員十人未満の工場の

(五) 東京市工業従業員數別工場表

總 數	同 百 分 比 (%)	法 人	個 人	一 工 場 當 平 均 生 産 額 (千 圓)
84,278	100.0	2,612	81,666	12.7
14,105	16.7	21	14,084	0.8
50,468	59.9	369	50,099	2.3
15,040	17.9	718	14,322	6.9
1,891	2.3	305	1,586	22.1
1,425	1.7	399	1,026	51.9
626	0.7	281	345	149.8
398	0.5	253	145	434.1
168	0.2	129	39	580.4
116	0.1	98	18	1,364.7
21	0.0	19	2	2,656.0
20	0.0	20	0	7,059.8

(備考) 東京市工業調査

みで九四%五を占め、五十人未満を採れば實に九九%に當り小規模工場が壓倒的優勢を示してゐる。而も其の一六%七が單獨經營に依存してゐるとは注目すべき現象と云はねばならない。而して斯かる小工場の多量的存在は、従業員別一工場當平均生産額の上に顯著な相違を現はしてをる。即ち、工場數の七六%六を占める五人未満工場の一工場當平均生産額は、總平均一萬二千七百圓の五分の一以下といふ驚くべき小額に過ぎない。

更に之を資本金額別に見れば、千圓未満の工場が全體の四四%一に當り、資本金一萬圓以下の工場が九三%八の絶對多數である。然るに之を資本總額から見れば資本金五百萬圓以上の僅か三十九工場で、全資本總額の四三%九を占め、十萬圓以上五百萬圓未満では三

(六) 資本金額別東京市工場数及資本金額

資本金額別	總數	同率 (%)	資本金總額 (千円)	同率 (%)	一工場當平均資本金 (千円)
總數	84,278	100.0	1,252,177	100.0	147.4
百圓未滿	1,580	1.9	88	0.0	0.06
百圓以上五百圓未滿	16,872	20.0	4,847	0.1	0.29
五百圓以上千圓未滿	18,680	22.2	12,800	1.0	0.69
千圓以上二千圓未滿	20,278	24.1	27,688	2.2	1.4
二千圓以上五千圓未滿	16,619	19.7	48,306	3.8	2.9
五千圓以上一萬圓未滿	4,955	5.9	31,972	2.6	6.5
一萬以上五萬圓未滿	3,700	4.4	73,714	5.9	19.9
五萬圓以上十萬圓未滿	644	0.8	42,187	3.4	65.5
十萬圓以上五十萬圓未滿	666	0.8	136,781	10.9	205.3
五十萬圓以上百萬圓未滿	126	0.1	84,679	6.8	672.1
百萬圓以上五百萬圓未滿	119	0.1	239,444	19.1	2,012.1
五百萬圓以上	39	0.0	549,671	43.9	14,094.1

(備考) 東京市工場調査

六%八となり、資本の偏在が顯著に觀られる。而して爾餘の工場乃至仕事場、即ち資本金十萬圓未滿の小規模工場・九九%の資本總額は一九%三といふことになる。其の中で百圓未滿の小資本を以つて事業を營むものさへあるに至つては、如何に大多數の小工場が過小經營の苦汁を嘗めつゝあるかを窺ふに足りよう。

以上によつて見るに、工場數、資本額、生産額等の諸點に於いて過小經營が歴倒的であつて、群小經營競進の實狀を呈してゐることは疑ひを容れ得ない。

(B) 金融機關と其の利用

中小工業の金融機關としては、普通、特殊の兩銀行、信託會社、保險會社、倉庫會社、大藏省預

(八) 借入金先別金融百分比 (%)

總數	銀行		信託		倉庫		信用組合		工業組合		原料材料		保險		無盡		質屋		個人金		其他		
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
總數	100.0	11.2	40.2	0.4	8.5	0.1	0.1	5.0	1.8	0.6	0.2	26.5	12.9	5.3	1.0	6.7	1.1	2.4	0.1	10.4	4.4	31.4	29.7
法人	100.0	27.5	42.6	1.4	10.6	0.2	0.1	4.4	0.8	0.8	0.2	22.9	11.1	5.1	0.6	3.5	0.1	0.7	0	9.8	2.9	26.7	31.0
個人	100.0	9.5	31.8	0.3	0.4	0	0.1	5.0	5.4	0.6	0.5	26.9	19.4	5.1	2.4	7.1	4.5	2.6	0.3	10.5	9.8	31.9	25.3
百圓未滿	100.0	1.1	9.1	—	—	—	—	1.9	2.8	—	—	12.5	3.5	4.8	1.0	4.8	1.9	11.0	0.9	5.5	2.6	58.4	78.2
五百圓未滿	100.0	1.3	3.0	—	—	—	—	1.6	5.5	0.1	0.1	21.7	17.0	6.4	4.8	4.5	6.0	6.2	2.3	10.5	13.1	47.7	48.2
千圓未滿	100.0	2.6	5.6	0.1	0.2	—	—	1.9	4.2	0.6	1.1	29.6	21.0	5.3	4.1	6.2	7.5	3.3	0.8	10.6	12.4	39.8	43.1
二千圓未滿	100.0	5.6	9.0	0.4	0.5	0	0	3.8	5.9	0.8	1.0	31.2	21.3	5.4	3.1	8.0	9.0	1.6	0.5	10.7	14.5	32.5	35.2
五千圓未滿	100.0	11.8	16.9	0.3	0.2	0	0	7.4	9.0	0.7	1.0	28.1	20.1	5.7	3.0	8.6	7.9	1.5	0.5	10.6	13.0	25.3	28.4
一萬圓未滿	100.0	48.9	25.2	0.5	0.4	0.2	0.1	9.1	8.5	1.0	0.8	23.7	19.5	5.4	3.3	8.0	5.9	1.2	0.1	11.0	13.2	21.0	23.0
五萬圓未滿	100.0	25.5	36.1	0.5	0.3	0.2	0.1	8.9	4.6	0.7	0.4	21.9	20.8	4.4	1.4	6.0	2.5	0.7	0.1	11.1	0.6	20.1	33.1
十萬圓未滿	100.0	33.0	38.7	1.0	0.7	0.2	0.2	5.4	1.5	0.6	0.1	19.9	18.2	4.4	2.0	3.9	0.7	0.6	0	10.2	17.5	20.8	25.7
五十萬圓未滿	100.0	36.9	49.7	1.0	1.9	—	—	2.7	0.9	0.7	0.2	22.8	15.7	1.7	1.6	1.0	0.3	0.5	0	7.2	6.0	25.5	23.7
五十萬圓以上	100.0	42.8	43.0	6.1	13.7	0.4	0.1	0.9	0.7	0.9	0.1	20.8	9.2	0.9	0.3	—	—	0.4	0	1.7	0.4	25.1	32.5
一借入營業所平均總額	8.7千円	23.1千円	137.7千円	7.9千円	2.3千円	2.4千円	8.1千円	1.3千円	1.0千円	0.2千円	2.7千円	6.1千円	2.7千円	6.1千円	2.7千円	6.1千円	2.7千円	6.1千円	2.7千円	6.1千円	2.7千円	6.1千円	2.7千円

(備考) 東京市工業調査は、Aは利用工場數、Bは融通金額

金部、産業組合中央金庫、信用組合、工業組合、問屋卸商、無盡、頼母子講、質屋、等々を挙げ得られる。中小工業家は斯かる金融機關は無論のこと、借り得られる處は何處迄も借り盡し、而も踏み倒してゐる者も多い。併し乍ら之も擔保があり、質草を有ち、信用の存する間の金融機關で、擔保物が既

に抵當に入り、舊債償還の夢は遙か彼方に消え去つて、只累加する利拂ひに追はれる今日、彼等中小工業家の叩く處は親戚知友の門から個人金融業者のそれへ移行してゐる。其の日の生計費にすら事缺く是等の人々に利子の高下當否を云々する餘裕はなく、斯くて、利拂ひの爲めの借金が續けられて行くばかりだ。

今、東京市工業調査に依つて金融機關の利用状況を見るに、借入金所有工場の一工場當平均借入額は八千七百圓であるが、法人組織工場の場合は八萬四千二百圓で、個人工場の場合は僅か二千一百圓であるのに比較すれば、甚だしい相違と云はねばならない。之を資本階級別に分類すれば、資本金一萬圓未満工場に在つては平均借入高は三千圓に達せず、此處に中小金融梗塞の顯著な様相が見られる。而して融通金額の多寡を金融機關別に見れば、銀行、其の他、問屋卸商、信託の順に多いが、之を利用工場數の順に分ければ、其の他、問屋卸商が夫々第一、第二位を占め、銀行は第三位に下り、個人金融業者、無盡の順となる。更に之を資本階級別に見れば、其の他なる親戚知人を融資者とするものは零細經營に於いて斷然利用率が高い。只、資本金五百萬圓以上工場の其の他融資額が三二%五の高率を示すのは社債を含むからである。而して問屋卸商、個人金融業者、信用組合に於いても利用率高きは小經營に屬し、銀行、信託、倉庫等は大經營の獨占機關化してゐる。

斯くて、中小工業家が最も安易に利用する機關は、其の他、個人金融業者、原材料問屋卸商であるが、親戚知友のそれは兎も角、金貸は云ふ迄もなく高利であり、原料商に對するそれは、原材料の未拂代金が借金に代つて、賣上代の回収難に代へられ、又卸商に對しては製品前拂を受ける爲め、隸屬關係は一層歪められる。而も一方、銀行は猫に小判の如き縁遠きものと化し、信託、倉庫は領域を異にするが如き存在であり、無盡は未だ補助機關の域を脱せず、信用組合、工業組合は未發達状態に沈淪してをる。即ち、中小工業家に對する金融は極惡の状態と云ひ得られるのである。

③ 輸出工業活況と其の中小工業への反映

金輸出再禁止による爲替下落に惠まれて、生絲を除く我が輸出工業は、昭和七年から八年への飛躍的な發展を見せた。昨年末から今年に及んだ各國の日本商品縮出政策、即ち輸入防壓政策に拘らず、今尙、我が輸出貿易の計數は明らかに上昇過程を辿つてゐる。

之を貿易統計に就いて見るに、昨年一―六月の輸出總額、八二九、八七三千圓に對し、本年同期のそれは一、〇〇三、五八八千圓であつて、一七三、七一五千圓(二割餘)の増加を示してゐる。此の點に於いて我が輸出貿易は、其の持続性如何を別として、好況状態に在ると云はなければならぬ。

斯かる輸出商品を生産する工業の中には、中小經營に依存するものが少くない。人絹、莫大小、陶

(九) 本邦輸出貿易に現はれた
中小工業の地位

	1—6月累計	
	八 年 千円	九 年 千円
計	829,873	1,003,588
輸出	167,499	142,795
生人	32,801	50,297
メリヤ	18,192	23,074
磁製	15,010	17,486
陶磁	11,051	17,211
玩綿	12,025	13,717
綿紙	7,990	11,728
硝子	183,885	232,814
硝其	8,006	9,838
同製品	7,074	9,180
計	366,340	475,448

(備考) 東洋經濟新報第1610號統計月報、
本邦輸出入重要品別概算表より作製

磁器、自轉車、瑛瑯鐵器を中心とする鐵製品、玩具等はそれである。是等の輸出商品に就いて見ても、昭和八、九年前半期對比に於いて表示の如き激増を示してゐる。即ち、少きも一割強、多きは五割強といふ増額ぶりを見るのである。

従つて、最近の輸出貿易の好調が、中小工業にも或る程度迄浸潤したものと解せられる。

併し之を他面から見ると前掲表に示す様に、中小經營に依存することの多い生絲工業に至つては昨年前半期一六七、四九九千圓から、本年同期の一

四二、七九五千圓に下降(一割五分弱)してゐる事實を認めなければならぬ。従つて輸出工業の中でも、此の生絲工業に關する限り、中小經營の打撃は大きいのである。已ならず、我が國貿易の大宗たる綿織物は、昨年前半期の一八三、八八五千圓から本年同期の二三二、八一四千圓へと増進(二割七分弱)してゐるのであるが、此の綿工業は周知の如く、大經營が多く、その他、紙類、罐頭詰食料、硝子及

び同製品等々、大規模經營に依存する輸出工業は決して少くない。

是等の點を考慮に入れると、近時の輸出貿易に於ける好調が、果して何れだけ中小工業に均霑してゐるかは問題と云はねばならない。

(D) 中小工業の將來

中小工業の將來が何うなるかといふことは、中間層一般の問題と共に簡單に見透しをつけることは困難であるが、我々は此の問題に對する回答を與へる前に、中小工業の經營内容が何うなつてゐるかを吟味しよう。

此の問題に關しても、東京市工業調査を役立てれば、其の營業成績は、工場數の多寡に反比例して大經營よりは中經營が、中經營よりは小經營が、より少い純益しか收めてをらぬといふ一般的傾向を示してゐる。而して之を資本階級別に検討すれば、五十萬圓以上の大規模工場が特に巨大な純益額を擧げてをる。即ち收支率に就いて見れば、此の階級の支出率の小なることが判るのであるが、此の支出率と、二千圓未満工場のそれとは内容が全然異なることを注意しなければならぬ。即ち此の内譯を説明すれば、大工場のそれは地代場賃、燃料動力費、賃銀給料等が、大資本の運轉と合理的經營に依つて引下げられて居るに反して、弱小經營にあつては職場代、燃料動力費、給料賃銀等の支出が高く

(一〇) 資本階級別經營比較(%)

資本階級別	收入	支出	純益	對資本純益	工場平均純益千円	分布状況
總數	100.0	81.0	19.0	18.8	2.80	100.0
百圓未滿	100.0	78.8	21.2	265.4	0.15	0.1
五百圓未滿	100.0	68.5	31.5	125.1	0.36	2.6
千圓未滿	100.0	76.2	23.8	64.5	0.44	3.5
二千圓未滿	100.0	79.1	20.9	48.2	0.66	5.6
五千圓未滿	100.0	83.2	16.8	33.7	0.98	6.9
一萬圓未滿	100.0	82.8	17.2	33.3	2.14	4.5
五萬圓未滿	100.0	86.0	14.0	24.3	4.85	7.6
十萬圓未滿	100.0	86.6	13.4	20.3	13.28	3.6
五十萬圓未滿	100.0	84.0	16.0	23.4	48.09	13.6
五十萬圓以上	100.0	78.5	21.5	14.0	706.41	52.0

只、原料材料費が少い爲めに導かれた支出率の低位である。従つて小經營の對資本純益率が驚異的優位を示したとしても、其の一工場當純益の實額が一千圓に充たないものと七十萬圓を越すそれとを同列に論ずることは出来ない。既にA項第六表に指摘した如く、總工場數に於いて僅か〇%二の資本金五十萬圓以上工場の平均純益額が、其の分布状況に於いては過半の五二%を占むるに至つては、自ら社會政策的對象たるものと經濟政策的對象たるものとの相違を明白ならしめてをる譯である。

此處に注意すべきは、一工場當平均純益二千四百圓を收め對資本純益率は三三%三を示す資本金五千圓以上一萬圓未滿の工場が稍々生産費を償ふかに見られることである。併し乍ら、是等の經營内容が極度の勞働強化に依存してゐる實狀を考慮すれば、斯かる收支状況の好調も弱小經營内部に於ける相對的安定を意味するに過ぎない。

手帳の付録

手帳の付録

只、中小工業の場合に於いては中小商業と異り、工業の種類如何と、經營方法の如何に依つて、將來に多少の持続性が見出されるのではないかといふ問題がある。例へば、人造絹織物、モスリン、自轉車、琺瑯鐵器、陶磁器、ブラツシ、セルロイド玩具等の如きは、比較的中小經營に適する工業と見做されてゐる。

最近、商工省で調査を開始した工業經營狀況調及び社會政策時報五月特輯號(日本商品の進出と中小工業事情)の如きは、此の問題に関する興味ある研究を試みてをる。

次に中小工業に於いては、共同經營、即ち組合主義の經營方法が可能であつて、此の方法によつて或る程度の實績を擧げてゐる事實がある。即ち、工業組合に於ける生産設備の共同、原材料購入及び生産品販賣に於ける共同方法等がそれである。現に、陶磁器、琺瑯鐵器、モスリン、輸出縞綿布、綿縮、綿ネル等の工業組合に於いては、かゝる經營の共同に成功しつゝあるのである。

是等の特殊事情に依り、中小工業の或るものは、其の存續を約束するものと云ふことが出来る。併し、我が工業界が、小工場乃至職場の如き過小經營に依存するもの絶對多數を占め、小工業又は家内工業の夥多状態に在る爲め、中小企業者同志の相剋が激烈に展開せられ、結局、彼等自身の經營を窮迫化せしめつゝあるのが其の現状である。

第四節 農村に於ける中間層

一、中層農の實相

日本に於ける中間諸層の中、農村に於けるそれは、我が農村社會其のものゝ特殊性の故に、其の把握を一層困難ならしめてゐる。それは單に耕地所有の面積から許りでなく、經營の形態、殊に多角經營の内容、自給經濟と商品經濟への依存程度如何、等々の諸問題を吟味することに依つて決定されなければならぬからである。所謂「中農」なる言葉の有つ内容もそれを用ひる人々に依つて異なるのであるが、我が農村が幾多の變遷を経て、極めて複雑な階級構成を爲してゐる今日に於いては、單に統計的に其の限界を決定することは種々議論の存する處である。が、假に本調査に於いては、第一節に見た如き中間的社會層の特質に依つて、耕作地一町乃至五町の自作農を中農とし、之に五反歩以上一町未滿を耕作する自作農を含めて中層農と規定しよう。

我が農村状態に關しては、本年報の毎輯採り上げて來た處ではあるが、今、昭和五年の國勢調査に

(一) 耕地所有面積別地主戸數(戸)

	五反未滿	五反以上	一町以上	五町以上	合計
大正九年	2,441,012	1,202,658	1,123,267	173,826	4,939,826
昭和五年	2,524,633	1,256,899	1,120,776	162,637	5,064,945
同 上 七 年	2,546,089	1,286,050	1,125,742	162,457	5,120,338
同 上 率(%)	49.4	24.3	22.7	3.6	100.0
	49.8	24.8	22.2	3.2	100.0
	49.7	25.1	22.0	3.2	100.0

(備考) 本邦農業要覽より作製

據つて産業別有業者の農業人口を見ると、有業者總數の四八%四(一一頁、一表参照)を占め、少くとも此の點に於いては、未だ農業國の地位を脱してゐないと云へる。昭和七年に於ける耕地所有者數は五百十二萬三百戸を算し、之を所有耕地の廣狹に依り分類すれば、曩に規定せる中層農は、五反歩以上一町未滿が二五%一、一町以上五町未滿が二二%〇となり、地主總戸數の四七%一を占めるのである。尙、中層農以下の過小地主(五反歩未滿)は四九%七に當り、五町歩以上の大地主は僅か三%二に過ぎない。

以上は耕地所有面積から見た農村中間層の地位であるが、更に耕地經營面積の廣狹から之を分析して見よう。

之に據り、前掲の所有面積の場合と同じく、五反以上五町未滿を中層農とする時は、所有面積に於ける同層四七%一に對し、六四%三といふ地位を占めることになる。勿論、此の經營面積の場合には、其の中に自作農の主要部分と自作農の一部が存するので、少くとも一町―五反の

(二) 耕地耕作面積別農家戸数(戸)

	五反未満	五反以上	一町以上	五町以上	合計
大正九年	1,986,064	1,852,104	1,642,610	92,319	5,573,097
昭和五年	1,939,404	1,916,367	1,672,998	70,901	5,599,670
同 七年	1,936,419	1,933,219	1,696,680	76,191	5,642,509
同上率(%)	35.6	33.2	29.5	1.7	100.0
	34.6	34.2	29.9	1.3	100.0
	34.3	34.3	30.0	1.4	100.0

(備考) 本邦農業要覽より作製

耕作者三四%三の中から、之等の部分の多くを控除しなければならぬ。併し、経営面積五町以上の地位は1%四といふ極く小部分に限られてをり、此の點に於いて、所有面積の場合と同じく、中小経営が極めて重要な地位を占めてゐるのが判る。而も、之等の人々が、所有意識といふ點に於いて土地と緊密に結びついてゐることは、他の中間的社會群と甚だ異なることを注意すべきであらう。

二、急迫せる蠶絲恐慌の影響

農業恐慌進展の諸様相に關しては、前述の如く本年報の毎輯報告した通りであるが、特に第二輯第二部に於いて、『日本農業の特質は土地所有に於ける、又耕作規模に於ける零細制であり、而して其處にこそ農業恐慌を深化せしめる根因が存する』ことを究明し、第十五輯にも詳細に現恐慌深化の實相を採り上げてをるから、今更、全面的窮迫状態を描き出す要はあるまい。

(三) 道府縣別養蠶農家一戸當り桑園面積(昭和七年)

	養蠶戸數(戸)	桑園面積(町)	一戸當り面積(町)
島馬野	88,303	36,926.6	0.42
知取	82,618	44,085.3	0.53
島本	153,883	73,382.4	0.48
國	94,086	33,803.9	0.35
福群長	33,807	11,088.4	0.33
愛	38,236	9,776.8	0.26
鳥	65,132	17,789.3	0.27
德	2,064,639	625,514.2	0.31
熊全			

(備考) 帝國農會編「農業年鑑」昭和九年版にて作製

養蠶戸數一戸當りの桑園反別を見ると、それが多くは中層農の手によつて營まれてをるであらうことを推定出来る。

即ち、第三表に據つて見ると、全國養蠶戸數一戸當り桑園反別は三段一畝歩に過ぎないから、養蠶農家中で上層部分たる富農の占める地位は極めて小部分に限られると見なければならぬ。而して年産額九千萬貫を上下しつゝある全收繭高の半ばを占める春繭の價額が、昨年に比し殊ど半額以下に慘

そこでこゝには最近またしても農村經濟を脅かしつゝある繭恐慌の影響を見るに止める。そのやゝ詳細なる記述は後に見る通りであるが(第三部第六節)、ところで、斯かる蠶絲恐慌の結果より來る苦難を嘗めるものは、農村に於ける如何なる層であらうか。此の點に關しては今日迄、餘り考察を費されなかつたやうであるが、養蠶農家そのものゝ經濟的地位を分析するならば、二百餘萬の養蠶家の中、其の大部分が中層農に屬するといふ事實を發見する。是は養蠶業は概して自營農によつて行はれるといふ點からも首肯出来るのであるが、更に

落したといふ事實は、産繭賣上を以つて決定的に重要な現金収入とする中層農に如何なる脅威を與へるかは多言を要しない。去る七月二十三日の全國養蠶業組合大會の宣言書は、『窮狀眞に言語に絶すと記してゐるのを附記するに止めよう。』

三、中層農に不利なる社會的諸條件

此處に中層農に對する社會經濟的に不利な諸條件を問題とすると云つても、必ずしも其の全面的觀察を試みようとするのではない。寧ろ、出来るだけ最新の資料に依つてそれ等の中の注目すべき問題だけを取扱ふに止める。而して之は又、中層農だけに限られるものではなく、富農を除き、中層農及びそれ以下の過小地主乃至下層農民全般に觀取せられる様相に就いてゞもある。

(A) 米作者として見たるもの

(イ) 米作者の米穀購買高

現經濟組織の下に於いては、農村は飽く迄逆境に立たねばならないといふとは、米作農民の大多數が、米價高に恵れる處か、寧ろ飯米に悩むといふ皮肉な現象にも見られるのであるが、このとは最近の『飯米飢饉』に端的に反映されてゐる(後述、第三部第六節参照)。何故かゝる現象が生ずるか云

へば、農民の米穀賣買状態を見れば明らかになるであらう。即ちいま米作者の米穀購買状況に就いて見れば、米作農家にして米穀を購買する戸数は農家總戸数の四〇%三に當つてゐる。更に米穀購買農家の内譯を見れば、米作収入を主要収入とする者より、其の他の者の方が多い。之を購買高の割合に見れば、其の他の者は總購買高の七三%九を占めてゐるのである(第四表参照)。而して之等のうちには、恐らく中層農中に多くの位地を占める養蠶農家が少くないであらう。

次に、米作者の月別購買高は十二月を底として漸増過程に在るが、五月頃より急増し、八、九月は最高割合を示し、十月より減じてをる(第五表)。斯くて、飯米缺乏は三四月頃から起るとが了解されるのである。かくて飯米不足に苦惱してゐる者は、富農以下の中層農及び小農、貧農なるとが判る。

例へば現に飯米飢饉對策としての糶解除については、農林當局ですら次の如き見解を採つてゐる。(1) 糶貯藏は遅くも十一月から始めねば實效が無いに拘らず、本年は準備整はず十二月から開始し、而も豫定數量近くなつたのは三月頃であつた。従つて貯藏者は主として大地主で、別段換金急ぎを必要としない處から最も有利な時機に、解除せんとして機を窺つてゐること。

(2) 解除は全國一齊に爲されたのであるから、時機を狙つて落着いてゐても解除漏れになる憂ひはないこと。

(3) 端境期に於ける供給不足を目標に、今一段の米價高を信じ、貯藏者が自重してゐること。

(4) 七月十五日以前に解除すれば金利倉敷料に對する其の月の補償金が貰へないので、七月解除せんとする者も月央以後に申請せんとしてゐること。(東京全販聯日報、第七八五號より)

(六) 經營規模別石當米穀生産費

米作面積	昭和六年		昭和七年		昭和八年	
	戸數 百	生産費 円	戸數 百	生産費 円	戸數 百	生産費 円
五反歩未滿	17	23.94	46	22.21	44	23.30
五反歩—一町歩	135	25.74	251	21.53	292	22.47
一町—一町五反歩	132	23.84	248	21.63	274	22.66
一町五反—二町歩	62	23.02	163	21.11	163	21.95
二町—三町歩	50	21.17	96	20.15	94	21.09
三町歩—四町歩	14	18.47	32	18.59	31	19.46
四町歩—五町歩	5	17.00	11	18.52	11	18.97
總平均	415	23.75	847	21.21	909	22.19

(備考) 昭和九年六月帝國農會發表

なるに従つて低下する傾向が顯著に示される。而も平均生産費は毎年一町乃至二町歩の間に位することは、農家一戸當り耕地面積が田に於いて五反七畝一步といふ典型的零細制なる我が農村經濟の前途に深い暗影を投ずるものと云はねばならない。(第六表)

次に、第七表に依つて生産額と生産費の關係を見れば、生産費は直接間接共に規模の大なるに従ひ確實な足取りを以つて低減してをる。即ち、集約經營から粗放經營への顯著な様相を示してをり、従つて收量も、生産費低下と同一傾向を辿つてはゐるが、收量の低減率は生産費のそれ程甚しくはない。故に、企業的所得に於いて黒字を現はすものは三町五反歩以上のもので、耕作面積の小なる程赤字は増大してゐる。

之を全生産費中に於ける主要費目たる勞賃、土地資本利子、肥料代、諸負擔の地位に就いて見れば、勞賃も不規則乍ら大經營に於いて低減してをるが、全生産費の低減は専ら土地資本利子の低下

(四) 米作者の米穀購買戸數及び購買高

種別	戸數	農家戸數に對する割合 %	購買高 石	總購買高に對する割合 %	一戸當平均購買高 石
農家戸數	5,633,800	100.0	—	—	—
米作者の購買戸數	2,271,577	40.3	7,587,231	100.0	3.34
内 { 米作収入を以て全收入の過半を占むる者	753,286	13.4	1,982,599	26.1	2.63
其他のもの	1,518,291	26.9	5,604,632	73.9	3.69

(備考) 農林省米穀部「米穀要覽」(昭和九年二月)39頁参照

この調査は、全國より撰した九〇九戸の自作農に就いて行はれたのであるが先づ、昭和六、七、八の三年を見るに、玄米一石當生産費は、經營規模の大と

米作農業經營に於いて經營規模の大小が、其の生産費に如何なる影響を齎らすかを、去る六月發表された帝國農會の調査に依つて見よう。

(五) 米作者の米穀月別購買高

月別	米作収入を以て全收入の過半を占むるもの 石	其他の者 石	計 石	同上一ケ年の購買高に對する割合 %		
				%	%	%
11	76,398	326,220	402,618	3.8	5.8	5.3
12	69,504	316,231	385,735	3.5	5.6	5.1
1	63,073	327,839	390,912	3.2	5.9	5.2
2	67,008	337,175	404,183	3.4	6.0	5.3
3	77,688	364,832	442,520	4.0	6.5	5.8
4	106,559	416,792	523,351	5.4	7.4	6.9
5	155,581	488,373	643,954	7.8	8.7	8.5
6	207,795	544,150	751,945	10.5	9.7	9.9
7	266,249	607,741	873,990	13.4	10.9	11.5
8	319,024	661,398	980,422	16.1	11.8	12.9
9	324,874	659,992	984,866	16.4	11.8	13.0
10	248,846	553,889	802,735	12.5	9.9	10.6
計	1,982,599	5,604,632	7,587,231	100.0	100.0	100.0

(備考) 「米穀要覽」(農林省米穀部昭和九年二月)三九頁参照

(口) 經營規模別米穀生産と農家經濟

(七) 規模別反當企業所得表(昭和八年)

規 模	反當 米收量 石	同率(%)	反當 總收入 円	全生 産費 円	生産費同上率(%)			
					直接 生産費 円	間接 生産費 円	企業 所得 円	
五反歩未滿	二・八五〇	一〇〇・〇	六四・六四	七〇・一五	三三・八九	一〇〇・〇	一〇〇・〇	(五・五一)
五反歩一町歩	二・七五三	九六・六	六三・九一	六七・三五	三三・〇三	九六・〇	一〇〇・〇	(三・四四)
一町歩一町五反歩	二・六九七	九五・〇	六一・〇三	六五・五三	三四・〇一	九三・四	一〇一・三	(四・五〇)
一町五反歩二町五反	二・六五三	九三・一	五九・四〇	六三・四四	三三・七四	八九・〇	九五・八	(三・〇六)
二町五反一三町	二・六七六	九三・九	五八・五	五九・八一	三三・九二	八五・三	八四・六	(二・一六)
三町一三町五反	二・六七三	九三・七	五七・六二	六〇・七	三三・三四	八六・一	八二・二	(三・七五)
三町歩一三町五反歩	二・五三〇	八八・四	五四・三一	五四・四九	三三・五七	七七・七	七七・七	(〇・一八)
三町五反歩一四町歩	二・八〇三	九六・四	六一・〇九	五八・二	三五・七七	八二・九	八九・九	(二・九七)
四町歩一五町歩	二・四八八	八六・二	五二・二四	五〇・九	三三・六	七三・七	六九・二	(二・二六)
五町歩以上	二・三六七	八三・一	五二・二	四八・一八	三三・七	七三・七	六七・七	(二・九四)

(備考) 帝農昭和九年六月發表の米穀生産費の分析的考察より作製

に依ることが解る。

こゝに於いて、家族の労働報酬は其の經營者の所得であり、土地資本利子は土地所有者に歸すると云ふ私經濟的見地から、全生産費より土地資本利子を除き、残りを現金部分と自給部分に分け、自給部分は家族労働の生産物と見做して労働所得に歸せしめ、之を企業的所得に加算して労働所得を得る。

(八) 反當全生産費に對する主要費目の割合(%) (昭和八年)

規 模	肥料	勞 賃			諸負擔	土地資 本利子
		家族	雇人	合計		
五反歩未滿	16.3	26.2	5.4	31.6	10.4	30.7
五反歩一町歩	14.6	25.6	3.7	29.3	11.5	32.7
一町歩一町五反歩	15.7	25.6	4.1	29.7	10.9	32.3
一町五反歩二町歩	15.9	26.1	4.1	30.3	11.5	31.1
二町歩二町五反歩	17.9	22.1	6.0	28.2	11.6	29.8
二町五反歩三町歩	18.7	22.4	6.3	28.7	11.3	28.2
三町歩三町五反歩	19.0	19.8	9.0	28.8	11.1	27.8
三町五反歩四町歩	23.0	14.7	10.4	25.1	11.2	23.7
四町歩一五町歩	23.4	15.8	11.4	27.2	11.1	23.7
五町歩以上	22.0	15.1	15.5	30.6	12.1	23.6

(備考) 昭和九年六月帝國農會發表

(九) 反當労働所得表

規 模	總收入 円	現金 支出 円	土地資 本利子 円	支出計 円	差引勞 働所得 円
五反歩未滿	64.64	22.29	21.55	43.84	20.80
五反歩一町歩	63.91	19.99	22.02	42.01	21.90
一町歩一町五反歩	61.02	19.24	21.16	40.40	20.62
一町五反歩二町歩	59.40	19.26	19.43	38.69	20.71
二町歩二町五反歩	58.65	20.61	17.83	38.44	20.21
二町五反歩三町歩	57.62	20.53	17.04	37.57	20.05
三町歩三町五反歩	54.31	19.65	15.17	34.82	19.49
三町五反歩四町歩	61.09	21.09	13.77	34.86	26.23
四町歩一五町歩	53.24	20.60	12.07	32.67	20.57
五町歩以上	55.12	20.24	11.37	31.61	23.51

ば、此の労働所得は規模の大小に依つては些して差異を示してゐない。この事實は中小農經營が如何に家族労働の強化に依存するものなるかを窺ふに充分である。

(B) 金融上の

缺陷

(イ) 全國農村信用組合

貸出狀況

(十) 信用組合階級別分類表

階級別	總組合員數	一組合平均人	百分率%
地主	117,492	17	4.8
自作	551,823	81	23.0
小作	760,946	112	31.7
其他	472,151	70	19.8
計	498,001	73	20.7
計	2,400,415	353	100.0

(備考) 産業組合中央金庫調 (農村に於けるもののみ 6,798 組合につき調査)

(十一) 全國農村信用組合資金組合當平均運用狀況

	5年12月	6年12月	7年12月	8年12月
{貸出金(千圓)} (千圓)	14.8	15.3	15.2	11.9
{貸出割合(%)}	59.1	61.6	60.2	54.8
{預入金(千圓)} (千圓)	5.9	5.2	5.3	5.7
{預入割合(%)}	24.1	21.3	21.1	26.5
{現金(千圓)} (千圓)	3	3	3	4
{現金割合(%)}	1.4	1.4	1.5	1.8
{有價証券(千圓)} (千圓)	16	18	19	15
{有價証券割合(%)}	6.7	7.4	9.9	7.1

(備考) 組合金融第六卷第五號

信用組合は周知の如く都市に比して農村に著しい發達を見てゐるのであるが、農村に於ける信用組合を階級別に見れば、一組合平均組合員數三百五十三人を基準とする百分率は、自作及び自作にて五四%七を占め、組合員に多くの中小農が屬することが解る。而して右の如き構成内容を有つ全國農村信用組合の資金運用狀況

を累年同期比較表に就いて見れば、預け金の増加と貸出金の減少が著しい。斯かる組合單位當り貸付金の減少は、組合員の受信用力低下を意味するが、預け金の増加傾向は又、回收難に對する警戒の現はれで、窮乏に喘ぐ農村社會にとつて信用組合も亦、金融機關として漸次縁遠き存在に化しつつある。

(口) 農業用動産制度利用狀況

(十二) 農業用動産抵當權取得登記成績(昭和九年五月末現在)

動産種別	件數	筒數	債權金額 円	一筒當平均 債權金額 円
農業用機械	13	26	6,870,000	264.23
牛	252	382	40,523,118	106.08
馬	156	251	20,436,250	81.42
漁船	17	18	6,850,000	380.55
計	438	677	74,679,368	110.31

農漁業金融梗塞の窮狀を緩和する目的で昨年十二月一日から實施を見た農業用動産抵當權の制度が不動産に乏しい中小農を如何に潤ほしたであらうか。今、其の利用狀況を見るに、實施後日淺しとはいへ餘りにも普及せざる憾みがある。而も、我が農漁業の零細制の故に、農業用機械にしても簡單な脱穀機すら單獨には購買し得ない

中小農の實狀、及び動力船も未だ一般化しない漁村に對して、斯かる制度は最初から中小農の多く期待しなかつた處であつて、上の表に見る如く、農業用機械、或は漁船を擔保とせるものは甚だ少い。牛の一頭當平均債權金額は百六圓

(十三) 耕地所有面積別地主戸數割合

	地主總戸數	地主總戸數に對する割合(%)			
		五反未満	五反—一町	一町—五町	五町以上
明治44年	4,903,866	47.4	25.7	23.4	3.5
大正 3	4,873,395	48.2	25.0	23.4	3.5
6	4,853,042	48.8	24.2	23.5	3.4
9	4,939,826	49.4	24.3	22.7	3.6
12	4,956,598	49.6	24.3	22.6	3.3
昭和元年	4,997,592	49.9	24.4	22.4	3.3
4	5,040,649	49.8	24.7	22.1	3.3
5	5,064,945	49.8	24.8	22.2	3.2
6	5,095,447	49.8	25.0	22.0	3.2
7	5,120,338	49.7	25.1	22.0	3.2

(備考) 本邦農業要覽參照

を示してゐるが、耕作牛一頭の値が八十圓見當なるに鑑みて、此處に利用せられたものは乳牛であり従つて利用者は牧場主或はそれに類する富農なることが了解せられる。斯くの如く、抵當權を設定せられた動産は何れも中小農の所有範圍から遠いものである。更に府縣別に一瞥すれば、愛媛、島根、岡山、山口、兵庫、宮崎、大分等關西以西の諸縣に廣く利用され、貧窮化の強い東北地方は、僅か宮城、福島之二縣が利用してゐるに過ぎず、此處にも此の制度が普遍化されてゐないことが窺はれる。尙、以上(A)(B)二項の他、公課負擔、或は債務奴隸に等しき實狀等中層農にとつて検討すべき多くの問題を有つのであるが紙數の關係で他日に待ちたい。

四、没落の傾向

以上、我々は我が農村に於ける中間層の概觀を試み、其の現在農村に於ける地位、其の社會的經濟的に不利なる諸條件を考察し、併せて蠶業恐慌が中層農へ如何に深刻なる影響を及ぼしつゝあるかといふ諸問題を把握して見たのである。そこで、之等の諸事情を通觀するならば、中層農の現勢は、都市に於ける中小工業よりは遙かに悪く、絶望的狀態に在ると見られる過小賣商に近いものと云はなければならぬ。蠶業恐慌といひ、米穀生産費の昂騰といひ、公課負擔の苛重といひ、一として中層農

に對する重壓的要因とならぬものはない。加ふるに、解決至難の問題とされてゐる負債の山積は拭ふ可からざる暗影を此の層に投じてゐる。負債整理組合に依る解決方法が、其の懸け聲のみで一向に進展しないのは此の間の消息を物語るものでなければならぬ。

更に、土地所有者としての中層農が數的減退を示してゐることは、又是等の農家の没落を示すかに見えるのである。即ち、第十三表に就いて、所有耕地面積別割合の趨勢を見れば、五反歩未満の小地主が増加傾向を辿つてゐるに反して、一町歩以上の大、中地主は漸減し、中層農にとつて最も厭な事——土地を手放す事さへも、之を餘儀なくされてゐる。而も、地主總戸數は累年漸増してゐるのだから、中層農土地放棄の實狀はより深刻性の濃いものと云はねばならない。

第五節 俸給生活者の性質

一、現在に於ける地位

(A) 特質 俸給生活者又は給料生活者とは所謂『月給取』或は『サラリーメン』であり、事業方面に於ける職員である。故に給料を受けて生活する被傭者であつて、發生的には新中間層に屬する。而して是等俸給生活者は、人口上に於ける其の數的地位は割合に低い、質的には、從來より中間層の指導的立場に在るものと見られ、従つて、社會的地位は相當に高い。

俸給生活者の特質は、一種の勤勞者であるに拘らず、其の社會的地位に於いて、其の外形上、一般勞務者よりも高く、而も、資本家其の上層部分に從屬する使用人として存在する點に在る。之を一言にして云へば、俸給に依存する知識勞働者で、官公吏、軍人、教員、銀行會社員、店員、技師、事務員及び一部の自由職業者等は何れも之である。

(B) 數的地位 大正九年に於ける、職員人口は第二節A表に見た如く、本業者に於いて百五十一萬五千人を算し、本業者總數中に占める割合は五%五である。之は俸給生活者の數的地位を全體的に示す

最近に於ける職員數		人
文同	官員	130,988
	軍軍	354,810
	海陸	13,901
	同下士	8,184
	官員	19,224
	職	198,678
	鐵信	167,839
	察法	63,147
	外内	21,800
	官職	2,621
	吏員	4,518
	吏員	395,251
	教員	234,799
	職員	63,844
	計	19,902
	計	1,699,506

(備考) 第52回帝國統計年鑑に依る、*印は工場統計

一指標であるが、此の他には包括的統計を缺いてゐる。帝國統計年鑑に依り昭和七年—原則として—に於ける俸給生活者を集計すると、第一表の如く總計百七十萬人を得る。此の中、上層階級に屬すると見られる勅任官、將官及び同相當官、大公使等二千餘人を差引いた残りは殆ど全部中間層社會群に入るものと云へよう。而も、

之には銀行會社其の他の職員が含まれないから、同層に占める俸給生活者の實勢は之より大きい譯だ。尙、社會局調査にかゝる、賞與又は手當を含めて年報酬二千四百圓以下の頭腦勞働者即ち職員四十九萬九千九百一人を業態別に分つた分類表がある。之に據れば、總人員中に於いて商業、府縣市町村以外の公共團體、交通々信業、病院診療所等に屬する職員數が目立つて多い。就中、商業は過半の二十八萬人を占め如何にも舊中間層としての殘存勢力の大きいことが窺はれる。(次頁参照)

(C) 經濟的地位 俸給生活者なる被使用人の數的發展が近代社會の發達に依存したことは云ふ迄もないが、それは同時に質的向上でもあつた。而して、斯かる俸給生活者の發生及び増大は資本主義の順

(三) 下層給料生活者と労働者の收支比較表(圓)

		實收以外の収入											
		總額	實收入	全額	繰越	貯金引出	無盡取金	保険金	貸金受入	質入	負債	買掛	其他
50圓未滿	A	83.20	46.91	36.29	17.11	4.54	—	—	1.74	—	4.99	7.91	—
	B	86.67	44.25	42.42	25.46	2.88	—	2.21	0.34	0.15	2.27	9.11	—
60圓未滿	A	96.95	58.01	38.94	24.27	4.74	—	0.27	0.25	—	1.03	7.77	0.61
	B	102.95	55.97	46.98	30.73	4.05	0.15	0.53	0.27	0.06	2.00	9.17	0.02

		實支出以外の支出											
		總額	實支出	全額	繰越	貯金	無盡掛金	保険料	貸金	質受金	負債返還	買掛料	其他
50圓未滿	A	83.20	49.85	33.35	18.40	2.50	0.17	2.19	0.83	—	0.42	8.84	—
	B	86.67	45.77	40.90	26.03	1.79	0.37	0.99	0.09	0.30	2.12	9.20	0.01
60圓未滿	A	96.95	55.73	41.22	24.82	3.84	—	2.25	0.72	—	0.68	8.31	0.60
	B	102.95	51.33	51.62	31.37	5.22	1.01	2.20	0.45	0.10	1.76	9.39	0.12

(備考) 昭和八年版「労働統計要覽」Aは給料生活者Bは労働者

調な發展過程に於いては、労働者層に比して可なり高い經濟的地位を保持してゐたが、資本制經濟が老廢期に入ると、彼等の經濟的地位の上昇は停滯した。にも拘らず、俸給生活者への新規登場は益々旺盛である。此處に當然、其の經濟的地位は低下し、且つ從屬性の永久化と昇進の機會喪失に依つてその社會的地位も亦低下した。

先づ、初任給は切下げられ、昇給の期待からは遠距つて行く。知識と技術を賣る他には資本も生産手段も有たず、此の點に於いて、労働を賣る以外に生活手段を有たない肉體労働者と異らず、ホワイト・カラー・レイバラーと呼ばれてゐるのだ。然るに、其の社會的地位が比較的高い爲め、支出に於いては労働者よりも多い。従つて同一程度の収入に在る此の兩者の家計状態を見れば、俸給生活者の生計はより窮迫してゐる。即ち、實収入五十圓未滿及び六十圓未

(二) 經營種類別職員數

經營の種類	經營の數	人 員		一經營平均人員	
		男	女		
會社經營	24,164人	238,393人	31,557人	269,950人	11.2人
組合又は團體經營	21,590	75,497	14,890	90,387	4.2
個人經營	41,562	104,703	34,861	139,564	3.4
合計	87,316	418,593	81,308	499,901	5.7

業態別	經營の數	人 員		計
		男	女	
農業	1,136人	2,261人	101人	2,362人
水産業	471	1,835	86	1,921
土石採取業	239	598	8	606
水道電氣瓦斯業	1,106	13,397	881	14,278
土木建築業	2,014	10,993	331	11,324
商業	41,062	244,108	37,308	281,416
交通々信業	6,898	40,745	2,398	43,143
教育事業	2,872	10,564	3,630	14,194
社會事業	594	1,468	1,397	2,865
宗教に關する事業	4,360	11,095	1,012	12,107
府縣市町村以外の公共團體	13,842	44,352	3,291	47,643
病院診療所其他之に類するもの	7,499	8,835	28,490	37,325
其他の事業	5,223	28,342	2,375	30,717
合計	87,316	418,593	81,308	499,901

- (備考) (1)昭和七年十一月末現在、内務省社會局調査
 (2)本表の職員とは主として精神的労働を以つて事業の管理事務に従事する被備者にして、年報酬(賞與手當を含む)二千四百圓以下のものを謂ふ。
 (3)本調査に於いては次のものを含まず。
 (イ)工場法及び鑛業法を受くる事業
 (ロ)官公私立學校に付ては教員教授の如く直接教職に従事するもの
 (ハ)神社に付ては宮司、權宮司、禰宜、主典、宮掌、社司、社掌
 (ニ)辯護士、醫師、齒科醫師、藥劑師
 (ホ)健康保險組合の事務を掌るもの。

満の給料生活者と労働者の收支内容を比較すれば、是等下層給料生活者が貯金引出又は負債に依つて辛うじて生活の最低必要費を充たしてゐることが理解される。

二、團結力の薄弱性と其の將來

以上に見る如く、俸給生活者は經濟的非獨立者であり、而も、現在に於いては資本主義上向期に於けるが如く、地位上の向上が殆ど不可能なる已ならず、其の經濟的地位は急速に労働者層に近づき、下層俸給生活者の俸給が熟練工の賃銀より低いとは何人も知る通りである——つゝあるのである。にも拘らず、何故労働組合的團結力に乏しいか。之は彼等が異質的である爲め、社會群全體としての獨自性が稀薄である上、地位境遇に對する傳統的な優越感の惰性が、未だに労働者との區別を要求し、而して、之が團結力を薄弱ならしめ、従つて切崩しを容易ならしめ、鬭争力を去勢してゐるからである。斯くの如く、事實上薄給の使用人たる地位に置かれ、而も労働者に比して、より直接的監督下に曝されてゐるのである。従つて此の階層の將來は、彼等が一切の困難を排して其の組織力を結成し、如上の諸弱點を排除し得るや否やに懸つてゐると云はねばならない。

結語

我々は日本に於ける中間層の地位といふ問題を一應數的に、全面的に把握し、其の個別的部面をして、中小商業、中小工業、農村に於ける中間層及び俸給生活者等の各層の分析を試みた。そして夫々の部面に於いて、出来るだけ最新の資料に依つて、人口上、經濟上乃至産業上の地位を確め、且夫々の中間層に於ける恵まれざる條件や、窮迫原因を指摘するに努めた。

併し、何人も認めるであらう如く、此の中間層に關する分析を爲すには、統計其の他の資料に於いて甚だしき欠除を感じるので、其の分析は寔に不完全に終らざるを得なかつた。のみならず、紙數の制限もあるので山村、漁村、其の他の社會に於ける中間層の分析に觸れることが出来ず、又、中間層の組織問題を初め、其の金融機關、中間層救濟策、及び此の階層の動きと政治動向との關係の諸問題は之を除外することゝした。之等の諸問題に就いては他日を期することゝして、一と先づ此處に擱筆する。最後に、以上を要約して結語を述べるならば、第一に、日本に於ける中間層の多くは、短命的な存在として、甚だしい新陳代謝が行はれるに拘らず、數的には、依然、重要性を失はず、而も、質的には著るしい悪化の傾向を示してゐる點を擧げなければならぬ。中小商工業及び農村の中間層の場合に於いて特にさう謂ふことが出来る。之は、經營内容、生産高、生産費と價格との關係等より見て謂ひ得るのであるが、中間社會群は労働者に比して遙かに多く、上層階級に殆ど等しい從屬者を抱擁し扶持

しなければならぬ地位に在り、且、概して中流の生活を営む點に於いて生計の内部に重大な窮迫原因が伏在する。已ならず、農村に於いて六十億、都市に於いては、土地建物抵當の負債額だけでも二十四億餘萬圓といふ巨額の負債が存し、此の重壓も亦少からざる部分が中間層に降りかゝつてゐるのである。之等の諸點を考察する時は、中間層は、一般に没落の過程に押し詰められてゐると云はねばならぬ。

然るに、他面に於いて、此の中間層は、一方には世界經濟恐慌の深刻なる影響を蒙り、他方には、獨占産業及び金融資本の意識的計畫的な壓力を感じてゐる。官民合奏の合理化運動が如何に中小工業に影響したかは周知の事實であり、中小商業没落の反面に、巨大なる百貨店の繁榮が存し、輸出貿易の昂進及びインフレ景氣が果して何れだけ中間層を潤ほしつゝあるかは我々の既に觀察した處である。

斯くて、中間層の大部分は、極度の貧困と不安に襲はれつゝ辛じて其の外形的地位を維持してゐるといふのが其の實相である。今後に於いて、此の階層が大量的に没落して、プロレタリア、貧農の群に陥るか、それとも何處迄も中間層としての地位を維持して、何等かの新生面を開拓するかと云ふことは、それ自身の自覺の程度如何と、此の階層に對する對策如何に懸つてゐる。そして、ファツシスト運動が果してこの中間層を本當に擱んで立ち上るか、若くは此の階層の唯一更生策と目される組合主義運動が如何なる役割を果すか、は今後の問題として残されてゐるのである。

第三部 各經濟部面の分析と見透

第一節 第二四半期の日本經濟一般

第二四半期日本經濟は、前四半期にまして好調であつた。例へば貿易は愈々増進し、事業活動は榮え、其他物價、倉庫在荷、荷動き等何れも順調なる發展を遂げた。唯生絲恐慌の再來は農村を少からず打撃したが、他面に米穀關係諸法律の發動は農村購買力低下を阻止するに力あつた。勿論我國景氣が頗る跛行的である事は否定し得ぬ事實である。工礦業に於ける好況に對して、農、林、水産に於いては回復の徴候が殆ど見えないか、或は極く輕微のものであつた。そのみでなく工礦業自體にあつてさへ、好況は一部業種に偏つて居つて、一部には未だに不振の業種も残つてゐる。その細い分析は第三部の全頁がそのためにさゝげられてゐるものであるが、今これを概括して云ふならば、日本經濟全體として見れば、第二四半期は米穀對策による農村對策の成果もあつて、全體として頗る靜穩に、且つ前數期以上に好況に推移したものと云つて差支へない。この基調をなしてゐるものは、前數期に引續

いて財政インフレと輸出産業の股賑にあつた事は改めて申す迄もありません。以下諸指標について第二四半期の景氣を細述しよう。

一、物價は微騰

第二四半期の物價は、まだ積極的に烈しく上騰する事はなかつたが、然しながら反對に下押すほどのこともなく、全期を通じて殆ど強保合に終つた。即ち頗る健全な推移と評する事が出来る。例へば第一表に見る如く、昭和六年十一月(金輸再禁止直前)を一〇〇として、昨年末は一三四・四であつたが、一月一三五・八、二月一三七・六、三月一三七・八、四月一三九・五、五月一四〇・一と騰勢を示し、最近の六月は一四〇・二に終つた。云ふ迄もなく、再禁止以後の最高位地ではあるが、さりとて他の經濟部面に新たな影響を及ぼすほどの烈しい騰貴でもない。これを貿易品と國內品とに分つて見ると、貿易品の騰勢が依然顯著で、國內品は寧ろ騰げ滞りの状態である。即ち貿易品は三月末の一六四・二から、六月末には一七一・八となり、四％六の續騰を示し、これを更に輸入品と輸出品とに分つて見ると、輸入品は五％七の騰貴、輸出品は〇％五の下落である。輸入品の騰貴は原料用農産品が世界需給の改善から上騰しつゝあるためで、輸出品の下落は生絲價格崩落のためである。次に國內品を

(一) 貿易品及國內物價指數(6年11月末=100)

年	月末	貿易商品				國內商品		
		總平均	平均	輸入品	輸出品	平均	農産品	非農産品
6.	11	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	12	107.7	114.2	110.3	115.1	103.2	100.2	105.0
7.	1	112.2	115.3	113.7	121.9	106.9	96.0	110.0
	2	115.9	121.1	120.7	122.8	105.9	97.2	107.6
	3	110.9	115.2	114.9	116.3	103.2	92.9	106.0
	4	107.7	110.6	111.6	106.6	101.6	92.9	103.9
	5	105.0	109.4	110.3	108.2	98.5	86.9	102.5
	6	105.5	108.9	109.2	107.3	98.9	88.4	102.0
	7	107.2	112.7	112.2	114.5	99.1	89.2	101.7
	8	121.6	136.7	132.0	157.0	103.0	92.1	106.3
	9	124.2	142.3	139.7	153.1	105.2	96.3	106.9
	10	128.3	148.9	145.7	163.1	107.2	97.9	109.2
	11	134.6	157.4	153.7	173.8	111.3	101.0	113.8
	12	138.6	162.7	158.2	181.6	115.0	105.2	117.0
8.	1	136.7	159.2	158.6	161.6	115.2	112.4	116.9
	2	134.2	155.3	156.5	150.1	112.7	108.7	120.6
	3	131.3	151.1	153.3	141.1	111.1	105.1	117.9
	4	131.0	151.1	152.2	145.9	110.4	104.5	114.1
	5	133.3	155.4	156.6	150.5	111.4	103.0	116.7
	6	137.0	164.4	164.1	165.6	112.2	102.2	118.6
	7	137.7	166.3	167.6	160.8	112.9	103.7	118.3
	8	136.4	164.8	165.4	162.0	112.5	103.9	112.9
	9	139.1	168.9	169.6	165.6	114.8	108.9	118.6
	10	139.9	166.5	168.8	156.8	115.2	110.6	118.2
	11	137.1	161.3	165.3	144.5	115.5	111.1	118.3
	12	134.4	156.2	159.9	140.0	114.2	112.5	115.3
9.	1	135.8	161.3	165.8	142.3	113.0	110.5	114.6
	2	137.6	163.1	167.5	144.4	114.6	114.4	114.9
	3	137.8	164.2	169.0	143.4	114.8	115.8	114.2
	4	139.5	166.5	172.2	142.3	115.9	119.4	113.8
	5	140.1	167.9	173.5	143.4	115.9	119.2	119.2
	6	140.2	171.8	178.6	142.7	114.8	119.2	112.1

(備考) 東洋經濟調の大正2年1月基準指數に付分類平均せる結果を昭和6年11月=100に換算せるもの。

見ると、その三月末の一四・八に對し六月末は一四・八で、全く保合に終つた。これを農産品非農

產品に分けると、前者三%三の騰貴、後者一%八の下落で、米價統制政策の効果がその片鱗を現してゐる。かくて最近の物價の位置を再禁止前に比較して見ると、輸入品七割九分高で最も高く、輸出品四割三分高でこれに次ぎ、國內農產品一割九分高、非農產品一割二分高の順になつてゐる。こゝに現在の景氣昂進の特徴が最も端的に示されてゐるのであつて、景氣の昂進が主として輸出産業振興から生じ國內需要はそれほど高まつて居らぬ事を示すものである。

(二) 東京小賣物價指數

(大正三年七月=100)

六年十一月	一三〇・二	十月	一四〇・〇	九月	一四六・八
十二月	一三六・六	十一月	一四一・六	十月	一四七・八
七年一月	一三八・八	十二月	一四三・〇	十一月	一四九・二
二月	一三六・六	一月	一四八・二	十二月	一四七・七
三月	一三六・四	二月	一四八・八	一月	一四七・三
四月	一三六・〇	三月	一四四・二	二月	一四九・〇
五月	一三六・〇	四月	一四三・六	三月	一四九・〇
六月	一三三・七	五月	一四三・四	四月	一四九・二
七月	一三三・七	六月	一四三・二	五月	一四九・〇
八月	一三〇・二	七月	一四三・二	六月	一四九・九
九月	一三〇・〇	八月	一四三・四	七月	一四九・九

次に小賣物價を見るに、こゝでは反對に輕微の低落が起つてゐる。即ち大正三年七月を一〇〇とする日銀調の東京小賣物價指數は、八年末の一四八・七から、九年四月まで強保合であつたのが、六月には一時に軟化して一四七・九に下落した。しかし、これは景氣に關して何物をも示すものでなく、季節的な一時的なものと考えられる。蓋し六―八月は所謂夏枯れ時で、表を見ても判る通り毎年物價は弱

まるのが例であるからである。要するにこゝでも何らの不吉な變化は見られなかつた。これを金輸再禁止前の六年十一月=100に換算すると一割四分高の程度にすぎず、卸賣物價の四割二厘に遙に及ばない。指數構成上の相違もあるが、一般購買力が未だ低い事をも反映するものである。

轉じて我が國物價の國際的位置を確めると、日英米弗物價比較は第三表の如くであつて、これによれば、九年第一第二四半期を通じて英米の物價は日本と同じく變化に乏しかつたので、従つて日本の國際物價にも取

(三) 日英米弗物價比較 (大正二年=100)

昭和五年平均	一三九・八	①日本	一一二・七	②英國	一一四・七	③美國	一一五・一
同 六年平均	一一七・三	④日本	九一・〇	⑤英國	九三・七	⑥美國	一一八・九
同 七年平均	七三・七	⑦日本	七四・二	⑧英國	六六・六	⑨美國	九三・三
同 八年平均	八一・三	⑩日本	八四・九	⑪英國	八〇・九	⑫美國	九五・七
同 八年末	九三・八	⑬日本	九三・四	⑭英國	九三・二	⑮美國	一一三・五
同 九年一月末	九三・六	⑯日本	九三・三	⑰英國	一〇〇・六	⑱美國	九八・三
同 二月末	九五・五	⑲日本	九五・九	⑳英國	一〇〇・五	㉑美國	九七・二
同 三月末	九六・六	㉒日本	九六・九	㉓英國	一〇一・一	㉔美國	九七・七
同 四月末	九八・三	㉕日本	九八・八	㉖英國	一〇三・二	㉗美國	一〇一・五
同 五月末	九七・五	㉘日本	九七・六	㉙英國	一〇二・二	㉚美國	一〇〇・九
同 六月末	九六・七	㉛日本	九七・六	㉜英國	九九・九	㉝美國	九九・一

立て、云ふべき程の變化は無かつた。例へば八年末と九年六月とを比較して見ると、日本は九五・八から、九六・七に〇・九%の騰貴、米國は九三・四から九七・六に四・五%の騰貴、英國は九九・二から九九・九に〇・七%の騰貴で、米國の騰貴がやゝ目立つ位のものであつた。結局米國物價に對する日本物價の位置は、一〇二・五から九九・三に三%二を低下した。日本の國際物價位置も概して良好である。

二、爲替相場は頗る安定

第二四半期を通じて爲替相場の殆ど不變であつた事も好事情の一であつた。云ふ迄もなく、爲替相場が安定する事は、輸出入貿易の發展にとつて好條件であるからである。殊に最近の我國の如き、主として輸出貿易の股賑によつて、好況を享受してゐる國にとつては尙更である。更に又爲替相場の安定は彼我兩國の經濟の安定の後始めて得られるもので、最近の對米、對英爲替相場の安定は、この兩國の景氣回復を意味するもので、それは又日本經濟にとつて好影響を示したものであつた。

第四表について見るに、對米爲替は八年中に非常な騰貴をしたが、八年十一月以降本年六月迄は大體三〇弗前後に安定した。一方、對英は昨年年中

(四)本邦對外爲替相場		
年月	對米 弗	對英 志
8. 4	21.852	1.2.761
5	23.994	1.2.613
6	25.608	1.2.918
7	23.567	1.2.873
8	26.880	1.2.347
9	26.343	1.2.020
10	27.710	1.2.230
11	30.115	1.2.164
12	30.755	1.2.550
9. 1	30.000	1.2.258
2	29.706	1.2.206
3	29.990	1.2.148
4	30.367	1.2.117
5	30.229	1.2.209
6	29.913	1.2.228

(備考)東京市場期近賣相場

一志二片_右臺に終始したが、本年上半期も亦一志二片前後に落付いて殆ど變化が無かつた。

尤も爲替相場の動きを仔細に見れば幾分騰落の綾は見受けられるが、それは圓貨側の原因に依つて起つたのでなく、殆ど全部弗又は磅側自體の原

因によつて行はれた。即ち本年三月弗貨の平價が改訂され安定を示すや、歐洲諸國から米國に向け資本の回流するもの多く、又從來弗價に對し懐いて居つた不安が一掃されて、その双方から弗貨の位置が幾分高まつたのである。前表の如く圓貨の對米爲替が四月に比し若干低下してゐるのも主としてそのためである。他方磅貨は、前年以來財政状態の改善と産業回復とを反映して安定してゐたが、二月以後何故か倫敦の金塊相場が高位を保つて居り、そのために幾分日英爲替が騰つた。然しながらその騰落割合は何れも小さい。後に世_三經濟に述べる通り歐米とも基調は樂觀的であるので、本年下半年の爲替相場にもさう激變は無いと考へらる。

三、外國貿易は愈々好調

第二四半期の貿易は、第五表にも示す如く愈々好調であつた。先づ輸出は本年第一四半期に於て四億六千三百萬圓に達し、前年同期に對比して九千萬圓(二割四分)の激増であつたが、第二四半期にも五億四千一百萬圓で、昨年同期に比し八千二百萬圓(一割八分)の激増であつた。上半期を通じて昭和六七年當時に比し四割内外の激増であり、實に素晴らしい發展であつた。これを品別に見ると生絲輸出は頗る不振であるが綿織物以下の増加率に驚くべきものがあるのが特長で、恐らく綿織物は今年か

ら生絲と位置を代えて、輸出額中第一位を占むる事とならう。其他では人絹織物、絹織物、綿織絲、機械及同部分品、鐵等が著しい増加を示した。近年關稅引上、輸入制限、輸入禁止の續出してゐるに

も拘はらず、かく輸出が増進してゐる事は、新市場開拓に成功してゐる事と、生産費切下げに努力してゐる事とのためである。そのため中米に對して對前年二五三%の増加、南米に同五八%の増加、阿弗利加に同四〇%増加の如き實に驚異すべき躍進を示し得たのである。そのみならず、歐洲の如き舊市場に對してさへ五五%の増加を示した。

一方輸入は、第一四半期には五億二千八百萬圓で八年同期に比し一千四百萬圓(二分四厘)の減少であつたものが、第二四半期は六億三千萬圓となり八年同期に比し一億五千五百萬圓(三割三分)の増加を來した。結局上半期を通じて十一億五千九百萬圓を示し、昨年に比し一億四千二百萬圓(一割四分)の増加である。この輸入の多かつたのは棉花及び羊毛の輸入が各五千萬圓見當増加せる爲で、其他の原料買付も依然旺盛である。かく

(五) 本邦輸出入貿易(千圓)

年	輸 出		輸 入	
	八 年	九 年	八 年	九 年
一月	107,399	128,288	173,618	144,832
二月	118,931	158,598	181,533	176,620
三月	144,915	175,796	186,402	206,894
四月	371,245	462,682	541,553	528,346
五月	133,151	164,997	157,222	208,691
六月	162,787	192,105	180,555	219,067
七月	192,689	183,904	137,010	201,606
八月	458,627	541,006	474,787	630,264
九月	829,872	1,003,688	1,016,340	1,158,610
十月		147	816,519	
十一月		108	690,752	
十二月				
計年				

(備考) *印概算。

(六) 貿易數量指數

(昭和四年各月一〇〇)

年	輸 出				輸 入			
	一 月	二 月	三 月	四 月	一 月	二 月	三 月	四 月
八 年	七六・〇	一〇四・六	一一八・二	一一〇・二	八七・二	九三・六	一七〇・〇	一七〇・〇
九 年	九〇・七	一三六・五	一三四・〇	二二七・八	六三・三	七四・七	一七〇・〇	二〇九・一
計年								

し三百二十萬圓の著しき改善を示した。

次に三菱經濟研究所調査の貿易數量指數を見るに第六表の如く、昭和四年同期を一〇〇とせる指數は、本年一—四月一—八・九であつて、昨年同期の一〇二・二に比し、一割六分三厘の増加に當り、他方輸入は本年同期間に於て八八・一で昨年同期の九五・八に比し八分三厘の減少である。輸入の減少は印棉不買による一二月の減少の一時的影響であつて表示の如く三月以後は輸入も亦激増して居り、輸出の激増と相俟ち、輸出産業の振興を如實に反映してゐる。

原料買付の多い事は後に再び製品となつて、輸出さるゝもので、今後の輸出貿易の尙樂觀し得る一の根據である。又歐米先進國よりの完成品輸入が極減してゐる事は我が國が工業國に發展せる事の反映である。

次に貿易差額を見ると九年第一四半期は六千六百萬圓の入超、第二四半期八千九百萬圓の入超、合計一千五百五十萬圓の入超で、八年の一千八百七十萬圓の入超に對

(七) 本邦事業活動指數(東洋經濟調)
(ノーマル = 100)

目次	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年
1月	106.9	104.7	86.7	90.0	94.3	99.4
2月	108.3	102.7	86.3	90.8	95.7	100.2
3月	107.9	100.7	85.6	90.6	95.2	100.5
4月	107.4	98.7	85.1	91.1	95.1	101.8
5月	107.7	97.1	85.9	90.8	96.3	102.0
6月	106.8	96.1	86.5	90.9	96.3
7月	107.1	93.1	88.1	89.5	97.3
8月	107.2	90.6	88.9	89.7	98.9
9月	107.8	89.7	89.7	89.8	98.6
10月	107.3	89.6	89.0	91.0	98.3
11月	107.6	88.2	88.5	92.3	98.3
12月	106.5	87.2	88.9	93.9	98.8
平均	107.4	94.1	87.4	90.1	96.9	100.8

四、事業活動はノーマル突破

次に事業活動状態を見ると、それは輸出産業の振興と、軍需産業の好況とを反映していよく好調となり、我社調事業活動指數は本年二月に遂にノーマル線を突破して以後引續き上昇してゐる。即ち第七表の如くである。

が、漸騰して遂に本年二月一〇〇を超えた譯であつた。而してその後も好調に漸騰し、五月は一〇二を示してゐる。

五、鐵道貨物は漸増

以上の如く事業活動が活況を呈して居るので、鐵道荷動きも漸次増大してゐる。即ち第八表に示す如く、本年上半期の鐵道貨物發送噸數は三千六百七十萬噸であつて、昨年比し四百二十三萬噸、一割三分三厘の増加、一昨年比し二割八分の増加である。尤も内容的に見れば、工業活動の反映とは見られぬ米輸送の増加の顯著なる事情が無くもないが、これを除いた處でなほ昨年比し一割二分一厘、一昨年比し二割四分四厘の増加を示してゐる。

(八) 鐵道貨物發送噸數(千噸)

	六年	七年	八年	九年
一月	4,622	4,885	4,936	5,691
二月	4,563	4,732	5,072	5,872
三月	5,725	5,512	5,893	6,737
小計	14,910	15,129	15,901	18,300
四月	5,163	4,741	5,330	6,210
五月	5,267	5,002	5,683	6,367
六月	4,867	4,622	5,608	5,874
小計	15,297	14,365	16,621	18,451
合計	30,207	29,494	32,522	36,751
内米	1,323	1,254	1,208	1,620
木材	2,466	2,383	2,926	3,369
石炭	10,590	10,726	11,875	13,733
肥料	1,914	1,757	1,769	2,027
其他	13,914	13,374	14,743	16,001

なほ細目につき見ると木材、石炭、肥料の如き大嵩な商品の増加も顯著ではあるが、『其他』の項目に含まれる主として消費材の増加も無視し得ざる増加を示してゐる。この事は國內需要も亦、僅かながら増加しつつある事を示すものであつて、財界の發展にとつて、樂觀的な

六、在荷状態は健全

(九) 全國倉庫在荷
個數 (千個) 金額 (千圓)

	米	其他	合計	米	生絲	其他	合計
8年 末	14,880	14,513	28,893	122,301	109,596	353,189	585,086
9年1月 末	20,831	13,875	34,706	131,096	114,580	406,390	652,066
2月 末	24,217	14,386	38,603	212,325	112,627	371,865	696,817
3月 末	26,748	15,613	42,361	235,222	108,434	402,981	746,637
4月 末	27,349	16,233	43,582	342,952	109,207	424,926	777,085
5月 末	26,776	15,649	42,425	239,053	103,433	434,890	777,376
6月 末	25,633	14,575	40,208	228,715	97,854	449,278	775,847
8年6月 末	11,681	17,220	28,901	102,154	90,920	435,892	629,966
7年6月 末	11,581	18,132	29,713	102,602	77,297	366,784	546,683
6年6月 末	6,938	15,175	22,113	47,450	106,290	305,178	458,918

而してなほ一の好事情たるは、倉庫在荷の増加せぬ點である、一般に如何に事業活動が盛んであつても過剩商品が倉庫に、積まれるのでは何にもならないが、最近の倉庫在荷には些もその状態はない。尤も第九表に見る全國倉庫在荷は、八年末に二千八百八十萬個であつたものが漸増して、四月末に四千三百五十萬個になり、六月末には四千二十萬個を示してはゐる。然しながらこれは表を見て判る様に、全く米の在荷が異常に殖えたためである。即ち米穀統制法の發動によつて、地方在米が統制買上を目指し都市の指定倉庫に殺到した結果であるのである。表示の如く米は八年末の一千四百三十萬個から二月末迄に二千五百六十萬個に一千一百三十萬個を増加してゐる。而して米を除いた五十六品の合計は、八年末の一千四百五十萬個に對し、本年六月末には一千四百五十萬個で、全く増加の事實が見られない。序に本年六月末を、前數年の同時期に比して見ると表示の如く、米を除く五十六品は、六

年七年八年に各一千五百萬個、一千八百萬個、一千七百萬個であつて、これに比較すると、最近の在荷高が頗る少い事が明瞭となるのである。尤も金額については、同表に示す如く、米生絲を除く五十五品が六年七年八年に各三億圓、三億六千圓、四億三千圓に對し本年六月末は四億四千九百萬圓で、餘程多いがこれは在庫品内容の變化と物價騰貴のためであらう。

以上、要之、三・四で陳べた如く貿易が輸出入共盛んであり、事業活動が活況を呈してゐるのであるから、倉庫在荷が増加しても當然であるのに反對に減少してゐるのであつて、この事は商品消費力が如何に盛んであるかと云ふ事と、事業經營者が生産制限協定その他の手段を以て生産過剩の阻止に成功してゐる事を示すものであつて、上半期に一部で懸念された如き過剩生産の事實は、大した心配する必要のなかつた事を物語るものだ。

七、見 透 し

以上の如く、我國經濟は輸出貿易の振興と財政支出の増大とを二樞軸として、本年第二四半期は頗る順調な経過を辿つたが、この傾向は今後も相當永く同一状態を續けるものと考へられる。蓋し、基本的事情を變化さすべき要因が突速に働き出す事は、目下の状態では豫想されぬからである。尤も多

少氣懸りの點はある。例へば生絲恐慌の再來、海外諸國の日本商品輸入阻止の諸手段等がそれであるが、他面低金利は不可避的に一層浸潤するであらうし、國內需要も僅かながら増加して來てゐるので、全體としての好調はそれほどには打撃されまい。

第二節 第二四半期の世界經濟

一、米英の景氣は上向した

米國は依然として多事多端であつた。殊に議會が開會中であつたから、それを中心にして色々政策上の論議乃至運動が熾んであつた。銀問題、戦債問題、株式取引所取締法の制定、それから労働爭議の頻發、N・R・Aの實績を檢閲したダロー委員會の報告發表。そのうちでも労働爭議は愈よ劇しくなり遂に桑港の沖仲仕の罷業は七月に入つてからゼネストに擴大し、米國労働史上未曾有の大規模な混亂に陥つた。爭議の中心點はクロズドショップかオープンショップかと云ふ點であるが、それはN・R・Aの根本精神を押し進めて行く過程に於いて當然表面に現はれて來るべき問題であつた。概して云へば、N・R・Aを中心にした紛糾が矢張り米國の基本的な問題であつた。がそれは、目下進行中の桑港ゼネストの経過報告と共に、我々の次輯の課題とし度い。殊に今輯は歐洲の問題に大部分の頁を當てねばならぬから。

扱米國は斯様に問題は多かつたが、併し景氣の大勢的な動きを概観すると、前輯で指摘した一種の安定景氣とも稱すべきものが一層發展した、と結論される。外國からの資金の流入は平價切下直後程多くはなかつたが尙ほ繼續してをり、従つて金融は非常に緩んだ。政府の財政インフレも順調に實現され、生産は増し、就業も増加し、賃銀支拂高も増し、事業収益も増加した。第一表の數字がこれを総合的に實證するであらう。それに農業方面も非常な早害で小麥などは四十年來の不作と傳えられ、そのためにストックが今年は可成り喰ひ減らされるだらうと見透される。救濟費の支出、農産物價の騰貴等で——今更乍ら資本主義經濟の皮肉な現象ではあるが——農産品市場の空氣も一段と明るくなった。

(一) 米國重要經濟指數

英國は米國に較べると、否恐らく世界中の他の何れの主要國よりも平穩であつた。そして事業活動は漸次に高まつて來た。エ社調の事業活動指數は、生産のみならず就業や金融方面のデータまで織込んだ、全く総合的な事業活動指數であるが、一九二四年月平均を一〇〇にして本年四月は一〇九・一に上つた。三三年の平均九九・七、三二年の平均九五・八等より

年	生 産	就 業	賃 銀 支 拂 高	物 價
1933 最低	58.5	56.6	36.9	67.2
1933 最高	89.5	80.0	59.4	95.7
1934 1	73.2	73.3	54.0	95.3
1934 2	76.8	77.7	60.6	97.9
1934 3	78.9	80.8	64.8	96.9
1934 4	79.7	82.3	67.3	96.8
1934 5	80.4	—	—	96.6

(備考) 生産はア社調ノーマル=100
就業數賃銀支拂高は聯邦準備局調
1923-25=100, 物價はブ社調を
1913=100に換算。

は無論遙かに高く、一九二九年平均二一〇・〇に著しく接近して來たのである。それに外國貿易の増加が顯著であつた。六月の輸入は六千十萬磅、輸出は三千六百四十萬磅で、例年の通り五月に比すると輸出入とも稍少い。が併し、昨年六月に比すると輸出は二百六十萬磅、一昨年六月よりは二百五十萬磅、一昨年六月よりは約百萬磅の各増加に當る。そして上半期全體の貿易としても、第二表の様に、殆ど金本位停止前たる一九三一年上半期頃の狀況に復したのである。

最近まで、英國の恢復は主として關稅引上の結果たる輸入品代用産業の勃興を中心とするものだとよく云はれたものである。英國自身でさへも『關稅景氣』(tariff boom)と云ふ言葉を使つた位で、實際、昨年夏頃迄は純粹な國內景氣であつた。英國内の生産が増加し、失業者が減つても、外國貿易は輸出入共に數量的にも金額の上でも減退しつゝあつたのである。が併し昨年の秋からは既に外國貿易も増加する様になり、本年になつてからはこの傾向が益々強い。蓋し英國内の生産が増加するに伴つて原料品の輸入が増し磅の下落に依つて英國金物價の下落が誘致され、従つて輸出も促進されたのである。試みに貿易増加の内容を見ると——最近の貿易月表で五月迄しか分らぬが——輸入では鐵礦、木材、棉花、羊毛、ゴ

(二) 英國上半期貿易(百萬磅)

年	1931年	32年	33年	34年
出 品	199	187	175	189
輸 入	36	29	25	29
輸 入	235	216	200	219
輸 入	418	361	320	363
輸 入	183	145	120	144

ム、輸出では羊毛製品、加工飲料品、金屬製品、機械の増加が顯著である。尙ほ輸出の國別を見ると——第一四半期の數字では——對英領植民地輸出だけが特に増してゐると云ふ事實はなく、對外國貿易の増加も對植民地輸出と殆ど同率である。

(尙ほ英國に就いて特記すべき問題としては、三三—三四年度の財政に於いて豫想外に稅收入が増加したため剩餘を生じ、三四—三五年度には減稅、失業救濟費の増額、官吏増給等が決定せられたが、その詳細は東洋經濟新報一、五九九號一、六〇一號を参照され度い。)

二、爲替低落國と金本位國との景氣の背馳

英米の狀況は以上の様に大體上向過程にあるか乃至は少くとも安定してゐたのであるが、金本位國の狀況は概して悪かつた。先づ、獨逸では對外債務の完全な支拂停止が聲明された。獨逸の國際收支は、輸出貿易不振のため極度に悪化し、既に三三年下半年分の外債支拂は、短資据置協定分とドーズ及ヤング公債を除いた他の長期及中期債務については一部分停止されて來た。其後漸次支拂停止を擴大するの止むない事情にあつたが、三四年四月二十七日から約一ヶ月間伯林で開かれた債權者會議はドーズ及ヤング兩公債を除く長中期債務に就いて六ヶ月間の一般的支拂停止を一應承認したのであ

る。がその後僅かに二週間にして六月十四日ライヒスバンク當局は、ド、ヤ兩公債を含む一切の長中期外債に就き完全なる支拂停止を宣言したのであつた。(この宣言に對しては債權國が猛烈に反對し、英國の分は七月五日の協定に於いて獨逸はド、ヤ兩公債の利拂基金を英蘭銀行に拂込むことになり、佛蘭西に於いては、獨逸よりの輸入品代金を全部一應は爲替決済局に拂込み、そのなかよりド、ヤ兩公債の受取分を差引いてしまふことになつた)。いまやマルクの危機は、後で見る様に、可成り根據の深いものがある。

獨逸ばかりではなかつた。佛蘭西の貿易は五月には遂に法安定後の最低に落ち、物價も勿論引續き低落した。伊太利では六月末日に終る財政年度(三三—三四)が三十億リラ以上の赤字になりさうだと云ふので、四月十六日から官吏の減俸を實施した。一ヶ月五百リラの給料を得る者は六%減俸とし、これを最低に累進課稅として最高は二〇%、減俸年額四十億リラに上ると云ふ。同時に獨身者稅を五〇%増し、また家賃の引下げを命令した。經濟界にはこれと前後して、株價の低落、伊太利銀行の金準備減少、リラ爲替の現送點以下への一時的低落と云ふ現象が現はれた。更に瑞西でも、三月末に一度金本位の危機が傳へられ、その前後に(即ち二、三、四の三ヶ月間に)三億六千四百萬法の金流出を見た。その後金融的には一應落着いたが、三四年度の財政は十億法餘の赤字になり、その赤字を節